

3 総務委員会関係

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 秘 | | 書 | | 課 |
| 広 | 報 | 広 | 聴 | 課 |
| 防 | 災 | 機 | 管 | 室 |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 部 |
| 総 | | 務 | | 部 |
| 理 | | 財 | | 部 |
| 市 | 民 | 生 | 活 | 部 |
| 総 | 合 | 事 | 務 | 所 |
| 出 | | 納 | | 室 |
| 消 | | 防 | | 局 |

名誉市民・栄誉市民

1 名誉市民

(1) 根拠規定 長崎市名誉市民条例（昭和 24 年 12 月 26 日制定）

(2) 対象者

社会の進展又は文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、世の尊敬を受けた市民又は本市に縁故の深い者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への招待

イ 年金 50 万円の支給

ウ 死亡に際しては、弔詞及び弔花の贈呈

エ その他市長が必要と認めた待遇又は特典

オ 上記のほか、市議会の議決を経ての市公葬

(4) 顕彰者

| 氏名 | 選定年月日 | 功績概要 |
|-------------|----------------------|---|
| 永井 隆 | 昭和 24 年 12 月 3 日 | 原爆被爆医学者として、原爆病と闘いながら病床より「原子病概論」「長崎の鐘」等原爆の悲惨さを訴え、また、平和の願いをこめた著書を世に送り、復興途上にあった本市市民の精神的支柱となり、全国民に愛と平和に対する認識を新たにさせた。 (S26. 5. 1 没 享年 43 歳) |
| カロライン・S・ペカム | 昭和 32 年 7 月 12 日 | 円満な人格と高邁な識見をもって、40 年余にわたり本市の女子教育に尽瘁され多くの人材を養成された。また、本市の文化向上のため各種文化事業に進んで協力され、その生涯の殆んどを本市の教育文化の向上のために捧げられた。 (S57. 12. 12 没 享年 91 歳) |
| 古屋野 宏平 | 昭和 43 年 12 月 21 日 | 原爆被災により荒廃した長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）の復興に献身的努力を重ね今日の基礎を築かれた。また、公安委員会の委員長、各種の文化団体等の要職にあり、幅広い活動を続けられ市民福祉の向上、学術文化の振興発展等に貢献された。 (S51. 1. 20 没 享年 89 歳) |
| 田川 務 | 昭和 44 年 3 月 29 日 | 昭和 26 年から 16 年間長崎市長として、原爆で荒廃した本市の復興に献身的努力を重ね、昔日にまさる復興をなしとげた今日の躍進の基盤を築きあげるとともに、市民生活の向上発展にも大きく寄与された。 (S52. 9. 5 没 享年 79 歳) |
| 諸谷 義武 | 平成 8 年 3 月 28 日 | 昭和 42 年から 12 年間長崎市長として、広域産業都市及び国際観光文化都市の建設に日夜尽力され、市民の福祉の向上に大きく貢献された。また、芸術文化の先駆者として本市の芸術文化の礎を築かれ、その振興発展に多大の貢献をされた。 (H14. 4. 16 没 享年 95 歳) |
| 土山 秀夫 | 平成 22 年 12 月 13 日 | 核兵器廃絶地球市民集会実行委員会の委員長として、4 回にわたり「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を開催するなど、被爆者と市民、NGO が主導する長崎独自の平和活動を築き上げるとともに、核兵器廃絶の取組における理論的、精神的支柱として、長崎市の平和行政に大きく貢献されている。 (H29. 9. 2 没 享年 92 歳) |

| 氏 名 | 選 定 年 月 日 | 功 績 概 要 |
|----------|---------------------|---|
| カズオ・イシグロ | 平成 30 年 3 月 15 日 | 昭和 57 年に、戦後間もない長崎市を舞台とした長編小説「遠い山なみの光」で本格的にデビューした後、ブッカー賞をはじめ数々の文学賞を受賞されるなど、長崎市出身の日系英国人小説家として文学分野の振興、繁栄等に尽力し、世界的な地位を確立されており、その卓絶な功績により、平成 29 年にノーベル文学賞を受賞された。 |

2 榮譽市民

(1) 根拠規定 長崎市榮譽市民規則（昭和 54 年 5 月 15 日制定）

(2) 対象者

本市の住民又は本市に縁故の深い者で、次のいずれかに該当すると認められるもの

ア 公共の福祉の増進又は産業、経済若しくは文化の発展その他について、その功績が特に顕著であり、市民の敬愛の的として仰がれる者

イ 都市の親善に寄与し、その功績が顕著である者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への参列

イ その他市長が必要と認める待遇又は特典

(4) 顕彰者

| 氏 名 | 顕 彰 年 月 日 | 功 績 概 要 |
|-----------|----------------------|--|
| 田 口 長 治 郎 | 昭和 54 年 5 月 16 日 | 水産関係団体の要職を歴任され、昭和 24 年以来 20 数年にわたり衆・参両議員として国政に参画し、本市の水産界の振興発展はもとより、原爆被災後の戦災復興や都市の近代化の推進に多大の貢献をされた。 (S54. 5. 4 没 享年 85 歳) |
| 今 村 等 | 昭和 54 年 11 月 16 日 | 炭鉱労働者出身として労働運動に入り、以後その生涯を通じ一貫して地方第一線の労働運動家として活躍された。この間、日本鉱夫総連合会中央執行委員・日本労働組合同盟中央執行委員などの要職を歴任、また、長崎市議・県議を務めた後、衆議院議員として地方政治並びに国政に参画し、労働運動の先駆者として役割を果たし、労働運動の発展を通じて公共の福祉増進と地方自治・国政に多大の貢献をされた。 (S54. 11. 1 没 享年 87 歳) |
| 江 角 ヤ ス | 昭和 55 年 12 月 1 日 | 大正 15 年 4 月以来、54 年間人間性豊かな情操を養う女子教育の第一線で活躍され、この間、長崎・東京・鹿児島に学校法人純心女子学園を創立し、私学の振興に多大の貢献をされた。また、自らの原爆被災の体験から、日増しに高齢化し、今なお原爆の後遺症に苦しむ老人への奉仕を願って社会福祉法人純心聖母会を設立し、恵の丘長崎原爆ホームなどを建設して社会福祉の増進にも多大の貢献をされた。 (S55. 11. 30 没 享年 81 歳) |

| 氏 名 | 顕 彰 年 月 日 | 功 績 概 要 |
|-----------|----------------------|--|
| 西 岡 ハ ル | 昭和 58 年 12 月 20 日 | 婦人代表として婦人参政権運動に尽力され、昭和 28 年 3 月、自由党初の女性参議院議員として国政に参画し、遺家族・引揚者・その他恵まれない方々への施策、売春防止法の制定、児童福祉施設などの整備促進を図られた。また、新聞社の要職を歴任され、地方文化の向上と地域の振興はもとより、原爆で荒廃した郷土の復興のために活躍され国政に多大の貢献をされた。 (S58.11.30 没 享年 77 歳) |
| 住 田 政 之 助 | 昭和 60 年 4 月 8 日 | 昭和 26 年 4 月から連続 6 期 24 年間長崎市議会議員として、市政発展のため寄与され、国際文化都市・広域産業都市建設の推進に大きく貢献された。この間、連続 3 期 12 年間にわたり市議会議長に就任し、円満な人格と卓越した識見により、円滑な議会運営を推進され、地方自治の育成発展に顕著な功績を残されるとともに、多年にわたり社会福祉関係団体の要職にあつて、社会福祉の増進にも努められた。 (S60.4.7 没 享年 84 歳) |
| 小 林 ヒ ロ | 昭和 60 年 4 月 26 日 | 昭和 26 年 4 月から 1 期 4 年間長崎市議会議員、その後 4 期 16 年間長崎県議会議員として、市政発展のため寄与され、特に戦後の混乱期にいち早く婦人会を結成し、多年にわたり婦人団体の要職を歴任され、豊富な経験と卓越した指導力により、婦人の地位向上に多大の貢献をされた。さらに、原水爆禁止運動にも積極的に取り組み、今日の平和推進運動の基盤確立に尽力された。 (S60.4.24 没 享年 87 歳) |
| 調 来 助 | 平成元年 4 月 27 日 | 昭和 17 年長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）教授に迎えられ、昭和 20 年 8 月 9 日の原爆による壊滅的状况の中で、被爆者の援護・治療にあたられ、その後も被爆者の検診を行うなど医療や研究に取り組みされた。原爆症の調査・研究を通じて被爆者行政の推進に尽くされた。 (H元.4.15 没 享年 89 歳) |
| さ だ ま さ し | 平成 16 年 4 月 13 日 | 昭和 47 年のデビュー以来、長崎にちなんだ曲を数多く作り、芸能活動をとおして本市の紹介に努められ、昭和 62 年から平成 18 年まで毎年 8 月 6 日に、平和コンサートを無料で開催された。また、平成 10 年に「長崎ブリックホール」の名誉館長に就任、さらに、平成 15 年には「ながさきピースミュージアム」を開館され世界へ平和を発信されるとともに、長崎を題材にした本人原作の小説を映画化し、全国に長崎をアピールされるなど、文化、産業、経済の振興発展に多大の貢献をされた。 |
| 松 田 皜 一 | 平成 19 年 12 月 27 日 | 長崎市観光協会（現一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会）や長崎伝統芸能振興会の会長、長崎商工会議所会頭などを多年にわたり務められ、本市の観光・文化・経済の発展に多大な功績を残された。また、長崎県観光連盟会長も歴任されるなど、本市だけでなく長崎県の発展にも貢献された。 (H19.11.18 没 享年 85 歳) |

| 氏 名 | 顕 彰 年 月 日 | 功 績 概 要 |
|---------|----------------------|--|
| 西 岡 武 夫 | 平成 24 年 1 月 10 日 | <p>昭和 38 年 11 月から衆議院議員を 11 期、参議院議員を 2 期務められ、その間本市出身者として初の参議院議長に就任されたほか、文部大臣などの要職を歴任され、国政の中枢にあって我が国の発展に尽力された。また、地域の実情にも精通され、原爆被爆者援護の充実、教育施設や新幹線をはじめとした社会資本の整備などの各分野において、多大の貢献をされた。</p> <p>(H23. 11. 5 没 享年 75 歳)</p> |
| 谷 口 稜 暉 | 平成 29 年 10 月 25 日 | <p>被爆者運動に立ち上げから加わり、長年にわたり被爆者の援護の充実、被爆の実相の継承、核兵器廃絶のための活動に尽力され、国内外の平和推進に大きく貢献された。特に平成 22 年のニューヨーク国連本部での N P T 再検討会議では、焼けただけた自らの「赤い背中」の写真を掲げて核兵器廃絶を世界に向けて強く訴えられるなど、平成 29 年 7 月の核兵器禁止条約の成立に大きく寄与された。</p> <p>(H29. 8. 30 没 享年 88 歳)</p> |

広 報 ・ 広 聴

郷土「長崎」や市政全般にわたる情報を市民に周知するとともに、市政に対する市民の意見等を広く聴き、市民のニーズの把握と行政情報の発信を双方向でつなぎ、市民の声を行政運営に活かしながら、情報発信を一体的に行う。

1 広 報

(1) 印刷刊行物による広報

| 名 称 | 型 式 | 部数・発行日等 | 配 布 方 法 |
|---|-----------------|--|--|
| 広報ながさき 創刊 S 26. 1. 10 (市政展望) 改称 S 42. 10. 1 | A4 判 36 ページ | 約 160,000 部 毎月 1 日発行 | 自治会・配布グループを通じて各世帯へ配布。 本館案内所、地域センター、郵便局などにも設置。 |
| 生活便利ブック 創刊 S 57 (ながさき市民便利手帳) 改称 S 63. 3 (NAGASAKIガイドBOOK) 改称 H 10 (生活便利ブック) | A4 判 180 ページ | 約 208,000 部 官民協働事業による「ゼロ予算事業」として発行 隔年発行(最新版:平成 30 年 3 月) | 平成 30 年 4 月、ポスティング方式により全世帯配布。 以降、転入者へ、地域センター窓口等で個別配布。 |

(2) テレビ・ラジオ放送による広報

| 番 組 名 | 放送局 | 放 送 日 | 時 間 | 内 容 |
|--|------------|-----------|--|-----------------------------|
| テ 週 刊 あ じ さ い | N B C | 毎 週 日 曜 日 | 11:40~11:45 | 主に市政ニュース 市からのお知らせ |
| | K T N | | 11:45~11:50 | |
| | N C C | | 11:55~12:00 | |
| | N I B | 毎 週 土 曜 日 | 16:55~17:00 | |
| レ デ ー タ 放 送 | N B C | 毎 日 | 24 時間 | 市からのお知らせ・防災情報 |
| | 長崎ケーブルメディア | | | |
| ビ ケ ー ブ ル ワ イ ド 「なんでんカフェ」 (市トクながさき) | 長崎ケーブルメディア | 毎 週 金 曜 日 | 17:00~ (生放送) 約 15 分 19:00~ (再放送) 約 15 分 21:00~ (再放送) 約 15 分 23:00~ (再放送) 約 15 分 | 市政についての詳しいお知らせ (ゲストコーナー) |
| ラ ジ オ | N B C | 毎 週 土 曜 日 | 10:25~10:30 | 市からのお知らせ |
| | F M 長 崎 | 毎 週 月 曜 日 | 9:05~9:10 | |

(3) 日刊紙による広報

- ・長崎市役所だより……水曜日と土曜日の長崎新聞に、随時、市からのお知らせを掲載。

(4) インターネットによる広報

市政の動き、観光案内、平和・原爆、国際情報など、市のさまざまな情報を発信している。

また、平成 22 年 12 月からは、メール配信サービス（メールマガジン）、平成 23 年 7 月からはツイッター、平成 24 年 3 月からはフェイスブックを開始している。

(5) その他の広報

・市政と暮らしの出前講座

市政と暮らしに関する 75 のテーマについて、市職員が出向いて、分かりやすく説明する講座を開催している。

対 象 者：市内に居住または通勤・通学する原則 15 人以上のグループ

講 演 料：無料

開催場所：市内（主催者が指定する場所）

開催回数：平成 29 年度 202 回

(6) 市政記者を通じての広報

ア 市政記者クラブ加盟社（13 社）

長崎新聞、西日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、共同通信、時事通信、NHK、NBC、KTN、NCC、NIB

イ 記者会見

市議会定例会に提案する議案の説明など、原則、月に 1 回の市長記者会見を行っている。なお、平成 22 年 4 月からインターネットによる動画配信を開始している。

ウ 記者発表

市政記者室において、各所管により市政記者に対し、行事・事業等について随時発表を行っている。

エ 資料提供（投げ込み）

市政に関する事業や行事等について、広報広聴課を通じて資料提供を行っている。

2 広 聴

(1) 市政への提案

市民等の市政に対する意見や提案を受け、市政運営に役立てる。

また、提案等とそれに対する市の考え方や対応を公表する。平成 14 年度から実施。

・平成 29 年度提案件数 195 件

(2) 陳 情

各種団体等からの陳情に対応している。

・平成 29 年度陳情件数 18 件

(3) 市政モニター

市民のニーズや意見等をアンケートによって聴取し、市政の参考にする。昭和 43 年度から実施。

平成 24 年度からは、アンケートにインターネットを利用できる環境を整えている。

・平成 29 年度モニター数 208 名

(4) パブリック・コメント制度

市の重要な計画等を策定する場合、素案の段階で広く市民に公開して意見等を募集し、寄せられた意見を参考にしながら計画等を決定する。

併せて、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する。平成 15 年度から実施。

・平成 29 年度実施件数 11 件

3 コールセンター

長崎市コールセンター「あじさいコール」を平成 22 年 10 月 1 日に開設。

市民から寄せられる市政に関するさまざまな問い合わせを、電話・ファクス・インターネットなどで一元的に受け付け、迅速かつ的確に情報を提供する。

併せて、市の代表電話番号を統合し、コールセンターで電話交換業務も行っている。

・電話番号：095-822-8888

・受付時間：午前 8 時から午後 8 時まで／年中無休

・平成 29 年度総応答呼数 200,220 件（1 日平均 549 件）

防 災

1 防災体制の強化

本市は、斜面都市という地形上、大雨や台風などの際は、がけ崩れや浸水被害が発生しやすい都市構造をもっており、昭和 57 年の「7.23 長崎大水害」、平成 3 年の「台風 17・19 号」により大きな被害を受けた。

そこで、このような風水害や平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震などを教訓にして、災害が発生した場合の情報収集や人命救助を最優先する初動体制の確保を図るとともに、市民に対する防災情報等の伝達のため防災行政無線などを整備している。

また、地域住民が自分たちの住んでいる地域の危険箇所や避難場所を確認するとともに、災害時の避難経路などをみんなで話し合いながら作成する、地域防災マップづくりに取り組んでいる。

さらに、避難勧告等の発令に関する具体的な判断基準を定め、避難情報を的確に提供することにより、地域住民の災害時における円滑な避難の確保に努めている。

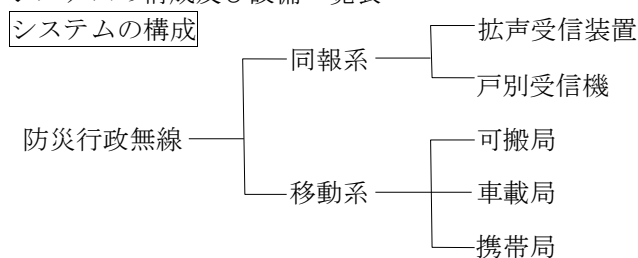
一方、市民に対しては、運動会やお祭りなど定例的な地域イベントを活用した防災活動を提案するなど、効率的に防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の結成促進や、活動の活性化に努めている。

(1) 防災行政無線の設置

ア システムの概要

消防局及び旧行政センターに親局を設置し、公園等に設置した拡声受信装置のスピーカーを通して気象情報や災害時の情報及び行政広報等を放送するとともに、各地区の自治会長宅などに戸別受信機を配置し、情報伝達の徹底を期している。また、市役所本庁及び旧行政センターに基地局を設け、可搬局を地域センター・消防局庁舎に、車載局を公用車に、ハンディ型の携帯局を関係部局にそれぞれ設置し、災害時の情報収集、救援活動等の円滑・迅速化を図っている。なお、平成 19 年 4 月から合併町を含めた全市一斉放送ができるよう整備を図った。

イ システムの構成及び設備一覧表



防災行政無線設備一覧表

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 同 報 系 | | | 移 動 系 | | |
|---------------------------------|-------------------|-------|--------------------------------|---------|-----|
| 操 作 卓 | (親 局) | 8 | 統 制 卓 | (親 局) | 6 |
| 副 操 作 卓 | | 8 | 副 統 制 卓 | | 1 |
| 中継局 (八郎岳、瀬古、権現、橋の山、遠見、大野岳、土井の浦) | | 7 | 中継局 (彦山、檜山、権現、橋の山、遠見、大野岳、土井の浦) | | 7 |
| 子局 | 拡 声 受 信 装 置 | 379 | 遠 隔 制 御 器 | | 15 |
| そ の 他 | 戸 別 受 信 機 | 8,711 | 子 局 | 車 載 局 | 124 |
| | 拡 声 ス ピ ー カ ー 延 長 | 69 | | 携 帯 局 | 73 |
| | 自 治 会 有 線 | 7 | | 可 搬 局 | 22 |
| | 戸 別 拡 声 受 信 装 置 | 112 | | | |

ウ 防災行政無線の開局

昭和 59 年 4 月 27 日（同報系設備は平成 10 年度、11 年度に再整備を行い、平成 17 年 1 月 4 日及び平成 18 年 1 月 4 日の市町村合併により新たに合併町分を引き継ぐ。

また、平成 22 年度から平成 25 年度に屋外スピーカーの設置密度を向上させるため、再整備を行った。）

(2) 自主防災組織の結成状況等

平成 30 年 4 月 1 日現在、市内 983 自治会のうち、583 自治会で自主防災組織が結成されており、結成時には、防災活動に必要な資機材を 32 品目の中から地域の実情にあわせて選択していただき、現物支給している。なお、ヘルメットなどの 5 品目については必須としている。

| 番号 | 防災用資機材 | 点数 |
|----|----------|----|
| 1 | コーンヘッド | 3 |
| 2 | カラーコーン | 4 |
| 3 | 腕章 | 6 |
| 4 | ウォータータンク | 8 |
| 5 | ※懐中電灯 | 8 |
| 6 | 石み | 9 |
| 7 | ヘッドライト | 11 |
| 8 | 折込のこ | 12 |
| 9 | 鎌 | 14 |
| 10 | 延長コード | 14 |
| 11 | ※ヘルメット | 16 |
| 12 | スコップ | 16 |
| 13 | 誘導用ライト | 16 |
| 14 | ブルーシート | 17 |
| 15 | ベスト | 18 |
| 16 | 充電式ラジオ | 20 |
| 17 | パール | 21 |

| 番号 | 防災用資機材 | 点数 |
|----|-----------|-----|
| 18 | ガストーチ | 21 |
| 19 | つるはし | 23 |
| 20 | ※避難誘導用ロープ | 23 |
| 21 | 格納ボックス | 40 |
| 22 | 屋外作業灯 | 41 |
| 23 | リュックサック | 45 |
| 24 | 搬送用 1 輪車 | 62 |
| 25 | 脚立 | 69 |
| 26 | ホワイトボード | 93 |
| 27 | 救急箱セット | 121 |
| 28 | ※拡声器 | 126 |
| 29 | ※担架 | 132 |
| 30 | トランシーバー | 137 |
| 31 | 災害工具セット | 142 |
| 32 | 搬送用 2 輪車 | 158 |

- ・※印の防災用資機材は必須品目
- ・必須品目を含めて合計点数が 600 点以内になるように選択

(3) 避難所等の指定について

ア 避難所の指定について

避難所は、災害により住宅などに被害を受け、日常生活を営めなくなった場合に、住民を一時的又は一定期間内収容する施設で、現在、公立の学校の体育館等並びに市立の公民館等の公共施設を中心に、自治会の公民館などの民間施設も含めて、次の表のとおり 263 箇所を指定している。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 種 類 | | 構 造 | |
|---------|--|-----------|---------|
| | | 鉄 筋・鉄 骨 | 木 造 |
| 公 共 施 設 | 公立の学校 市立の公民館 その他 | 箇所 169 | 箇所 4 |
| 民 間 施 設 | 私立の学校 自治会の公民館 私立の幼稚園 寺、教会、その他 | 45 | 45 |
| 合 計 | | 214 | 49 |

イ 避難場所の指定について

地震及び大火災等により、人命に大きな被害が予測される場合に、市民が一時的に避難する公園、緑地等の空地で、平成 30 年 4 月 1 日現在、市内に 151 箇所指定している。

(4) 長崎県河川砂防情報システム（ナックス）の利用

長崎県土木部砂防課から送られる県内の累積雨量及び時間雨量などの情報や土砂災害危険度に関する情報の提供をインターネットにより受け、避難情報の発信等に役立てている。

(5) 防災情報提供システムの利用

気象台が専用のホームページで提供する気象情報に市関係所属のパソコンからアクセスし、必要な情報が取得できるようにしている。

(6) 防災情報システム等の運用

平成 19 年 3 月から「総合消防情報システム」のひとつとして、複雑多様化する災害状況に対し、迅速かつ的確に対応できる防災情報システムを運用している。

また、災害情報テレホンサービスや防災情報メール配信サービスの提供、市ホームページでの避難所情報、防災行政無線情報などの公開、さらに、フェイスブックやツイッター、テレビのデータ放送を利用した情報発信も行っている。

(7) 緊急速報メールの導入

平成 24 年 5 月から、避難勧告や避難指示などの緊急性の高い情報を携帯電話（3 社）へ一斉に配信する緊急速報メールを導入している。

(8) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の導入

国から人工衛星を用いて送信される地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、防災行政無線などにより市民へ放送するためのシステム（Jアラート）を平成 23 年 3 月から導入している。なお、平成 26 年 3 月に、受信から放送までを自動で行うことが可能となる自動起動装置を導入している。

総 合 計 画

長崎市では、平成 23 年度（西暦 2011 年度）から平成 32 年度（西暦 2020 年度）までを計画期間とした「長崎市第四次総合計画」を策定し、将来の都市像やその実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す基本構想と同構想において定めたまちづくりの方針などを達成するための各種の施策体系を示す基本計画を定め、まちづくりに取り組んでいる。

基本構想では、将来の都市像を「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」と掲げ、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界の長崎」としてキラリと光る存在感のあるまち、だれもがライフステージに応じて豊かでいきいきと暮らせるまちをめざしていくこととしている。

また、都市像を実現するにあたってのまちづくりの基本姿勢を「つながりと創造で新しい長崎へ」と掲げ、市民、企業、行政などがお互いにつながり、力を合わせて、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進めていくこととしている。

基本計画については、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、5 年ごとに改定することとし、平成 28 年度（西暦 2016 年度）から平成 32 年度（西暦 2020 年度）までを計画期間とする後期基本計画を策定している。

なお、長崎市第四次総合計画の策定にあたっては、「市民と行政が共有し、ともに取り組む計画」という位置づけのもと、策定過程における市民参画の拡充を図るとともに、基本構想そのものを「長崎市総合計画審議会」委員と行政が双方向で提案し、協力してつくりあげるといった新たな手法を用いている。

1 長崎市基本構想（平成 22 年 12 月 13 日 議決）

(1) 基本構想策定の趣旨

時代の流れはもとより、長崎市の現状や特性を踏まえたうえで、まちづくりに関わるすべての人々が、希望をもってともに取り組むために共有する「将来の都市像」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す。

(2) 時代の大きな流れと長崎市の現状

ア 世界の流れと日本の流れ

《世界の流れ》

- グローバル化と新興国の台頭
- 地球温暖化の進行
- 世界的な人口増加とエネルギー・食料・水の供給制約
- 核兵器廃絶を求める声の高まり

《日本の流れ》

- 少子化による人口減少と高齢化
- 我が国経済の停滞・産業競争力の低下

- 国家財政の悪化の懸念と行財政改革を求める声の高まり
- 地域主権への意識の高まり
- 健康、安全・安心及び人権に対する意識の高まり

イ 長崎市を取り巻く現状と中長期的展望

- 急速な人口減少と高齢化
- 経済の停滞と厳しい雇用状況
- 国からの地方自治体への関与の見直しと地域主権
- 地域コミュニティ再生、市民活動への意識の芽生え
- 平和に対する意識の高まり

(3) 長崎市がめざす方向

特異な歴史のなかで育んできた独特の文化や産業、平和への強固な想いなど、長崎ならではのポテンシャルを最大限に活かして、個性を明確化し、それを広く世界へ発信することによって、世界の人々に認められる都市をめざしていく。

また、アジア地域との歴史的なつながりなども活かしながら、アジア地域にとどまらず、世界とつながり、世界へ貢献し、交流の場の提供を行いながら、都市規模ではなく、個性と存在感で世界に輝く長崎を創っていく。

さらに、すべてを人間から発想し、国籍や性別などにかかわらず子どもから高齢者までだれもが支え合い、つながりを持ちながら、それぞれのライフステージに応じて、生きがい、働きがいをもって生活することができ、このまちに住み続けたいと実感できるよう、一人ひとりがお互いにやさしく、人を大事にするまちをめざしていく。

(4) 将来の都市像とまちづくりの基本姿勢

ア 将来の都市像

個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市

イ まちづくりの基本姿勢

つながりと創造で新しい長崎へ

(5) 将来の都市像へ近づくための重点テーマとまちづくりの方針

- 個性を活かした交流の拡大
まちづくりの方針A：私たちは「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざします
- 平和の発信と世界への貢献
まちづくりの方針B：私たちは「平和を願い、求め、つくるまち」をめざします
- 地域経済の活力の創造
まちづくりの方針C：私たちは「活力に満ち、発展し続けるまち」をめざします
- 環境との調和

まちづくりの方針D：私たちは「環境と調和する潤いのあるまち」をめざします

- 安全・安心で快適な暮らしの実現

まちづくりの方針E：私たちは「安全・安心で快適に暮らせるまち」をめざします

- ともに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現

まちづくりの方針F：私たちは「人にやさしく、地域でいきいきと住み続けられるまち」
をめざします

- 創造的で豊かな心の育成

まちづくりの方針G：私たちは「豊かな心を育むまち」をめざします

- 多様な主体による地域経営

まちづくりの方針H：基本構想の推進（つながる＋創造する）

重点プロジェクト

「長崎市第四次総合計画」に掲げるめざす将来の都市像の実現に向けて、特に進化が必要な重点分野（「経済」「まちの形」「まちを支える仕組み」）を具体化するため、組織横断的な12の重点プロジェクトを定め、スピーディーで着実な推進を図っている。

| 重点分野 | プロジェクト名 |
|-----------|--|
| 経済 | ① 世界遺産推進プロジェクト ② 長崎サミットプロジェクト ③ 国際観光客誘致プロジェクト |
| まちの形 | ④ まちぶらプロジェクト ⑤ 都市再生プロジェクト |
| まちを支える仕組み | ⑥ 市役所カワルプロジェクト ⑦ 市庁舎建設プロジェクト ⑧ 地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト ⑨ 行政サテライト機能再編成プロジェクト ⑩ 公共施設マネジメント推進プロジェクト ⑪ 長く元気で！プロジェクト ⑫ 地域包括ケアシステム構築プロジェクト |

※出島表門橋架橋プロジェクトは平成29年度で終了

長崎創生

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき平成 27 年度（西暦 2015 年度）から平成 31 年度（西暦 2019 年度）までを計画期間とした「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少克服と地方創生を目的として、長崎市の実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめている。

総合戦略では、長崎市の強みである有形・無形の地域資源を活かし、観光をはじめとした「人」の交流によって経済を活性化させるため、「交流の産業化」をキーワードに「人を呼ぶまち」から「人を呼んで栄えるまち」へという方向性を定め、特定戦略として『交流の産業化』による地方創生を掲げ、長崎市が誇る有形・無形の地域資源に磨きをかけ、情報を国内外に発信し「人」の交流を生み出し、質の高いサービスを提供するための創業や既存事業の拡充を図り定住人口の減少に伴う消費縮小を補うことで、雇用創出と所得向上につなげていくこととしている。

また、少子化と若年層の転出超過に起因する長崎市の人口減少対策にあたっては、「結婚や出産を望む市民の希望実現につながる環境をつくる」、「若者が長崎に定着できる環境をつくる」という視点のもと、特定戦略の推進と連携させながら、基本戦略として「経済を強くし、雇用をつくる」、「新しいひとの流れをつくる」、「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つまちをつくる」、「将来を見据えたまちの基盤としくみをつくる」という 4 つの基本目標を定めて、人口減少の克服をめざしている。

なお、「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行にあたっては、行政だけの取組だけでなく、地域における新たな施策を一体的に推進するため、「産・学・官・金・労・言」（産業界、教育機関、行政機関、金融機関、労働団体、メディア）の各団体や市民が当事者意識をもって、様々な知恵や新たな発想を積極的にとりいれながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性をもって着実に実施することとしている。

長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成27年度～31年度)

人口減少克服と地方創生を目的として、長崎市の実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるもの。総合戦略においては、特に力を入れて取り組む施策について重点化し、他団体の取り組みを含め戦略的に取りまとめるもの。

特定戦略:「交流の産業化」による長崎創生 「ながさき未来Dejima戦略～“人を呼ぶまち”から“人を呼んで栄えるまち”へ～」

長崎市が誇る有形・無形の地域資源に磨きをかけ、情報を国内外に発信して「人」の交流を生み出し、質の高いサービスを提供するための創業や既存事業の拡充を図り、雇用創出と所得向上につなげる取り組み。

その結果、市民が自らの個性や強みを活かせる新たな仕事を創出できる、選択できるまち長崎が実現することで地域資源がさらに磨かれ、交流の拡充が図られるという好循環の確立をめざす。

施策

- 1 顧客創造プロジェクト
- 2 価値創造プロジェクト
- 3 交流を支える都市の基盤整備
- 4 交流の産業化を進める体制づくり



基本戦略:人口減少克服

基本目標

施策

A 経済を強くし、雇用をつくる

| | |
|----|-------------------|
| A1 | 地場産業(農)の強化 |
| A2 | 地場産業(食)の強化 |
| A3 | 農林水産業の活性化 |
| A4 | 商売を中心としたサービス業への支援 |
| A5 | 創業の支援 |
| A6 | 中小企業の経営基盤の強化 |
| A7 | 労働環境の改善 |
| A8 | 地元就職・定着に向けた取り組み |
| A9 | 企業誘致の推進 |

B 新しいひとの流れをつくる

| | |
|----|------------------|
| B1 | U・I・Jターン者への雇用の確保 |
| B2 | 農林水産業への就業促進 |
| B3 | 住まいに関する支援 |
| B4 | 長崎で暮らす能力の発揮 |
| B5 | 長崎で学ぶ能力の向上 |

C 安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つまちをつくる

| | |
|----|-------------|
| C1 | 若い世代の経済的安定 |
| C2 | 結婚、妊娠、出産の支援 |
| C3 | 子育て環境の充実 |
| C4 | 学校教育の充実 |

D 将来を見据えたまちの基盤としくみをつくる

| | |
|----|-----------------------------|
| D1 | ふるさと長崎を愛する心の醸成 |
| D2 | 地域コミュニティの活性化 |
| D3 | コンパクトを都市づくりと周辺等の交通ネットワークの形成 |
| D4 | 将来に向けた公共施設等の見直し |
| D5 | 広域連携の推進 |

2 長崎創生プロジェクト事業

市民、企業、大学、地域、NPO等と人口減少に対する危機感を共有し、人口減少の克服と長崎創生にオール長崎市で取り組む機運の醸成を図るため、新しいアイデアの実現に向けた民間団体等の自主的かつ主体的な取組みを事業認定や補助金により応援している。

(1) 長崎創生プロジェクト事業認定制度

民間の企業・団体等が主体となって取り組む事業等を募集し、「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進のために有効であると認められる事業を「長崎創生プロジェクト認定事業」として認定する。

(2) 交流の産業化リーディング事業費補助金

「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の特定戦略『「交流の産業化」による長崎創生』を実現するため、新たな消費拡大に向けた取組みに資する事業で申請があったものに対し、予算の範囲内で補助金を交付し、その取組みを支援する。

大 学 連 携

1 游学（ゆうがく）のまち長崎

長崎はかつて高い志を持つ多くの人々が集い、学んできた游学のまちであり、再び長崎のまち全体が貴重な学びの場となるような游学の地として個性と魅力を高め、若者をはじめ多くの人々が交流するまちとなるために具体的な取組みを進めている。

(1) 「游学のまち長崎」推進協議会

長崎のまち全体がさらに貴重な学びの場となるための取組みを展開するにあたり、長崎地域の大学・短期大学との連携・協議の場として、市長と各学長で平成 20 年 5 月に設立した。

(2) 学生地域連携活動支援事業「游学のまち de やってみゅーで “Uーサポ”」

大学と地域の連携により、学生の能力を活かし、地域の活性化を図るとともに学生の成長等をめざし、地域ボランティアを希望する学生と若い力を必要とする団体（自治会など）のマッチングを平成 23 年度から実施している。

2 長崎地域の大学との包括連携協定の締結

長崎地域の各大学と長崎市が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として、包括的な連携事項等について協定の締結を行っている。（長崎大学・長崎総合科学大学・長崎外国語大学・長崎純心大学・長崎女子短期大学・活水女子大学）

3 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）との連携

長崎大学が中心となって産学官が協働して、魅力ある就業先や雇用の創出に取り組むとともに、地域が求める人材育成に努める取組みが、文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」に採択され、今後、若者の県内定着、産業振興及び地域人材育成などの様々な分野で連携・協力することにより、地方創生の推進を図ることとしている。

市 民 協 働

近年、市民自らの意思で地域活動やボランティア活動などを通じて社会に貢献しようとする気運が高まっている。それはまさに『市民力』（市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力）であり、今や地域課題を解決する主体として、各種の活動を行う市民活動団体が活躍している。こういった動きを受けて、本市においては、市民との協働を推進している。

1 市民力推進委員会

(1) 設置目的

市民の自主的、自発的活動である「市民力」の向上について、市民活動に関する知識・経験を有する者及びその関係団体から幅広く意見の聴取を行った「市民力向上検討会議」において提出された報告書（平成20年3月提出）に基づき、「市民力」の推進や連携強化に向けて、本市が行う各種施策についての助言を行う。

(2) 担当事務

本市の市民力及び本市と市民との協働の推進に関する重要事項の調査審議及び審査に関すること

(3) 実績（平成29年度）

計9回の会議を開催（うち審査部会6回）。

2 ちゃんぼんミーティング

(1) 目的

まちづくりについて、地域で活動している個人又はグループが、市長と意見の交換を行うとともに、参加者同士のネットワーク化を図り、本市の活性化につなげる。

(2) 開催回数 計5回

(3) 実績（平成29年度） 参加者 33団体62人 個人12人 合計74人

| 開催日 | テーマ | 参加グループ（個人）数 |
|----------|------------------------|------------------|
| 1 6月30日 | 集まれ！まちづくりに取り組む青年部・青年団 | 7団体15人 計15人 |
| 2 8月30日 | 広がれ！ボランティアの輪～学生編～2017 | 5団体13人、個人3人 計16人 |
| 3 9月29日 | 子どもたちへ伝えよう！本の楽しさ・おもしろさ | 8団体16人、個人2人 計18人 |
| 4 10月30日 | 寄付から考える長崎のまちづくり | 9団体12人 計12人 |
| 5 12月26日 | みんなで語ろう！長崎のインスタ映え!! | 4団体6人、個人7人 計13人 |

(4) 特製ちゃんぼんミーティング

ア 目的

平成19年度以降に開催した「ちゃんぼんミーティング」参加者が一堂に会し、各テーマ以外の参加者との交流を図り、市民活動のネットワークを広げる。

イ 開催日 平成30年3月3日（土）

ウ 開催場所 長崎市消防局講堂

エ 参加実績 23団体57人（個人参加含む）

| 参加団体 | |
|--------------------------------|--------------------------|
| アートマニアながさき | NPO法人 子どもの人権アクション長崎 |
| NPO法人 相談室ほっとルーム | 川に学ぼうかい in 浦上川 (川平地区) |
| 琴海地区地域おこし協力隊 | 子どもの権利条約ながさきネット |
| サポートプラザあじさい 放課後等デイサービス あじさい | ジュニアリーダー「空」 |
| とらねこ文庫 | 長崎純心大学 |
| 長崎商工会議所青年部 | 長崎親善人形の会(瓊子の会) |
| ながさき双六の会 | ながさきダンカーズ倶楽部 |
| 長崎東山手洋館活用プロジェクト | ハンズオンながさき |
| 日見っ子アフタースクール | ファシル |
| +ing (プラスアイエヌジー) | F's Company (フーズカンパニー) |
| まちづくり活動研究所 | もってこい長崎レクリエーショングループお手玉の会 |
| MODAL | |

3 協働のまち魅力発信事業

(1) 目的

多様化する市民ニーズや地域課題の解決に向けて、「協働」が特別なものではなく、いつでもどこでもできるという意識の醸成を行うことが重要であり、その有効な活用方法として、幅広い世代に対して情報伝達の効果が高いとされるテレビを活用し、協働の事例や市民活動団体等を分かりやすく市民に広く周知する。

(2) 事業概要

ア 長崎市広報番組「もってこ～い市民力」

ケーブルワイド「なんでんカフェ」のうち10分間。4/1～3/31 (1本/月)

イ 長崎ケーブルメディアチャンネルガイド掲載

毎月25日発行。配布世帯数65,000世帯(長崎市・長与町・時津町)

(3) 実績(平成29年度 計12回放映)

| 放映月 | テ ー マ | 関 係 先 |
|-----|-----------------|----------------------------|
| 4月 | 絶滅危惧—長崎文化再生事業 | 長崎町人町プロジェクト まちなか事業推進室 |
| 5月 | 子育て支援のネットワーク | 長崎市子育て支援ネットワーク連絡会 |
| | 鯉のぼりのような元気なまちに | 西北町熊ヶ倉自治会 地域コミュニティ推進室 |
| 6月 | 元気がいちばんたい！健康まつり | 保健医療関係機関、健康づくり団体 健康づくり課 |
| 7月 | おひぎで絵本 | とらねこ文庫 |
| | やさしいゲームと昼食会 | 城山南部自治会 地域コミュニティ推進室 |
| 8月 | 夏の伝統文化体験教室 | 長崎国際文化協会 文化振興課 |

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| 9月 | 「ながさ kids★town」 | NPO 法人インフィニティー |
| | 高城台森作り会・炭出し体験 | 高城台小学校コミュニティスクール 高城台森作り会、地域コミュニティ推進室 |
| 10月 | アスレティックトレーナーによる子どもの体力向上事業 | アスレティックトレーナー長崎県協議会 健康教育課 |
| 11月 | 八幡きゃーぶりな祭 | まちづくり八幡座 |
| | どいのくび祭 | 土井首地区コミュニティ協議会 地域コミュニティ推進室 |
| 12月 | 子どものゆめフェスティバル 2017 | 長崎子ども会育成連合会 こどもみらい課 |
| 1月 | 親子森遊び～もりのおうち | 自然共育コミュニティ森のわ |
| | 西北の未来について考える | 西北小学校区の住民のみなさん 地域コミュニティ推進室 |
| 2月 | ながさき異文化ちゃんぽんフェスタ | 留学生、国際交流活動団体 国際課 |
| 3月 | いのちの授業 | 特定非営利活動法人エフ・フィールド長崎 支部 |
| | 笑顔でつながる ALL 横尾 | 地域コミュニティ推進室 |

4 提案型協働事業

(1) 事業概要

市民活動団体等の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と行政との協働で、地域の多様な課題の解決に取り組む制度。市民活動団体等と事業担当課が、協議・調整を経て企画した事業について2回の審査を行い、翌年度実施する事業を決定する。

(2) 事業種別

ア 市民提案型協働事業

市民活動団体等が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を自ら提案し、本市と協働して行う事業

イ 行政提案型協働事業

行政が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を市民活動団体等が提案し、本市と協働して行う事業

(3) 実績（平成 29 年度採択事業、平成 30 年度実施事業）

市民提案型協働事業 1 件（継続）、行政提案型協働事業 1 件（新規）

5 協働クロストーク

(1) 目的

毎回テーマを設け、市民活動団体等と市職員が、そのテーマに関係する長崎市の事業について、意見交換を行うことで、事業改善のヒント、アイデアに気づき、事業を磨き上げるきっかけづくりとする。

(2) 事業概要

市民活動団体等と市職員合わせて 30 名程度が 1 グループ 6 名程度のグループに分かれ、ワークショップ形式で意見交換を行う。

6 市民活動表彰

(1) 目的

公益的な活動に取り組んでいる市民活動団体に対して、その活動を市民・企業・行政が連携して表彰することで、より一層の活動の充実に繋げ、今後の活動の発展へのきっかけづくりとなることを目的とする。

(2) 事業概要

本事業により、様々な活動に取り組んでいる市民活動団体があることを広く知ってもらうために、市民参加による選考を審査に盛り込む。さらに、社会的意義や重要性に対する理解を高めるために、市民、企業、行政が一体となった実行委員会形式の運営を行う。

(3) 実績（平成 29 年度）

ア エントリー団体 26 団体

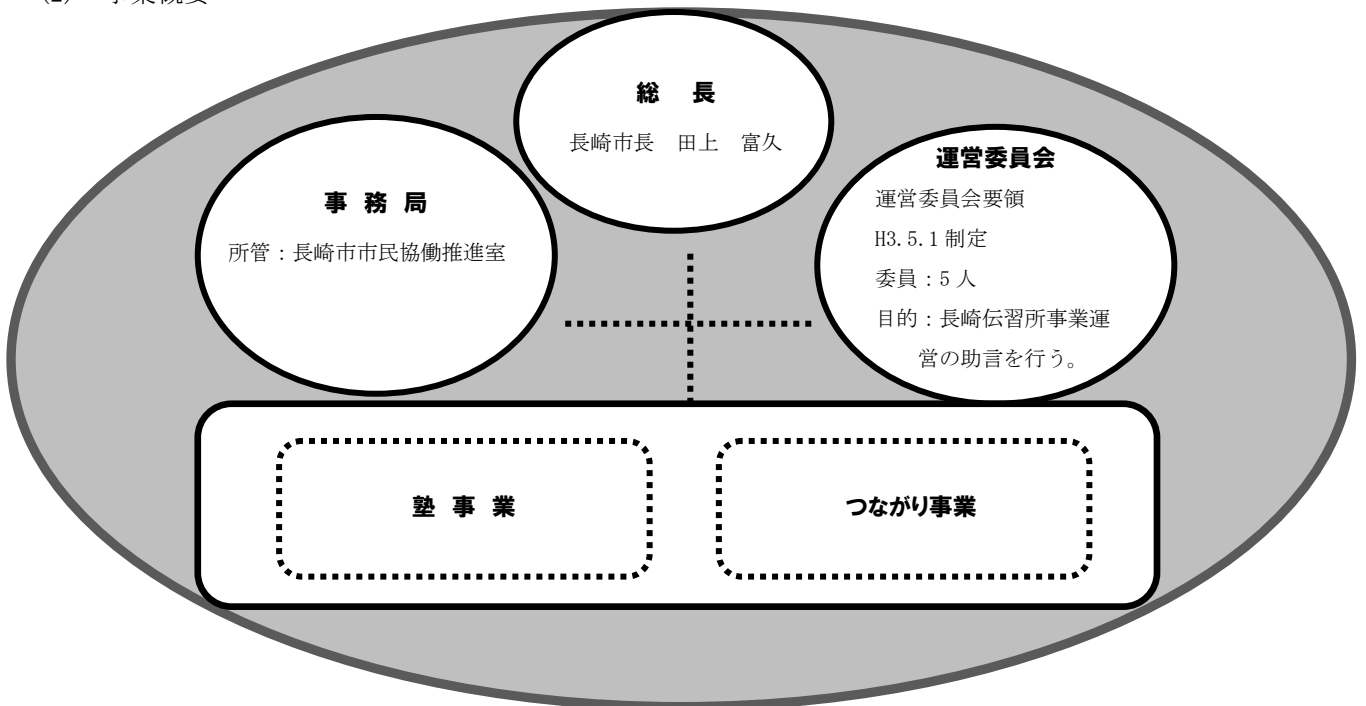
イ 表彰及び副賞 第 1 位(10 万円)、第 2 位(5 万円)、第 3 位(3 万円)、奨励賞(1 万円)×5 団体

7 長崎伝習所事業

(1) 目的

市民と行政の有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、もって長崎の再生と創造に寄与する。

(2) 事業概要



ア 塾事業

市民と行政が連携して、自由な実践活動により魅力的なまちづくりの提案を行うとともに、地域の人材を育成し、人的ネットワークの形成を構築することを、目的として活動を行う事業。

実績：塾教 延 274 塾、塾生総数 延 9,531 人（昭和 61 年度から平成 29 年度まで）

イ つながり事業

地域の住民同士をつなぎ、まちづくりリーダーの育成などを行う事業。

8 市民活動支援補助金

(1) 目的

市民活動を行う団体の活性化及び充実を図り、市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを推進するため、市民活動団体が自主的・主体的に行う公益的事業に対し補助金の交付を行う。

(2) 補助金種別及び補助対象事業

ア 市民活動スタート補助金（上限額 10 万円、1 団体 1 回限り）

設立 3 年未満の市民活動団体が、その活動基盤を整え、充実させるために行う事業に対する補助

イ 市民活動ジャンプ補助金（上限額 50 万円、1 団体通算 3 回まで）

1 年以上継続して活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う事業に対する補助

ウ 市民活動人材育成補助金（派遣：上限額 1 人 5 万円、年度内 1 団体 2 人まで、開催：上限額 1 事業 10 万円、年度内 1 団体 1 回まで）

1 年以上継続して市民活動をしている市民活動団体が団体の構成員の人材育成のために行う研修等派遣事業又は研修等開催事業

(3) 交付実績（平成 29 年度）

ア 市民活動スタート補助金（交付団体計 0 団体・交付額計 0 千円）

イ 市民活動ジャンプ補助金（交付団体計 5 団体・交付額計 1,176 千円）

ウ 市民活動人材育成補助金（交付団体計 8 団体・交付額計 366 千円）

9 市民活動センター「ランタナ」

(1) 目的

様々な分野のボランティアや市民活動を行う方々、またこれから活動しようと考えている方々のための交流拠点として開放し、ネットワーク化を進め、市民活動の活性化を図る。

(2) 事業概要

ア 市民活動を行う者の交流の促進

イ 市民活動に関する研修会、講座等の開催

ウ 市民活動に関する相談

エ 市民活動に関する情報の収集及び提供

オ センターの施設及び設備の提供

（有料）：事務室 5 室、会議室、事務機器（印刷機、大判プリンター等）

（無料）：交流サロン、作業スペース、ロッカー、メールボックス、長崎伝習所の部屋

(3) 場所 長崎市馬町 21-1（開設日 平成 20 年 10 月 1 日）

(4) 開館時間 平日 8:45～22:00 土日祝日 8:45～17:30

(5) 休館日 1/1～1/3、12/29～12/31

(6) 実績 来館者数 6,375 人（H29 年度）開設後累計 59,498 人（H20.10/1～H30.3/31）

(7) 平成 30 年 4 月 1 日から、管理運営を直営から指定管理者（NPO 法人環境保全教育研究所）へ移行

地域コミュニティ

急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や一人暮らし世帯の増加など家族形態の変化、価値観や生活スタイルの変化などに伴う無関心や個人主義の広まりなどにより、地域の一員であるという地域属性の意識や地域の連帯感が持ちにくい状況にある一方で、東日本大震災以降、地域コミュニティの必要性は改めて認識されている。そこで、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域を支える新しいしくみづくりを行う。

また、“地域での「支え合いの力」をもっと強くし、地域と市社会福祉協議会、市などが協力して地域課題に取り組む”という方向性を示した「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」（計画期間：平成28～32年度）に基づき、今後さらなる地域福祉の推進を図る。

1 地域コミュニティを支えるしくみの制度構築

地域コミュニティを支えるしくみをモデル事業として実施し、しくみの立ち上げにおける課題の抽出や市の支援のあり方について、具体的に検証を行い、下半期から条例化を含めたしくみの制度化をめざす。また、地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等の支援を行う。

- ・地域コミュニティ推進交付金

2 市民等からの意見聴取

本市の地域コミュニティ施策の推進にあたり広く市民の方々からご意見をいただく。

- ・地域コミュニティ推進審議会
- ・地域での意見交換会

3 「(仮称)地域コミュニティ連絡協議会」の設立に向けた支援

地域課題の抽出や解決に向けた取組みについて話し合う場の開催を通して「まちづくり計画」の策定を行い、「(仮称)地域コミュニティ連絡協議会」の設立に向けて支援する。

- ・地域の話し合いの場づくり支援

4 リーダーの発掘・育成

地域の担い手等を対象とした講座を開催し、一体的な地域運営に必要とされる知識やスキル等の習得に向けた支援に取り組む。

- ・わがまちみらいマネジメント講座の開催
- ・わがまちみらい情報交換会の開催
- ・先進地視察（地域運営研修）

5 まちづくり支援職員の資質向上

まちづくりの専門家を招聘し、まちづくりを支援する職員の資質向上に取り組む。

- ・地域コミュニティ活性化アドバイザー委託
- ・まちづくり支援職員研修の実施

2つの世界遺産推進

長崎市は平成27年7月に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に続き平成30年7月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されたことにより日本で初めて「2つの世界遺産があるまち」となった。

1 構成資産の保全と受け入れ態勢の充実

- (1) 「産業革命遺産」は、構成資産を適切に保存管理するため、端島炭坑等の調査を実施するとともに、関係自治体と連携して周知啓発等を行い世界遺産価値の理解促進を進める。
- (2) 「潜伏キリシタン関連遺産」は、構成資産及び重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、調査や整備を行う。また、説明板等の設置による来訪者受入態勢の充実や記念事業等の実施により市民への周知啓発を図る。
- (3) 2つの世界遺産に共通した受け入れ態勢の取り組みとして、引き続きJR長崎駅に長崎市世界遺産案内所を設置する。

2 市民と協働するための体制づくり

世界遺産の価値の理解促進を市民と協働して進めていく体制を構築し、「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」とともに市民ガイドの育成などの取り組みを推進する。

3 世界遺産価値の理解促進

市民や来訪者に対して、構成資産の世界遺産の価値の理解促進を進める。

- (1) ガイドブック、パンフレットの作成（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）
- (2) 情報通信技術を活用した解説システムの整備（「産業革命遺産」）
- (3) 出前講座等への職員派遣（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）
- (4) ポスター、パネルの掲示（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）
- (5) 情報発信施設（外海歴史民俗資料館）の展示追加（「潜伏キリシタン関連遺産」）
- (6) 市役所本庁正面玄関上に登録看板掲揚と正面玄関前の三角柱看板設置（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）
- (7) 周知啓発用グッズの作成等（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

4 国及び関係区市町及び関係機関との連携

構成資産の保存活用のため、国、関係区市町及び関係機関と連携して取り組む。

- (1) 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
 - ア 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会
 - イ 「明治日本の産業革命遺産」保全委員会
 - ウ 長崎地区管理保全協議会
 - エ 産業遺産国民会議 等

(2) 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

ア 世界遺産保存活用協議会

財 政 状 況

平成 30 年度当初予算の歳入については、国の地方財政対策において、地方交付税総額は減少するものの、税収増が見込まれることにより一般財源総額が確保されている中、本市においては、地方交付税の減を見込んでいるが、市税においては個人市民税や法人市民税において増となるため、一般財源総額は前年度と比較して増となった。一方歳出では、障害者福祉費及び児童措置費などの増により扶助費が増となっており、人件費においても人事給与制度見直しによる増があったことなどから増となっている。

平成 29 年度に策定した中期財政見通しでは、普通交付税（臨時財政対策債を含む。）が、人口減少などの影響はあるものの、こども関連経費や社会保障経費の需要額の増などにより、微増傾向になることや、市税においても経済成長による伸びを一定織り込んで見込むなど、これまでに引き続き収支改善を行うことで収支のバランスを確保することとしている。

1 予算規模の推移（当初予算）

| 年 度 | 合 計 | 一 般 会 計 | 特 別 会 計 | 企 業 会 計 |
|--------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | 予 算 額 | 予 算 額 | 予 算 額 | 予 算 額 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 24 | 368,726,870 | 213,110,000 | 108,965,072 | 46,651,798 |
| 25 | 381,130,086 | 216,220,000 | 121,034,110 | 43,875,976 |
| 26 | 371,192,149 | 209,845,975 | 113,947,861 | 47,398,313 |
| 27 | 377,716,157 | 214,180,000 | 121,713,646 | 41,822,511 |
| 28 | 385,001,539 | 216,968,620 | 123,213,134 | 44,819,785 |
| 29 | 377,224,687 | 209,670,000 | 122,095,029 | 45,459,658 |
| 30 | 357,899,024 | 204,397,948 | 114,014,283 | 39,486,793 |

2 財政の主要指標（普通会計）

| 区 分 | 年 度 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 基準財政需要額（千円） | | 79,410,435 | 79,871,987 | 79,511,969 | 78,858,716 |
| 基準財政収入額（千円） | | 46,498,353 | 47,021,241 | 46,176,989 | 42,673,972 | 41,723,970 |
| 標準財政規模（千円） | | 100,097,096 | 100,701,057 | 101,859,848 | 102,761,866 | 101,339,281 |
| 財政力指数 | | 0.585 | 0.572 | 0.556 | 0.542 | 0.539 |
| 実質収支比率（%） | | 3.17 | 2.11 | 4.47 | 2.63 | 3.72 |
| 経常収支比率（%） | | 96.4 | 97.3 | 93.3 | 93.5 | 94.0 |
| 公債費比率（%） | | 12.7 | 12.0 | 12.1 | 12.0 | 12.4 |
| 起債制限比率（%） | | 9.6 | 8.9 | 8.5 | 8.5 | 9.8 |
| 実質収支（千円） | | 3,169,981 | 2,121,550 | 4,557,609 | 2,705,830 | 3,766,640 |
| 単年度収支（千円） | | 1,048,431 | △2,436,059 | 1,851,394 | △1,060,810 | 1,791,155 |
| 実質単年度収支（千円） | | 2,063,711 | △554,738 | 3,063,719 | 667,718 | 3,869,106 |
| 債務負担行為現在高（千円） | | 21,596,215 | 24,673,662 | 27,836,094 | 38,994,357 | 27,903,288 |
| 積立金現在高（千円） | | 49,238,689 | 48,187,108 | 44,620,941 | 41,909,168 | 37,547,655 |
| 地方債現在高（千円） | | 250,437,413 | 251,339,826 | 252,229,093 | 249,631,626 | 241,239,469 |

※29年度は、7月末時点における見込みの数値

予 算 ・ 決 算

平成 30 年度の当初予算編成にあたっては、めざす将来の都市像である「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という 2 つのビジョンの実現に向けた取組みと、喫緊の課題である地方創生の実現と人口減少克服に向けた取組みを念頭に置いて、予算編成に臨んだ。

「交流の産業化」の推進による地方創生の実現と人口減少の克服については、全庁を挙げて重点的に対応しなければならない喫緊の課題であることを強く意識し、次の時代の長崎の基盤づくりなどの未来への投資や、市民の暮らしやすさにつながる施策に配分するという考え方のもと、各施策を検証し、予算編成を行った。

1 重点事業

(単位:千円)

| | 事業名 | 予算額 |
|--------------------------------|---|--------|
| 私たちは「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざします | | |
| 歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます | 【補助】世界遺産保存整備事業 ・端島炭坑 | 7,400 |
| | 【単独】世界遺産保存整備事業費 ・「明治日本の産業革命遺産」 | 56,000 |
| | 文化財普及啓発費 | 12,123 |
| | 歴史文化資料取得費 | 35,000 |
| | 「長崎の幕末維新150周年記念シンポジウム」開催費 | 700 |
| | 【補助】文化財保存整備事業費 ・国指定重要文化財旧グラバー住宅 | 43,300 |
| | 【単独】文化財保存整備事業費 ・市指定史跡長崎(小島)養生所跡 | 38,000 |
| まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます | まちなか再生推進費 | 23,934 |
| | 【補助】景観まちづくり刷新事業費 ・南山手地区 | 20,000 |
| 交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します | 交流の産業化リーディング事業費 | 10,192 |
| | 世界遺産観光客受入費 | 81,746 |
| 私たちは「平和を願い、求め、つくるまち」をめざします | | |
| 被爆の実相を継承します | 平和学習活動費 | 1,893 |
| | 【補助】被爆建造物等保存整備事業費 ・長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎環境整備 | 6,300 |
| | 【単独】被爆建造物等保存整備事業費補助金 ・被爆樹木 | 2,815 |
| 核兵器廃絶の世論を喚起し、平和な世界を創造します | 第6回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ開催費負担金 | 8,000 |
| 私たちは「活力に満ち、発展し続けるまち」をめざします | | |
| 域外経済への進出を加速します | 地域商社育成支援費 | 19,288 |
| 地場企業の経営資源を強化します | ものづくり支援費 | 24,036 |
| | 若年者雇用促進費 | 16,561 |
| 農林業に新しい活力を生み出します | 森林緩衝帯整備費 | 3,000 |
| | 環境保全型農業推進費 | 715 |
| | 林地台帳作成費 | 30,000 |
| | ふるさとの森林(もり)づくり事業費補助金 | 700 |
| | 農業用施設維持管理費 | 9,350 |
| | 【単独】市民ふれあいの森施設整備事業費 ・三ツ山の森ほか | 6,500 |
| 水産業で長崎の強みを活かします | 【補助】浜の活力再生交付金事業費 ・水産業強化支援 | 11,400 |
| | 水産技術試験研究費 | 2,576 |
| 地元農水産物を活かして食関連産業を活性化します | 「長崎のおさかな」PR・おもてなし事業費 | 12,600 |
| 私たちは「環境と調和する潤いのあるまち」をめざします | | |
| 持続可能な低炭素社会を実現します | 再生可能エネルギー活用推進費 | 1,394 |

(単位:千円)

| | 事業名 | 予算額 |
|--------------------------------------|--|-----------------|
| 循環型社会の形成を推進します | 廃棄物適正処理調査費 | 3,234 |
| | ストックヤード整備調査費 | 4,400 |
| | 三京クリーンランド埋立処分場維持管理費 | 152,150 |
| | 資源ごみ処理費 | 389,078 |
| | 新東工場整備調査費 | 27,100 |
| | 【単独】ごみ処理施設等整備事業費 ・災害廃棄物仮置場 | 9,000 |
| | 【単独】し尿処理施設整備事業費 ・し尿・浄化槽汚泥積替施設 | 34,300 |
| 私たちは「安全・安心で快適に暮らせるまち」をめざします | | |
| 災害に強いまちづくりを進めます | 災害対策活動費 | 28,583 |
| | 防災行政無線等維持管理費 | 58,689 |
| 消防体制を強化します | 消防団活動費 ・団員加入促進費 | 814 |
| | 【単独】消防機器整備事業費 ・総合消防情報システム更新 | 16,700 |
| | 【単独】消防施設整備事業費 ・防火水槽整備ほか | 10,300 |
| 安全・安心な居住環境をつくります | 安全・安心住まいづくり支援費 | 41,748 |
| | 住宅性能向上リフォーム補助金 | 65,074 |
| | 【補助】公営住宅建設事業費 ・三原団地 | 10,000 |
| 道路・交通の円滑化を図ります | 【単独】都市交通対策事業費 超低床式路面電車導入事業費補助金 | 38,900 |
| 安全・安心で快適な公共空間をつくります | 【補助】新市庁舎建設事業費 ・新市庁舎建設工事等 | 318,000 |
| | 【補助】道路新設改良事業費 ・矢上町現川町線 | 31,000 |
| | 【補助】道路新設改良事業費 ・平山町平山台1号線 | 21,000 |
| | 【補助】道路新設改良事業費 ・新市庁舎周辺道路 | 14,500 |
| | 【補助】公園等施設整備事業費 ・平和公園(平和祈念像) | 15,000 |
| | 【補助】公園等施設整備事業費 | 25,000 |
| | 【単独】公園便所整備事業費 【単独】公園灯整備事業費 ・LED公園灯 | 30,000 5,000 |
| 私たちは「人にやさしく、地域でいきいきと住み続けられるまち」をめざします | | |
| 障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます | 障害者基本計画策定費 | 2,893 |
| | 日常生活用具給付費 | 110,939 |
| | 就労支援施設等経営力向上支援費 | 1,819 |
| 安心して子どもを産み育て、子どもの健やかな育ちを図ります | 子ども・子育て支援事業計画策定費 | 5,934 |
| | 子育て応援情報発信費 | 4,345 |
| | 子ども医療対策費 | 903,640 |

(単位:千円)

| | 事業名 | 予算額 |
|------------------------------|---|---------|
| 安心して子どもを生き育て、子どもの健やかな育ちを図ります | 子育て支援センター運営費 | 52,129 |
| | 乳幼児健康診査費 | 57,050 |
| | 産前産後支援事業費 | 3,313 |
| 原爆被爆者の援護を充実します | 【補助】原爆被爆者保健福祉施設等整備事業費補助金 ・原爆被爆者特別養護ホーム | 11,549 |
| 安心できる医療環境の充実を図ります | 救急業務費 | 19,301 |
| 私たちは「豊かな心を育むまち」をめざします | | |
| 次代を生きぬく子どもを育みます | 通学対策費 | 83,884 |
| | 高校生等入学給付金 | 25,912 |
| | 耐力度調査費 | 23,000 |
| | 小学校整備検討推進費 | 4,100 |
| | 【単独】小学校整備事業費 ・西浦上小校舎等改築 | 7,100 |
| | 学校給食費公会計準備費 | 1,706 |
| だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります | 社会教育総務費事務費 | 10,383 |
| | 【補助】耐震化推進事業費 ・地区公民館 | 10,300 |
| | 【補助】公民館施設整備事業費 ・地区公民館 | 1,900 |
| | 【単独】公民館施設整備事業費 ・地区公民館 | 16,000 |
| | 【単独】図書館施設整備事業費 ・香焼図書館 | 3,700 |
| | 恐竜化石等研究調査費 | 9,512 |
| 芸術文化あふれる暮らしを創出します | 【単独】恐竜博物館整備事業費 ・恐竜博物館建設 | 132,800 |
| | ブリックホール開館20周年記念事業開催費負担金 | 5,400 |
| | 遠藤周作文学館運営費 | 27,638 |
| | 【単独】文化施設整備事業費 ・遠藤周作文学館 | 21,900 |
| 基本構想の推進(つながる+創造する) | | |
| 市民が主役のまちづくりを進めます | 地域コミュニティ推進交付金 | 22,600 |
| つながりあう地域社会をつくります | 本会議中継手話通訳費 | 720 |
| | テレビ・新聞等広報費 | 39,658 |
| 市民に信頼される市役所にします | 給与事務等委託費 | 14,721 |
| | 基本計画策定費 | 8,206 |

※新規・拡大事業のみを掲載している。

2 各会計別当初予算

(単位:千円)

| 年度及び比較 区 分 | | 平成 30 年 度 | | 平成 29 年 度 | | 比較増△減 | |
|-------------------|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------|
| | | 予 算 額 | 構 成 比 | 予 算 額 | 構 成 比 | 金 額 | 増 減 率 |
| 一 般 会 計 | | 204,397,948 | 57.1 | 209,670,000 | 55.6 | △5,272,052 | △2.5 |
| 特 別 会 計 | 観 光 施 設 事 業 | 386,436 | 0.1 | 450,010 | 0.1 | △63,574 | △14.1 |
| | 国 民 健 康 保 険 事 業 | 55,455,754 | 15.5 | 68,092,366 | 18.1 | △12,636,612 | △18.6 |
| | 土 地 取 得 | 3,234,316 | 0.9 | 1,488,683 | 0.4 | 1,745,633 | 117.3 |
| | 中 央 卸 売 市 場 事 業 | 222,708 | 0.1 | 252,169 | 0.1 | △29,461 | △11.7 |
| | 駐 車 場 事 業 | 427,278 | 0.1 | 461,427 | 0.1 | △34,149 | △7.4 |
| | 財 産 区 | 67,647 | 0.0 | 35,996 | 0.0 | 31,651 | 87.9 |
| | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 | 83,699 | 0.0 | 192,647 | 0.1 | △108,948 | △56.6 |
| | 介 護 保 険 事 業 | 45,541,907 | 12.7 | 43,572,480 | 11.6 | 1,969,427 | 4.5 |
| | 生 活 排 水 事 業 | 539,266 | 0.2 | 541,453 | 0.1 | △2,187 | △0.4 |
| | 診 療 所 事 業 | 337,618 | 0.1 | 335,070 | 0.1 | 2,548 | 0.8 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 | 5,490,024 | 1.5 | 5,444,814 | 1.4 | 45,210 | 0.8 |
| | 長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理 | 2,227,630 | 0.6 | 1,227,914 | 0.3 | 999,716 | 81.4 |
| 小 計 | 114,014,283 | 31.9 | 122,095,029 | 32.4 | △8,080,746 | △6.6 | |
| 公 営 企 業 会 計 | 水 道 事 業 | 16,787,494 | 4.7 | 17,923,449 | 4.8 | △1,135,955 | △6.3 |
| | 下 水 道 事 業 | 22,699,299 | 6.3 | 27,536,209 | 7.3 | △4,836,910 | △17.6 |
| | 小 計 | 39,486,793 | 11.0 | 45,459,658 | 12.1 | △5,972,865 | △13.1 |
| 合 計 | | 357,899,024 | 100.0 | 377,224,687 | 100.0 | △19,325,663 | △5.1 |

3 一般会計款別当初予算

(1) 歳入(款別)

(単位:千円)

| 区 分 | 平成 30 年 度 | | 平成 29 年 度 | | 比 較 増 Δ 減 | |
|-----------------------------------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
| | 予 算 額 | 構 成 比 | 予 算 額 | 構 成 比 | 金 額 | 増 減 率 |
| ○ 市 税 | 54,067,437 | 26.5 | 53,329,965 | 25.4 | 737,472 | 1.4 |
| 地 方 譲 与 税 | 962,987 | 0.5 | 947,795 | 0.5 | 15,192 | 1.6 |
| 利 子 割 交 付 金 | 86,223 | 0.0 | 47,987 | 0.0 | 38,236 | 79.7 |
| 配 当 割 交 付 金 | 120,991 | 0.1 | 108,474 | 0.1 | 12,517 | 11.5 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 70,640 | 0.0 | 65,543 | 0.0 | 5,097 | 7.8 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 8,072,619 | 3.9 | 7,690,111 | 3.7 | 382,508 | 5.0 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 56,986 | 0.0 | 53,260 | 0.0 | 3,726 | 7.0 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 202,561 | 0.1 | 151,533 | 0.1 | 51,028 | 33.7 |
| 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 298 | 0.0 | 283 | 0.0 | 15 | 5.3 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 190,800 | 0.1 | 169,000 | 0.1 | 21,800 | 12.9 |
| 地 方 交 付 税 | 34,046,000 | 16.7 | 34,546,085 | 16.5 | △500,085 | △1.4 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 70,000 | 0.0 | 70,000 | 0.0 | - | - |
| ○ 分 担 金 及 び 負 担 金 | 2,207,381 | 1.1 | 2,402,801 | 1.1 | △195,420 | △8.1 |
| ○ 使 用 料 及 び 手 数 料 | 4,495,459 | 2.2 | 4,524,105 | 2.2 | △28,646 | △0.6 |
| 国 庫 支 出 金 | 55,875,090 | 27.3 | 55,259,495 | 26.4 | 615,595 | 1.1 |
| 県 支 出 金 | 12,125,322 | 5.9 | 11,527,958 | 5.5 | 597,364 | 5.2 |
| ○ 財 産 収 入 | 1,490,314 | 0.7 | 1,636,323 | 0.8 | △146,009 | △8.9 |
| ○ 寄 附 金 | 872,112 | 0.4 | 618,938 | 0.3 | 253,174 | 40.9 |
| ○ 繰 入 金 | 3,991,219 | 2.0 | 4,953,797 | 2.4 | △962,578 | △19.4 |
| ○ 繰 越 金 | 731,687 | 0.4 | 378,546 | 0.2 | 353,141 | 93.3 |
| ○ 諸 収 入 | 5,174,222 | 2.5 | 5,095,801 | 2.4 | 78,421 | 1.5 |
| 市 債 | 19,487,600 | 9.5 | 26,092,200 | 12.4 | △6,604,600 | △25.3 |
| 合 計 | 204,397,948 | 100.0 | 209,670,000 | 100.0 | △5,272,052 | △2.5 |

※ ○印は自主財源

| | | | | | | |
|---------|-------------|------|-------------|------|------------|------|
| 自 主 財 源 | 73,029,831 | 35.7 | 72,940,276 | 34.8 | 89,555 | 0.1 |
| 依 存 財 源 | 131,368,117 | 64.3 | 136,729,724 | 65.2 | △5,361,607 | △3.9 |

(2) 歳出(款別)

(単位:千円)

| 年度及び比較 区分 | 平成30年度 | | 平成29年度 | | 比較増△減 | |
|--------------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
| | 予算額 | 構成比 | 予算額 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| | | % | | % | | % |
| 1 議会費 | 846,046 | 0.4 | 861,554 | 0.4 | △15,508 | △1.8 |
| 2 総務費 | 17,509,123 | 8.6 | 16,706,793 | 8.0 | 802,330 | 4.8 |
| 3 民生費 | 102,258,914 | 50.0 | 100,688,983 | 48.0 | 1,569,931 | 1.6 |
| 4 衛生費 | 12,106,201 | 5.9 | 12,716,697 | 6.1 | △610,496 | △4.8 |
| 6 農林水産業費 | 4,032,183 | 2.0 | 4,134,367 | 2.0 | △102,184 | △2.5 |
| 7 商工費 | 3,827,697 | 1.9 | 4,869,173 | 2.3 | △1,041,476 | △21.4 |
| 8 土木費 | 23,172,211 | 11.3 | 23,773,046 | 11.3 | △600,835 | △2.5 |
| 9 消防費 | 4,839,437 | 2.4 | 4,608,940 | 2.2 | 230,497 | 5.0 |
| 10 教育費 | 13,516,630 | 6.6 | 12,194,706 | 5.8 | 1,321,924 | 10.8 |
| 11 災害復旧費 | 200,000 | 0.1 | 201,000 | 0.1 | △1,000 | △0.5 |
| 12 公債費 | 22,029,506 | 10.8 | 28,854,741 | 13.8 | △6,825,235 | △23.7 |
| 13 予備費 | 60,000 | 0.0 | 60,000 | 0.0 | - | - |
| 合計 | 204,397,948 | 100.0 | 209,670,000 | 100.0 | △5,272,052 | △2.5 |

(3) 歳出(性質別)

(単位：千円)

| 年度及び比較 区分 | | 平成30年度 | | 平成29年度 | | 比較増△減 | |
|--------------|------------------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
| | | 予算額 | 構成比 | 予算額 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| 1 | 人件費 | 27,715,366 | 13.6 | 27,648,770 | 13.2 | 66,596 | 0.2 |
| | (1)特別職給与 | 467,613 | 0.2 | 475,818 | 0.2 | △8,205 | △1.7 |
| | (2)職員給与 | 18,318,398 | 9.0 | 18,136,791 | 8.7 | 181,607 | 1.0 |
| | ア基本給 | 12,087,053 | 5.9 | 12,076,925 | 5.8 | 10,128 | 0.1 |
| | イその他の手当 | 6,231,345 | 3.0 | 6,059,866 | 2.9 | 171,479 | 2.8 |
| | (3)地方公務員共済組合等負担金 | 4,255,640 | 2.1 | 4,249,273 | 2.0 | 6,367 | 0.1 |
| | (4)退職手当負担金 | 2,779,136 | 1.4 | 2,779,136 | 1.3 | - | - |
| | (5)その他 | 1,894,579 | 0.9 | 2,007,752 | 1.0 | △113,173 | △5.6 |
| 2 | 物件費 | 20,198,945 | 9.9 | 20,062,502 | 9.6 | 136,443 | 0.7 |
| 3 | 維持補修費 | 1,602,698 | 0.8 | 1,614,438 | 0.8 | △11,740 | △0.7 |
| 4 | 扶助費 | 82,287,452 | 40.3 | 80,927,568 | 38.6 | 1,359,884 | 1.7 |
| 5 | 補助費等 | 10,204,986 | 5.0 | 10,178,613 | 4.9 | 26,373 | 0.3 |
| 6 | 投資的経費 | 21,765,555 | 10.6 | 20,029,348 | 9.6 | 1,736,207 | 8.7 |
| | (1)普通建設事業費 | 21,565,555 | 10.6 | 19,828,348 | 9.5 | 1,737,207 | 8.8 |
| | ア補助分 | 11,514,801 | 5.6 | 9,915,689 | 4.7 | 1,599,112 | 16.1 |
| | イ単独分 | 7,666,253 | 3.8 | 7,743,805 | 3.7 | △77,552 | △1.0 |
| | ウ県施行分 | 2,384,501 | 1.2 | 2,168,854 | 1.0 | 215,647 | 9.9 |
| | (2)災害復旧事業費 | 200,000 | 0.1 | 201,000 | 0.1 | △1,000 | △0.5 |
| | ア補助分 | 120,000 | 0.1 | 120,000 | 0.1 | - | - |
| | イ単独分 | 80,000 | 0.0 | 81,000 | 0.0 | △1,000 | △1.2 |
| 7 | 公債費 | 22,029,506 | 10.8 | 28,854,691 | 13.8 | △6,825,185 | △23.7 |
| 8 | 積立金 | 618,099 | 0.3 | 704,656 | 0.3 | △86,557 | △12.3 |
| 9 | 出資金 | 2,907,116 | 1.4 | 2,777,464 | 1.3 | 129,652 | 4.7 |
| 10 | 貸付金 | 2,368,930 | 1.2 | 3,926,030 | 1.9 | △1,557,100 | △39.7 |
| 11 | 繰出金 | 12,639,295 | 6.2 | 12,885,920 | 6.1 | △246,625 | △1.9 |
| 12 | 予備費 | 60,000 | 0.0 | 60,000 | 0.0 | - | - |
| | 合計 | 204,397,948 | 100.0 | 209,670,000 | 100.0 | △5,272,052 | △2.5 |

4 一般会計より他会計への繰出状況

※（繰出金）

| 区 分 | | 30 年 度 | | | 29 年 度 | | | |
|------------------|----------------------------------|------------|-------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | | 当初予算額 | 構成比 | 増減率 | 当初予算額 | 構成比 | 決算見込額 | 構成比 |
| | | 千円 | % | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 特 別 会 計 | 観 光 施 設 事 業 | - | 0.0 | - | - | 0.0 | - | - |
| | 国 民 健 康 保 険 事 業 | 4,328,132 | 23.8 | △10.9 | 4,856,459 | 26.3 | 4,751,153 | 26.4 |
| | 土 地 取 得 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 中 央 卸 売 市 場 事 業 | 35,771 | 0.2 | 0.8 | 35,473 | 0.2 | 15,026 | 0.1 |
| | 駐 車 場 事 業 | 11,355 | 0.1 | △7.5 | 12,280 | 0.1 | 12,187 | 0.1 |
| | 財 産 区 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 | 2,035 | 0.0 | △39.9 | 3,385 | 0.0 | 1,971 | 0.0 |
| | 介 護 保 険 事 業 | 6,244,903 | 34.4 | 3.7 | 6,023,177 | 32.7 | 5,860,415 | 32.5 |
| | 生 活 排 水 事 業 | 388,084 | 2.1 | 1.6 | 381,912 | 2.1 | 355,676 | 2.0 |
| | 診 療 所 事 業 | 189,390 | 1.0 | △1.2 | 191,601 | 1.0 | 180,944 | 1.0 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 | 1,439,625 | 7.9 | 4.2 | 1,381,633 | 7.5 | 1,380,990 | 7.7 |
| | 長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 小 計 | 12,639,295 | 69.6 | △1.9 | 12,885,920 | 69.9 | 12,558,362 | 69.7 |
| 公 営 企 業 会 計 | 水 道 事 業 | 748,465 | 4.1 | 18.6 | 631,212 | 3.4 | 635,867 | 3.5 |
| | 下 水 道 事 業 | 4,770,837 | 26.3 | △3.1 | 4,921,144 | 26.7 | 4,813,206 | 26.7 |
| | 小 計 | 5,519,302 | 30.4 | △0.6 | 5,552,356 | 30.1 | 5,449,073 | 30.3 |
| 合 計 | | 18,158,597 | 100.0 | △1.5 | 18,438,276 | 100.0 | 18,007,435 | 100.0 |

※（繰入金）

| 区 分 | | 30 年 度 | | | 29 年 度 | | | |
|---------|--------------------------------|---------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 当初予算額 | 構成比 | 増減率 | 当初予算額 | 構成比 | 決算見込額 | 構成比 |
| | | 千円 | % | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 特 別 会 計 | 観 光 施 設 事 業 | 43,951 | 21.6 | △38.9 | 71,917 | 27.2 | 66,257 | 27.2 |
| | 駐 車 場 事 業 | 146,425 | 71.8 | 2.0 | 143,574 | 54.4 | 166,924 | 68.6 |
| | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 | 13,562 | 6.7 | △72.0 | 48,439 | 18.4 | 10,126 | 4.2 |
| 合 計 | | 203,938 | 100.0 | △22.7 | 263,930 | 100.0 | 243,307 | 100.0 |

5 市債の状況

(単位：千円)

| 区分 | 28年度末 | 29年度末 | 30年度中増減額見込み | | 30年度末 現在高見込み額 (A) + (B) - (C) |
|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|--|
| | 現在高 | 現在高 (A) | 起債見込 (B) | 元金償還金 (C) | |
| 合計 | 366,715,752 | 360,074,806 | 23,867,500 | 30,344,416 | 353,597,890 |
| 一般会計 | 244,743,684 | 243,912,856 | 19,487,600 | 20,007,179 | 243,393,277 |
| 普通債 | 163,231,121 | 161,128,439 | 12,682,800 | 14,146,763 | 159,664,476 |
| 議 会 | - | - | - | - | - |
| 総 務 | 10,010,856 | 9,514,405 | 880,200 | 833,485 | 9,561,120 |
| 民 生 | 3,009,330 | 2,900,901 | 275,900 | 271,220 | 2,905,581 |
| 衛 生 | 28,757,612 | 28,687,516 | 1,018,100 | 1,553,726 | 28,151,890 |
| 農林水産業 | 8,532,590 | 8,036,168 | 343,900 | 843,845 | 7,536,223 |
| 商 工 | 1,400,156 | 2,355,011 | 278,700 | 170,337 | 2,463,374 |
| 土 木 | 84,947,437 | 83,497,488 | 7,161,400 | 7,824,471 | 82,834,417 |
| 消 防 | 6,006,626 | 5,371,069 | 388,900 | 831,876 | 4,928,093 |
| 教 育 | 20,566,514 | 20,765,881 | 2,335,700 | 1,817,803 | 21,283,778 |
| 災害復旧債 | 637,971 | 621,628 | 104,800 | 52,167 | 674,261 |
| そ の 他 | 80,874,592 | 82,162,789 | 6,700,000 | 5,808,249 | 83,054,540 |
| 特別会計 | 23,245,680 | 21,977,048 | 1,285,200 | 2,225,585 | 21,036,663 |
| 企業会計 | 98,726,388 | 94,184,902 | 3,094,700 | 8,111,652 | 89,167,950 |

6 一般会計歳入歳出決算見込

(1) 歳入(財源別構成)

| 性 質 別 | | 29 年 度 | | | 28 年 度 | | |
|------------------|-----------------------------------|-------------|-------|-------------|-------------|--------|-------------|
| | | 決 算 見 込 額 | 構 成 比 | 前 年 度 増 減 率 | 決 算 額 | 構 成 比 | 前 年 度 増 減 率 |
| | | 千円 | % | % | 千円 | % | % |
| 合 計 | | 213,041,378 | 100.0 | 0.0 | 212,961,535 | 100.0 | △ 0.4 |
| 自 主 財 源 | 計 | 73,206,192 | 34.4 | △ 2.8 | 75,327,042 | 35.4 | △ 0.9 |
| | 市 税 | 55,325,943 | 26.0 | 1.8 | 54,352,374 | 25.5 | 1.0 |
| | 分 担 金 及 び 負 担 金 | 2,331,903 | 1.1 | △ 6.0 | 2,481,469 | 1.2 | △ 4.3 |
| | 使 用 料 及 び 手 数 料 | 4,431,317 | 2.1 | △ 0.4 | 4,449,077 | 2.1 | 1.5 |
| | 財 産 収 入 | 1,484,966 | 0.7 | 10.7 | 1,340,880 | 0.6 | 198.6 |
| | 寄 附 金 | 838,744 | 0.4 | 75.5 | 477,863 | 0.2 | 288.5 |
| | 繰 入 金 | 1,195,204 | 0.6 | △ 26.5 | 1,625,896 | 0.8 | △ 62.6 |
| | 繰 越 金 | 2,587,591 | 1.2 | △ 50.0 | 5,171,372 | 2.4 | △ 18.9 |
| | 諸 収 入 | 5,010,524 | 2.4 | △ 7.7 | 5,428,111 | 2.5 | △ 7.4 |
| | 計 | 139,835,186 | 65.6 | 1.6 | 137,634,493 | 64.6 | △ 0.2 |
| 依 存 財 源 | 地 方 譲 与 税 | 961,867 | 0.5 | 0.1 | 961,249 | 0.5 | 4.3 |
| | 利 子 割 交 付 金 | 92,430 | 0.0 | 65.4 | 55,872 | 0.0 | △ 16.7 |
| | 配 当 割 交 付 金 | 166,989 | 0.1 | 49.1 | 112,029 | 0.1 | △ 28.2 |
| | 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 171,898 | 0.1 | 162.8 | 65,407 | 0.0 | 7.7 |
| | 地 方 消 費 税 交 付 金 | 7,956,299 | 3.7 | 3.0 | 7,723,308 | 3.6 | 68.0 |
| | ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 57,620 | 0.0 | 1.4 | 56,807 | 0.0 | △ 5.3 |
| | 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 182,130 | 0.1 | 35.3 | 134,565 | 0.1 | 66.6 |
| | 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 300 | 0.0 | △ 0.7 | 302 | 0.0 | △ 6.7 |
| | 地 方 特 例 交 付 金 | 190,801 | 0.1 | 9.5 | 174,229 | 0.1 | △ 0.7 |
| | 地 方 交 付 税 | 35,283,444 | 16.6 | △ 2.0 | 35,993,551 | 16.9 | △ 8.6 |
| | 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 65,786 | 0.0 | △ 6.1 | 70,088 | 0.0 | 10.4 |
| | 国 庫 支 出 金 | 56,841,707 | 26.7 | 0.5 | 56,556,315 | 26.6 | 2.2 |
| 県 支 出 金 | 12,077,075 | 5.7 | 3.7 | 11,641,426 | 5.5 | 21.8 | |
| 市 債 | 25,786,840 | 12.1 | 7.0 | 24,089,345 | 11.3 | △ 12.2 | |

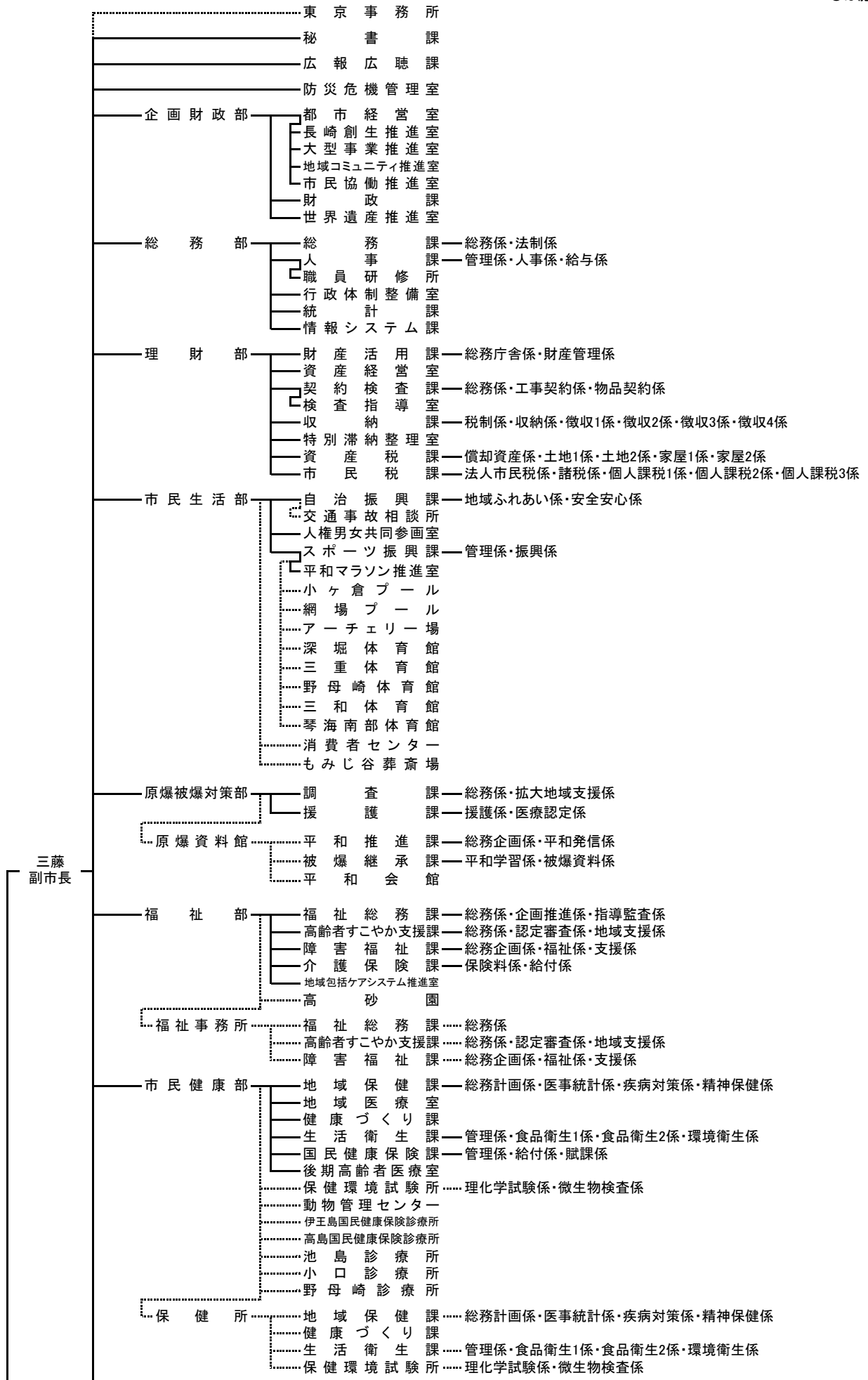
(2) 歳出(性質別)

| 年 度 別 性 質 別 | | 29 年 度 | | | 28 年 度 | | |
|---------------------|---------------|-------------|-------|-------------|-------------|-------|-------------|
| | | 決 算 見 込 額 | 構 成 比 | 前 年 度 増 減 率 | 決 算 額 | 構 成 比 | 前 年 度 増 減 率 |
| | | 千円 | % | % | 千円 | % | % |
| 合 計 | | 209,260,538 | 100.0 | △ 0.5 | 210,373,944 | 100.0 | △ 1.4 |
| 人 件 費 | | 26,305,645 | 12.6 | △ 3.5 | 27,269,667 | 13.0 | △ 1.3 |
| 物 件 費 | | 19,146,942 | 9.1 | △ 0.3 | 19,202,667 | 9.1 | 2.0 |
| 維 持 補 修 費 | | 1,538,977 | 0.7 | △ 18.4 | 1,885,746 | 0.9 | △ 8.3 |
| 扶 助 費 | | 75,234,946 | 36.0 | △ 7.9 | 81,728,068 | 38.8 | 2.6 |
| 補 助 費 等 | | 9,895,403 | 4.7 | △ 10.2 | 11,015,613 | 5.2 | △ 3.6 |
| 投 資 的 経 費 | | 20,933,647 | 10.0 | 8.1 | 19,361,917 | 9.2 | 10.1 |
| | 普 通 建 設 事 業 費 | 20,850,020 | 10.0 | 9.8 | 18,980,536 | 9.0 | 10.1 |
| | 補 助 分 | 11,357,623 | 5.4 | 44.5 | 7,861,365 | 3.7 | 1.4 |
| | 単 独 分 | 9,492,397 | 4.5 | △ 14.6 | 11,119,171 | 5.3 | 16.6 |
| | 災 害 復 旧 費 | 83,627 | 0.0 | △ 78.1 | 381,381 | 0.2 | 12.2 |
| | 補 助 分 | 29,890 | 0.0 | △ 68.9 | 95,996 | 0.0 | 56.9 |
| | 単 独 分 | 53,737 | 0.0 | △ 81.2 | 285,385 | 0.1 | △ 11.5 |
| 公 債 費 | | 28,577,160 | 13.7 | 5.2 | 27,151,910 | 12.9 | △ 11.8 |
| 積 立 金 | | 2,003,478 | 1.0 | △ 56.3 | 4,582,889 | 2.2 | △ 33.2 |
| 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金 | | 6,449,936 | 3.1 | 15.2 | 5,597,315 | 2.7 | △ 13.0 |
| 繰 出 金 | | 19,174,404 | 9.2 | 52.4 | 12,578,152 | 6.0 | △ 4.1 |

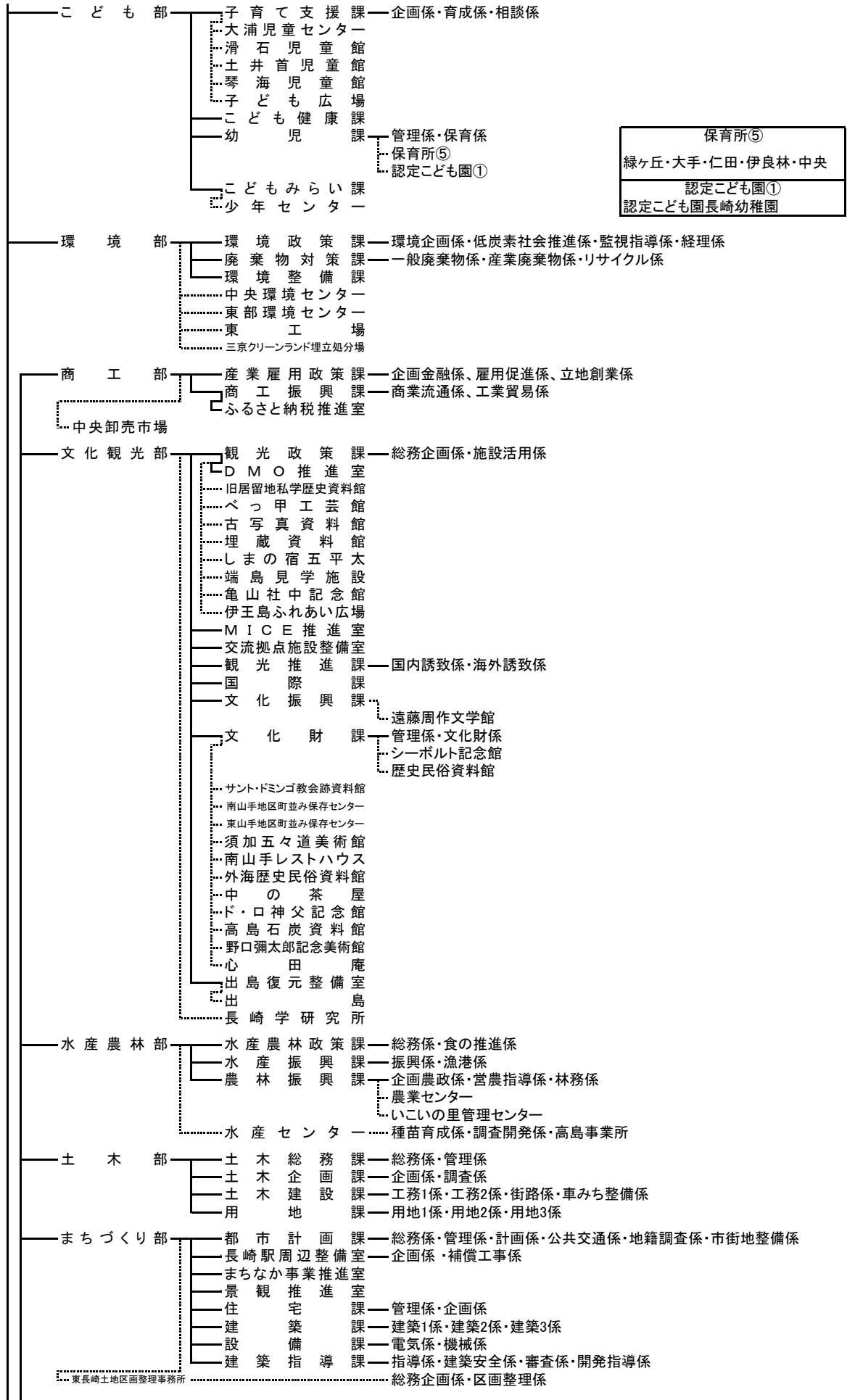
長崎市機構表

(平成30年8月1日現在)

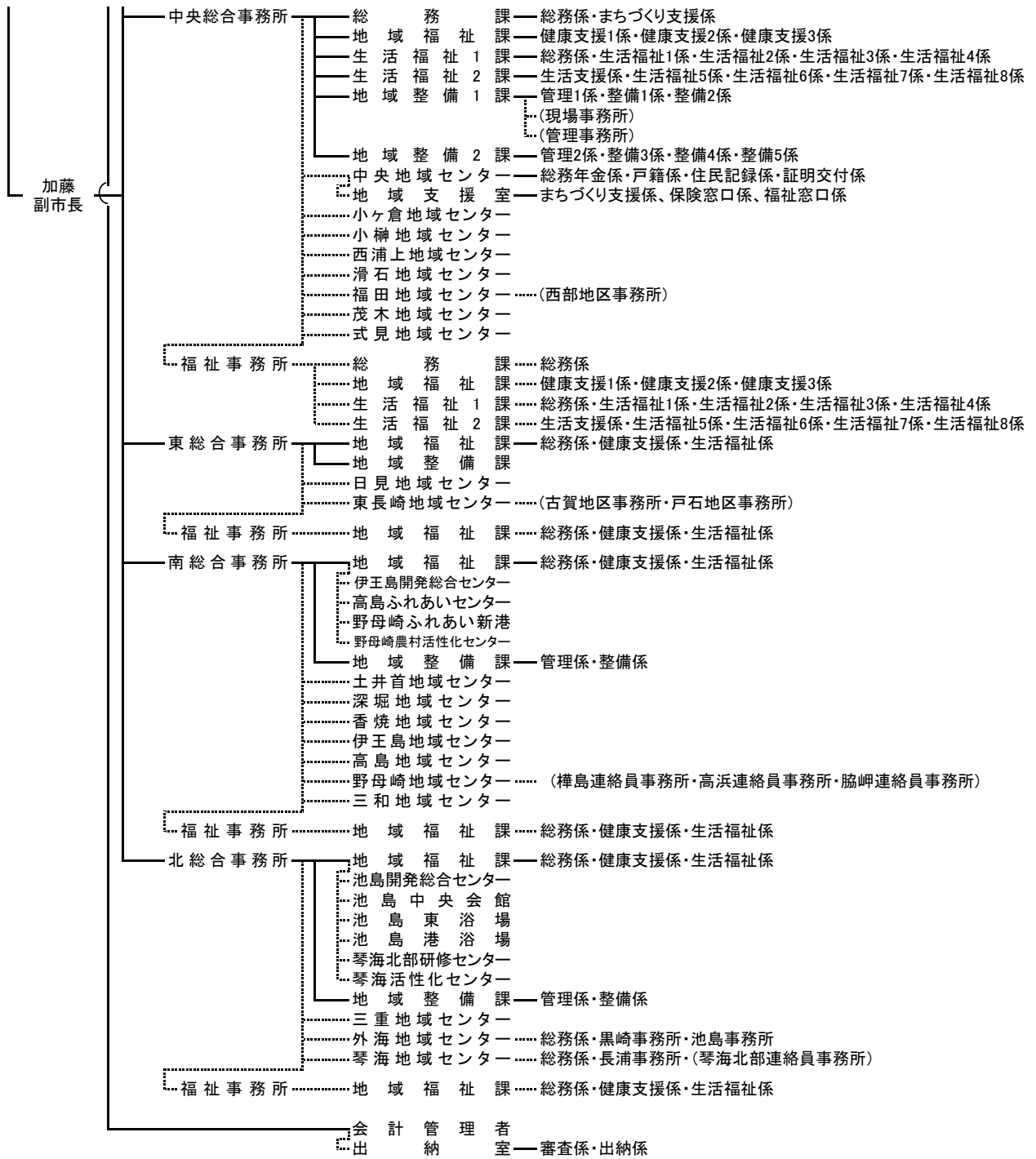
○は施設数

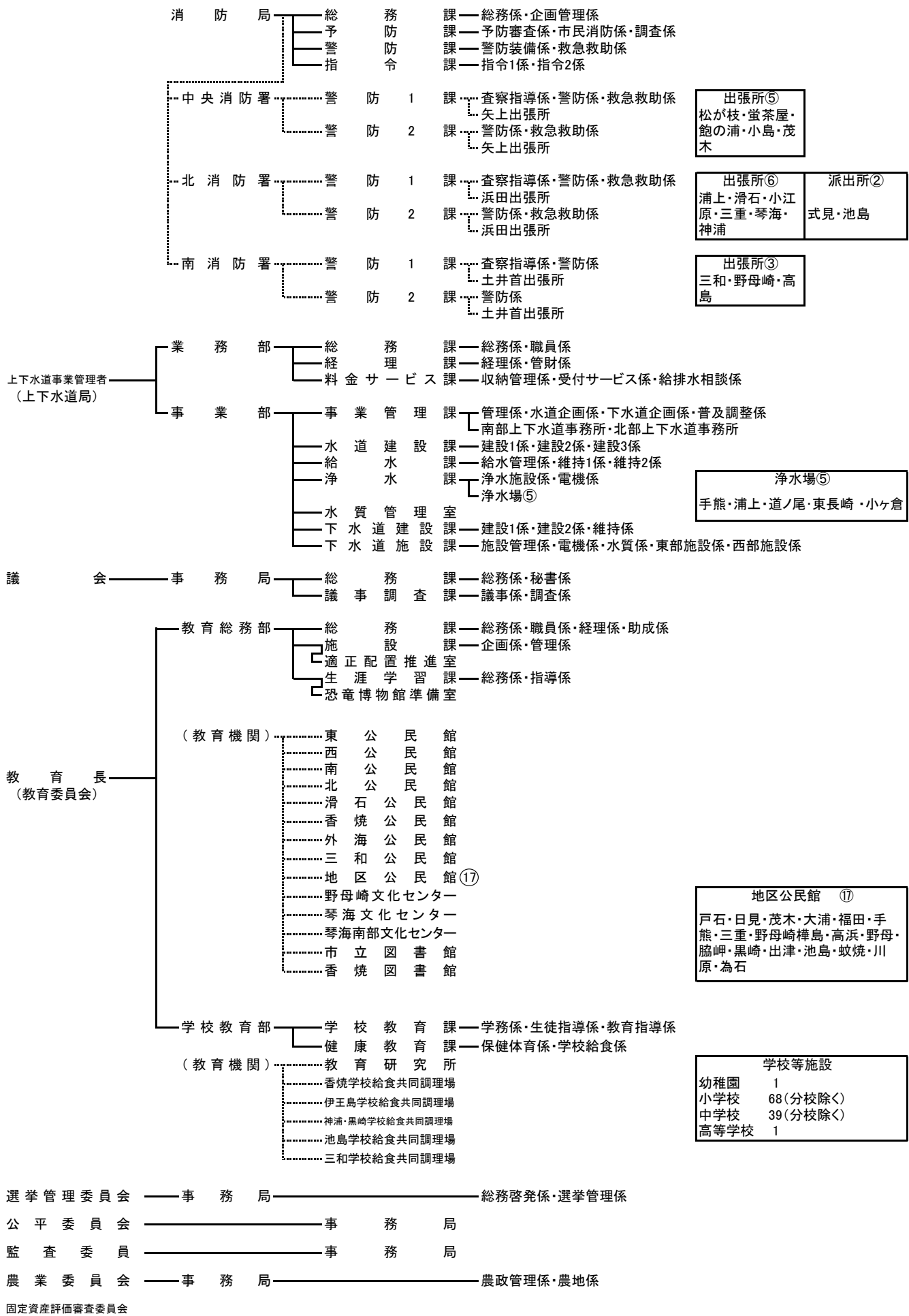


市長



| |
|------------------|
| 保育所⑤ |
| 緑ヶ丘・大手・仁田・伊良林・中央 |
| 認定こども園① |
| 認定こども園長崎幼稚園 |





情報公開・個人情報保護

1 情報公開

昭和 60 年 10 月に、庶務担当係長で組織する情報公開制度研究委員会が研究報告書を提出した。この内容を踏まえて、昭和 62 年 11 月に助役を委員長とし各部長で構成する情報公開制度検討委員会を設置した。同委員会には下部組織として、課長・係長で組織する専門部会を置き、第一部会が法制度、第二部会が文書管理についてそれぞれ具体的、専門的に検討を行った。そして、この結果を「長崎市情報公開制度検討報告書」として作成し、昭和 63 年 7 月の検討委員会に報告した。

さらに、昭和 63 年 9 月に市民各界の代表者からなる「長崎市情報公開制度懇話会」に、市長から本市の情報公開制度について諮問がなされ、平成元年 2 月に同懇話会から答申がなされた。

本市としては、答申書を十分に尊重のうえ本市の実情に適応した制度を確立し、平成元年 12 月に条例を公布、平成 2 年 6 月から施行した。

また、平成 13 年 10 月には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」との整合性を図り、より公正で開かれた市政の実現に寄与するため、条例の全面的な見直しを行い、平成 14 年 4 月から施行している。

平成 27 年度から平成 29 年度までの情報公開の処理状況は次のとおりとなっている。

| 区 分 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 合 計 |
|-----------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 処 理 の 状 況 | 公 開 | 328 | 96 | 76 | 500 |
| | 部 分 公 開 | 54 | 52 | 51 | 157 |
| | 非 公 開 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 存 否 応 答 拒 否 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | 非公開（文書不存在） | 21 | 18 | 24 | 63 |
| | 取 下 げ | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 合 計 | | 406 | 167 | 154 | 727 |
| 公 開 率 ※1 | | 99.2% | 99.3% | 99.2% | 99.2% |
| 審 査 請 求 ※2 | | 1 | 2 | 1 | 4 |

※1 請求に対する決定件数で集計。公開率に非公開（文書不存在）及び取下げは含まない。

※2 平成 27 年度は不服申立て

2 個人情報の保護

長崎市の個人情報保護制度は、住民基本台帳の電算化に伴い、昭和 59 年 10 月に制定した「長崎市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」に基づき、電算処理される個人情報の保護のみを対象としていた。

しかしながら、手処理に係る個人情報の保護も重要であることから、平成 9 年 3 月及び平成 10 年 6 月の市議会定例会において個人情報保護条例の制定を求める請願が全会一致で採択された。

これらの経緯を踏まえ、長崎市では、昭和 55 年 9 月に OECD が採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に示されている 8 原則（収集制限の原

原則・データ内容の原則・目的明確化の原則・利用制限の原則・安全保護の原則・公開の原則・個人参加の原則・責任の原則)を念頭に置きつつ、条例の制定について、調査検討を重ねてきた。

そのような中で、国においては、個人情報保護法案が平成 13 年の通常国会に提案され、継続審議中であつたが、平成 15 年 5 月同法が成立し、平成 17 年 4 月から全面施行されている。この法は、OECD の 8 原則を整理のうえ、基本 5 原則(利用目的による制限・適正な取得・正確性の確保・安全性の確保・透明性の確保)を含めて規定している。

「長崎市個人情報保護条例」は、個人情報保護法の 5 原則にのっとりとなっており、平成 13 年 10 月に制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行している。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、保有するマイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)の保護のために、長崎市個人情報保護条例の特例として、「長崎市特定個人情報保護条例」を平成 27 年 7 月に制定し、平成 27 年 10 月 5 日から施行している。

また、平成 27 年 6 月議会において、当該条例の制定に伴い、個人情報保護法の規定に合わせ、利用停止請求に係る規定の整備等の条例改正を行った。

平成 27 年度から平成 29 年度までの個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

| 区 分 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 合 計 |
|-------------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 処理 の 状 況 | 開 示 | 54 | 50 | 63 | 167 |
| | 部 分 開 示 | 21 | 11 | 18 | 50 |
| | 非 開 示 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 非開示(文書不存在) | 8 | 5 | 4 | 17 |
| | 取 下 げ | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合 計 | | 83 | 66 | 86 | 235 |
| 開 示 率 ※1 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 訂 正 請 求 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 是 正 の 申 出 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審 査 請 求 ※2 | | 0 | 0 | 1 | 1 |

※1 請求に対する決定件数で集計。開示率に非開示(文書不存在)及び取下げは含まない。

平成 27 年度から平成 29 年度までの特定個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

| 区 分 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 合 計 |
|-------------------|------------|-------|--------|--------|--------|
| 処理 の 状 況 | 開 示 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| | 部 分 開 示 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 非 開 示 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 非開示(文書不存在) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 取 下 げ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 0 | 2 | 1 | 3 |
| 開 示 率 | | -- | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 訂 正 請 求 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 是 正 の 申 出 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審 査 請 求 | | 0 | 0 | 0 | 0 |

情報化の推進

本市では、市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、これまで昭和 52 年の「汎用コンピューターシステム」をはじめ、「公共施設案内・予約システム」や「財務会計システム」、「メールシステム」等、情報システムの導入などにより、情報化の推進に取り組んできた。

汎用コンピューターシステムは、当初 20 業務から電算処理を開始し、その後「住民記録オンラインシステム」などを開発し運用してきた。

公共施設案内・予約システムは、本市が管理運営する施設の利用手続きを、自宅等の電話・パソコンなどから手軽に行えるように、平成 8 年からサービスを開始した。また平成 22 年 3 月にシステムの更新を行い、携帯電話対応や 24 時間利用可能など、より利便性が高いシステムとした。

財務会計システムは、予算要求、予算編成、執行管理及び決算等に至る一連のシステムとして平成 12 年度に導入、平成 22 年度に更新を行い、財務会計事務の効率化を図っている。

メールシステムは、平成 16 年に導入、平成 29 年 3 月に更新を行い職員間の情報の共有化及び国や他自治体等との情報伝達・文書交換などを行っている。

さらなる業務の効率化、市民サービスの向上及び情報システム関連経費の削減を図るため、汎用コンピューターシステムを見直し、標準化された業務仕様や技術仕様に基づくサーバー方式のパッケージシステムを導入すべく、平成 22 年度から、基幹業務系システムの再構築に取り組み、平成 24 年 5 月から住民記録系システム及び共通基盤を稼働し、平成 26 年 7 月には福祉系システムや税系システム等全ての新システムを稼働し、汎用コンピューターシステムを廃止した。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成 29 年 7 月から情報連携の試行運用を開始、同年 11 月には本格運用を始めている。

1 情報化の経緯

| 年 月 | 主 な 導 入 シ ス テ ム 等 |
|--------------|---------------------------------|
| 昭和 52 年 10 月 | 汎用コンピューターシステム導入 |
| 昭和 58 年 11 月 | 税オンラインシステム稼働 |
| 昭和 60 年 11 月 | 住民記録オンラインシステム稼働 |
| 平成 7 年 7 月 | 長崎市ホームページ開設 |
| 平成 8 年 10 月 | 公共施設案内・予約システム稼働（街頭端末、電話、FAX 対応） |
| 平成 10 年 7 月 | 戸籍システム稼働 |
| 平成 12 年 10 月 | 財務会計システム稼働 |
| 平成 14 年 3 月 | 公共施設案内・予約システム更新（インターネット対応機能追加） |
| 平成 14 年 8 月 | 住民基本台帳ネットワークシステム稼働 |
| 平成 15 年 7 月 | 事務用パソコンの庁内一括調達開始（企業会計を除く） |
| 平成 16 年 3 月 | メールシステム稼働 |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 平成 17 年 1 月 | 市町村合併に伴うシステム統合（1 市 6 町） |
| 平成 18 年 1 月 | 市町村合併に伴うシステム統合（1 市 1 町） |
| 平成 18 年 3 月 | 長崎市情報セキュリティポリシー制定 |
| 平成 19 年 3 月 | 高速インターネット基盤整備事業費補助事業実施 |
| 平成 21 年 9 月 | 全国地域情報化推進セミナー開催（市制 120 周年記念事業） |
| 平成 22 年 3 月 | 公共施設案内・予約システム更新（24 時間対応、携帯電話対応機能追加） |
| 平成 23 年 10 月 | 財務会計システム更新 |
| 平成 24 年 3 月 | 長崎市情報化推進計画策定 |
| 平成 24 年 5 月 | 住民記録系システム及び共通基盤稼働 |
| 平成 26 年 7 月 | 福祉系システム及び税系システム全稼働、汎用コンピューターシステムの廃止 |
| 平成 29 年 3 月 | メールシステム更新 |

2 電算処理業務の状況

（平成 30 年 6 月現在）

| 業 務 名 | | 取 扱 件 数 | 業 務 名 | | 取 扱 件 数 |
|-------------------|----------|----------|--------------------|-----------|----------|
| 住 民 記 録 | | 423,722人 | 法 人 市 民 税 | | 10,192件 |
| 印 鑑 登 録 | | 271,865件 | 市 県 民 税 | 特別徴収 | 158,476件 |
| 選 挙 | | 360,304人 | | 普通徴収 | 165,910件 |
| 教 育 | 就学事務 | 6,508人 | 軽 自 動 車 税 | | 157,839台 |
| | 成人式 | 3,846人 | 国 民 健 康 保 険 税 | | 65,441世帯 |
| 母 子 福 祉 | | 7,726 件 | | | 100,547人 |
| 障 害 福 祉 | | 70,448 人 | 収 納 消 込 | | 342,469人 |
| 健 康 診 断 | 幼児健診 | 592,669人 | 納 税 組 合 | | 550件 |
| | 成人検診 | 644,578人 | 口 座 振 替 | | 150,071人 |
| 原爆被爆者 | 死 没 者 | 175,743人 | 住 宅 管 理 | 住 宅 家 賃 | 11,942件 |
| | 手 当 | 28,537件 | | 駐 車 使 用 料 | 6,389件 |
| 高 齢 福 祉 | 長寿祝金 | 59,189 人 | 住 居 表 示 証 明 | | 597件 |
| | 施設入所 | 181人 | 戸 籍 [*] | 現 在 戸 籍 | 217,926件 |
| 保 育 | 11,824 件 | 除 籍 | | 477,318件 | |
| し尿処理手数料 | 2,136 件 | 戸 籍 附 票 | | 217,926件 | |
| 住 登 外 管 理 | | 947,868件 | 児 童 福 祉 | | 80,748人 |
| 国 民 年 金 | | 49,568件 | 介 護 保 険 | | 131,220人 |
| 固 定 資 産 税 | 土 地 | 667,790筆 | 住 民 基 本 台 帳 ネットワーク | | 423,722人 |
| | 家 屋 | 158,165棟 | 後 期 高 齢 者 医 療 | | 64,396 人 |
| | 償却資産 | 12,722件 | 生 活 保 護 | | 12,669 人 |
| 公 共 施 設 案 内 ・ 予 約 | | 16,787人 | 財 務 会 計 | | 503,478件 |

※平成 30 年 3 月末現在

3 パソコンの設置状況

全庁ネットワークへ接続しているパソコンは、平成30年6月現在で2,676台を設置している。

(平成30年6月現在) (単位：台)

| 部 局 名 | 台 数 | 部 局 名 | 台 数 |
|---------------|-----|---------------|-------|
| 東 京 事 務 所 | 9 | 水 産 農 林 部 | 73 |
| 秘 書 課 | 13 | 土 木 部 | 92 |
| 広 報 広 聴 課 | 12 | ま ち づ く り 部 | 211 |
| 防 災 危 機 管 理 室 | 23 | 中 央 総 合 事 務 所 | 224 |
| 企 画 財 政 部 | 75 | 東 総 合 事 務 所 | 50 |
| 総 務 部 | 109 | 南 総 合 事 務 所 | 110 |
| 理 財 部 | 144 | 北 総 合 事 務 所 | 76 |
| 市 民 生 活 部 | 82 | 出 納 室 | 12 |
| 原 爆 被 爆 対 策 部 | 51 | 消 防 局 | 82 |
| 福 祉 部 | 123 | 議 会 事 務 局 | 34 |
| 市 民 健 康 部 | 128 | 教 育 委 員 会 | 233 |
| こ ど も 部 | 84 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 18 |
| 環 境 部 | 127 | 監 査 事 務 局 | 13 |
| 商 工 部 | 54 | 農 業 委 員 会 | 11 |
| 文 化 観 光 部 | 96 | 上 下 水 道 局 | 307 |
| | | 合 計 | 2,676 |

行 財 政 改 革

本市は、昭和 58 年 11 月に現在の行財政改革プランの基礎となる「行財政運営の健全化に関する具体化方策について」を策定し、事務事業の効率化、財政運営の適正化等に取り組んできた。

その後、平成 8 年 10 月に第 2 次行政改革大綱、平成 13 年 3 月に第 3 次行政改革大綱、平成 18 年 3 月に第 4 次行政改革大綱を策定し、事業の整理や民間委託等により計画的に行政改革に取り組むとともに、健全な財政基盤を確立するため、平成 13 年 3 月に第 1 次財政構造改革プラン、平成 18 年 3 月に第 2 次財政構造改革プランを策定し、効果的な行財政運営に努めてきた。

平成 23 年 8 月には、近年の厳しい行財政状況や人口減少社会に対応することとあわせ、これまでの行政改革大綱と財政構造改革プランを統合した「行財政改革プラン（計画期間：平成 23 年度から平成 27 年度）」を策定し、以下の 3 つの項目を重点目標とするとともに、「市民との協働による事業推進」、「選択と集中による事業の重点化と業務の効率化」、「効率的な行政体制の構築と人材育成」、「健全な財政基盤の確立」の 4 つの基本的視点から、職員数や経費の削減等、これまで取り組んできた「量」の改革に加え、職員の意識改革による事務の効率化など「質」の改革を重視して取り組んだ。

(1) 定員管理

| 項目 | 基準値 | 目標 | 結果 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基準日 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 平成 28 年 4 月 1 日 |
| 正規職員 | 3,267 人 | 3,000 人 | 3,036 人 |
| (正規職員換算) | (3,866 人) | (3,600 人) | (3,671 人) |

正規職員換算…再任用職員等を正規職員数に換算した職員数

(2) 人件費の削減

| 項目 | 基準値 | 目標 | 結果 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 基準年度 | 平成 21 年度決算 | 平成 27 年度決算 | 平成 27 年度決算 |
| 総人件費 | 362 億円 | 340 億円 | 314 億円 |
| (普通会計人件費) | (314 億円) | (293 億円) | (274 億円) |

(3) 財政の健全化

| 項目 | 基準値 | 目標 | 結果 |
|------------------------|------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 基準年度 | 平成 21 年度決算 | 平成 27 年度末 | 平成 27 年度決算 |
| 経常収支比率 | 96.1% | 平成 27 年度末までに 80%台後半 | 93.3% |
| 実質公債費比率 | 13.3% | 平成 27 年度末までに 10%以下 | 6.2% |
| 将来負担比率 | 105.3% | 平成 27 年度末までに 100%以下 | 81.0% |
| 実質赤字比率及び 連結実質赤字比率 | 黒字 | 黒字維持 | 黒字 |
| 市債発行額 (臨時財政対策債等を除く) | 146 億円 | 平成 27 年度までの 5 か年で 900 億円以下 | 平成 27 年度までの 5 か年で 698 億円 |
| 市税収納率 (滞納繰越分を含む) | 92.3% | 平成 27 年度末までに 93.0%以上 | 96.6% |
| 財政調整基金及び 減債基金の合計額 | 77 億円 | 平成 27 年度末で 100 億円以上 | 178 億円 |

1 これまでの主な実施項目

| 年度 | 行革による削減項目 | 行革による組織改正等 |
|------|--|---|
| 25年度 | 委託等 ① ごみ収集業務の民間委託拡大 （北部環境センター） ② ごみ収集の効率化 ③ 学校給食調理業務の民間委託 （戸町小・上長崎小・伊良林小） ④ 遠藤周作文学館の軽喫茶業務の民間委託 ⑤ 長崎市土地開発公社の解散 | 組織改正 ＜4月1日改正＞ ① 理財部に資産経営室を新設 ② 人権啓発室と男女共同参画室を統合し、人権男女共同参画室を新設 ③ 土木部に土木企画課を新設 ④ 道路維持課を土木維持課に改称 ⑤ 河川課を廃止し、業務を土木総務課と土木維持課に移管 ⑥ みどりの課を都市計画部に移管 ⑦ 交通企画課を廃止し、業務を土木企画課、道路建設課、都市計画課に移管 ⑧ 北部環境センターの廃止 ＜2月1日改正＞ ⑨ 福祉部に臨時福祉給付金室を新設 |
| | 見直し ⑥ 使用料・手数料の見直し ⑦ 給与の適正化 ⑧ 負担金・補助金の見直し ⑨ 扶助費の適正化 ⑩ 地方債発行の抑制 | |
| 26年度 | 委託等 ① 動物捕獲業務等の民間委託 ② 学校給食調理業務の民間委託 （野母崎小中・東長崎中・土井首小） ③ 東長崎浄水場の運転監視業務の民間委託 ④ 市民課窓口業務の民間委託 | 組織改正 ① 資産経営室を理財部から市長直属組織へ移管 ② 世界遺産推進室を企画財政部から総務局長直属組織へ移管 ③ 都市経営室と総合企画室を統合し、企画財政部に都市経営室を新設 ④ 環境総務課と環境保全課を統合し、環境政策課を新設 ⑤ アジア戦略室を廃止し、業務を観光推進課へ移管 ⑥ 観光政策課と観光推進課の業務を再編 ⑦ 水産農林総務課とながさきの食推進室を統合し、水産農林政策課を新設 ⑧ 議会事務局議事課と調査課を統合し、議事調査課を新設 |
| | 見直し ⑤ 使用料・手数料の見直し ⑥ 給与の適正化 ⑦ 負担金・補助金の見直し ⑧ 扶助費の適正化 | |
| 27年度 | 委託等 ① 環境センター庁舎清掃業務の民間委託 ② 小中学校環境整備業務の民間委託 ③ 総合案内所業務の民間委託 ④ 稲佐山公園及び長崎公園への指定管理者制度導入 | 組織改正 ＜4月1日改正＞ ① 国体推進部の廃止 ② ねんりんピック推進室を新設 ③ 市史編さん室を廃止し、業務を統計課へ移管 ＜8月1日改正＞ ④ 福祉部に地域包括ケアシステム推進室を新設 |
| | 見直し ⑤ 使用料・手数料の見直し ⑥ 給与の適正化 ⑦ 負担金・補助金の見直し | |
| 28年度 | 委託等 ① 保健環境試験所における有料水質検査及び検便業務の廃止 ② 古賀地区市民センター及び市民会館への指定管理者制度導入 ③ 茂里町のクリーンセンターを廃止し、琴海・長崎半島クリーンセンターを再稼働 ④ 学校給食調理業務の民間委託 （大浦小） | 組織改正 ＜4月1日改正＞ ① 総務局、市民局、経済局及び建設局の廃止 ② しごと改革室及び地域振興課を廃止し、都市経営室へ統合 ③ 都市経営室内に長崎創生推進室及び大型事業推進室を新設 ④ 地域コミュニティ推進室と福祉総務課の一部の業務を統合し、都市経営室内に地域コミュニティ推進室を設置 ⑤ 世界遺産推進室を企画財政部に移管 ⑥ 契約検査課内に検査指導室を新設 ⑦ 資産経営室を理財部に移管 ⑧ 7行政センターを市民生活部に移管 ⑨ クリーンセンターの廃止 ⑩ 文化観光部に長崎学研究所を新設 ⑪ 観光政策課内に交流拡大推進室を新設 ⑫ 都市計画部及び建築部を廃止し、まちづくり部を新設 ⑬ まちなか事業推進室をまちづくり部へ移管 ＜7月15日改正＞ ⑭ 商業振興課内にふるさと納税推進室を新設 ＜10月1日改正＞ ⑮ 市民生活部に滑石支所を新設 ⑯ 西工場の廃止 |

| 年度 | 行革による削減項目 | | 行革による組織改正等 | |
|------|-----------|--|------------|--|
| 29年度 | 委託等 | ① 公立保育所の民間移譲（香焼） ② 式見地区公民館、土井首地区公民館、木鉢地区公民館及び晴海台地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入 ③ 日吉自然の家への指定管理者制度導入 ④ 神の島プールへの指定管理者制度導入 ⑤ 本庁舎守衛業務の民間委託 ⑥ 庁舎営繕業務の民間委託 ⑦ 市税証明等発行業務の民間委託 | 組織改正 | <4月1日改正> ① ねんりんピック推進室の廃止 ② 日吉自然の家を廃止し、業務を生涯学習課へ移管 ③ 施設課内に適正配置推進室を新設 <10月1日改正> ④ 臨時福祉給付金室の廃止 ⑤ 行政サテライト機能再編成に伴う改正（一部事務の移管は省略し新設と廃止のみ記載） ●新設 ・中央、東、南、北の4総合事務所 ・中央に総務課、地域福祉課、生活福祉1・2課、地域整備1・2課、8地域センター ・東に地域福祉課、地域整備課、2地域センター ・南に地域福祉課、地域整備課、7地域センター ・北に地域福祉課、地域整備課、3地域センター ・農林振興課 ・土木建設課 ●廃止 ・市民課、12支所、7行政センター ・生活福祉1・2課 ・農業振興課、農林整備課 ・道路建設課、土木維持課 ・みどりの課 ・7教育センター |
| | 見直し | ⑧ 長崎幼稚園を認定こども園へ移行 | | |
| 30年度 | 委託等 | ① 公立保育所の民間移譲（蚊焼・為石・川原を統合） ② 市民活動センターへの指定管理者制度導入 ③ 小ヶ倉地区公民館及び深堀地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入 ④ 東工場ごみ投入ステージ業務等の民間委託 | 組織改正 | <4月1日改正> ① 都市経営室内に市民協働推進室を移管 ② 人事課内に職員研修所を新設 ③ 安全安心課を廃止し、業務を自治振興課へ移管 ④ 商業振興課を商工振興課に名称変更 ⑤ 観光政策課内にDMO推進室を新設 ⑥ まちづくり推進室を廃止し、業務の一部をまちづくり部内に移管し、景観業務と観光政策課、文化財課の業務の一部を統合して、景観推進室を新設 ⑦ 中央地域センター内に地域支援室を新設 ⑧ 生涯学習課内に恐竜博物館準備室を新設 <8月1日改正> ⑨ スポーツ振興課内に平和マラソン推進室を新設 ⑩ 文化観光部にMICE推進室及び交流拠点施設整備室を新設 ⑪ 交流拡大推進室を廃止し、業務をMICE推進室と交流拠点施設整備室へ移管 |

職員・給与等

1 部局別職員数

(H30. 4. 1)

| 部 局 名 | 定 数 | 現 員 | 部 局 名 | 定 数 | 現 員 |
|---------------|---------|---------|---------------------|-------|-------|
| 市 長 部 局 | 2,296 人 | 2,057 人 | 水 産 農 林 部 | | 55 |
| 東 京 事 務 所 | | 4 | 土 木 部 | | 81 |
| 秘 書 課 | | 10 | ま ち づ くり 部 | | 176 |
| 広 報 広 聴 課 | | 10 | 中 央 総 合 事 務 所 | | 364 |
| 防 災 危 機 管 理 室 | | 10 | 東 総 合 事 務 所 | | 46 |
| 企 画 財 政 部 | | 72 | 南 総 合 事 務 所 | | 89 |
| 総 務 部 | | 79 | 北 総 合 事 務 所 | | 65 |
| 理 財 部 | | 205 | 出 納 室 | | 11 |
| 市 民 生 活 部 | | 59 | 消 防 局 | 512 | 443 |
| 原 爆 被 爆 対 策 部 | | 50 | 上 下 水 道 局 | 319 | 267 |
| 福 祉 部 | | 91 | 議 会 事 務 局 | 24 | 21 |
| 市 民 健 康 部 | | 142 | 教 育 委 員 会 事 務 局 | 363 | 238 |
| こ だ も 部 | | 130 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 12 | 9 |
| 環 境 部 | | 195 | 公 平 委 員 会 事 務 局 | — | — |
| 商 工 部 | | 42 | 監 査 事 務 局 | 13 | 9 |
| 文 化 観 光 部 | | 71 | 農 業 委 員 会 事 務 局 | 10 | 9 |
| | | | 総 計 | 3,549 | 3,053 |

※ 全職員中の女性職員数・割合 (H30. 4. 1 現在) ……843 人 (27.6%)

※ 上記職員数には任期付職員を含み、再任用職員を除く。

また、「2 職種別給料等」及び「3 行政職給料等」は、企業職員、再任用職員及び任期付職員を除く。

2 職種別給料等

(H30. 4. 1)

| 区 分 | 行 政 職 | 現 業 職 | 消 防 職 | 医 療 職 (1) | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 平 均 給 料 | 317,937 円 | 328,639 円 | 282,064 円 | 552,700 円 | |
| 平 均 年 齢 | 41 歳 08 月 | 50 歳 08 月 | 37 歳 02 月 | 57 歳 07 月 | |
| 平 均 勤 続 年 数 | 18 年 07 月 | 26 年 11 月 | 15 年 10 月 | 14 年 00 月 | |
| 職 員 数 (人) | 計 | 1,913 | 226 | 442 | 5 |
| | 男 | 1,260 | 189 | 436 | 5 |
| | 女 | 653 | 37 | 6 | 0 |

※ 全職員平均…… 年 齢=42 歳 01 月 勤続年数=18 年 05 月
給 料=315,964 円 給 与=398,310 円

3 行政職給料等

(1) 初任給

(H30. 4. 1)

| 内容 | 区分 | 大 学 卒 | 短 大 卒 | 高 校 卒 |
|---------|----|-----------|-----------|-----------|
| 給 料 月 額 | | 179,200 円 | 159,800 円 | 147,100 円 |

(2) 職制別給料等

(H30. 4. 1)

| 区 分 | 部 長 級 | 次 長 級 | 課 長 級 | 課長補佐級 | 係 長 級 | 主 任 級 | 一 般 職 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平均給料 | 477,127 円 | 430,431 円 | 403,035 円 | 385,408 円 | 370,505 円 | 363,647 円 | 280,610 円 |
| 平均年齢 | 56 歳 05 月 | 54 歳 11 月 | 52 歳 03 月 | 50 歳 06 月 | 48 歳 11 月 | 46 歳 01 月 | 37 歳 03 月 |
| 平均勤続年数 | 33 年 03 月 | 32 年 04 月 | 29 年 01 月 | 27 年 02 月 | 25 年 05 月 | 23 年 05 月 | 14 年 02 月 |
| 職 員 数 | 37 人 | 35 人 | 125 人 | 19 人 | 290 人 | 187 人 | 1,220 人 |

※行政職給料表適用者（消防職を除く）

4 期末・勤勉手当

(H30. 4. 1)

| 区 分 | 合 計 | 6 月 | 12 月 |
|--------------|------|-------|-------|
| 計 (月分) | 4.40 | 2.125 | 2.275 |
| 期 末 手 当 (月分) | 2.60 | 1.225 | 1.375 |
| 勤 勉 手 当 (月分) | 1.80 | 0.900 | 0.900 |

5 管理職手当

| 職名 | 区分 | 職務の級 | 手当額 | 職名 | 区分 | 職務の級 | 手当額 | 職名 | 区分 | 職務の級 | 手当額 |
|-----------|-----|------|-----------|------------|-----|------|----------|----|-----|----------|----------|
| 部長 | 一 種 | 9 級 | 104,200 円 | 次長 | 三 種 | 7 級 | 70,800 円 | 主幹 | 五 種 | 6 級 | 55,500 円 |
| | | 8 級 | | | | 5 級 | | | | 39,700 円 | |
| 政策監 理事 | 二 種 | 8 級 | 84,600 円 | 課長 特定主幹 | 四 種 | 6 級 | 62,300 円 | | | | |

6 ラスパイレス指数

| 年 | H24 年 | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ラスパイレス指数 | 99.3 | 99.0 | 98.7 | 98.6 | 98.8 | 98.9 |

※H24 年及び 25 年は、国の給与減額支給措置前の指数（国の給与減額支給措置後の指数は H24 年 107.4、H25 年 107.1）

7 退職手当

| 区 分 | 自己都合退職(月分) | 定年退職(月分) |
|----------|------------|-----------|
| 最 高 限 度 | 47.7090 | 47.7090 |
| 勤 続 20 年 | 19.6695 | 24.586875 |
| 勤 続 30 年 | 34.7355 | 40.803750 |
| 勤 続 35 年 | 39.7575 | 47.7090 |

8 特別職の報酬

(H30.4.1) (単位:円)

| 職 種 | 現行の報酬額 (H23.5.1) | 職 種 | 現行の報酬額 (H23.5.1) | | |
|--------------------------|--------------------------|---|-----------------------------|------------------------|----------|
| 市 長 | 月 978,000 | 民 生 委 員 推 薦 会 の 委 員 | 日 7,850 | | |
| 副 市 長 | 月 840,000 | 固 定 資 産 評 価 員 | 月 93,400 | | |
| 上 下 水 道 事 業 管 理 者 | 月 683,000 | 土 地 区 画 整 理 審 議 会 の 委 員 | 日 7,850 | | |
| 教 育 長 | 月 683,000 | 土 地 区 画 整 理 法 の 規 定 に 基 づ く 評 価 員 | 日 7,850 | | |
| 常 勤 監 査 委 員 | 月 585,000 | 防 災 会 議 の 委 員 ・ 専 門 委 員 | 日 7,850 | | |
| 議 長 | 月 737,000 | 交 通 安 全 対 策 会 議 | 委 員 ・ 特 別 委 員 | 日 7,850 | |
| 副 議 長 | 月 673,000 | | 幹 事 | 日 6,700 | |
| 議 会 議 員 | 月 619,000 | 介 護 認 定 審 査 会 | 会 長 | 日 18,700 | |
| 教 育 委 員 会 の 委 員 | 月 102,000 | | 委 員 | 日 17,700 | |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 委 員 長 | 月 71,600 | 障 害 支 援 区 分 認 定 審 査 会 | 会 長 | 日 18,700 |
| | 委 員 | 月 55,400 | | 委 員 | 日 17,700 |
| | 臨 時 補 充 員 | 日 7,850 | 国 民 保 護 協 議 会 | 委 員 ・ 専 門 委 員 | 日 7,850 |
| 公 平 委 員 会 | 委 員 長 | 月 61,700 | | 幹 事 | 日 6,700 |
| | 委 員 | 月 49,900 | 消 防 賞 じ ゅ つ 審 査 委 員 会 の 委 員 | 日 7,850 | |
| 監 査 委 員 | 識 見 者 選 任 | 月 113,000 | この表に掲げる附属機 関以外の附属機関 | 会 長 ・ 委 員 長 | 日 8,700 |
| | 議 会 | 月 85,000 | | 上 記 以 外 | 日 7,850 |
| 農 業 委 員 会 | 会 長 | 月 62,100 年 市 長 が 定 め る 額 (H29.7.20) | 選 挙 長 | 日 10,600 (H19.3.31) | |
| | | 投 票 所 の 投 票 管 理 者 | 日 12,600 (H19.3.31) | | |
| | 委 員 | 月 47,200 年 市 長 が 定 め る 額 (H29.7.20) | 期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者 | 日 11,100 (H19.3.31) | |
| | | 開 票 管 理 者 | 日 10,600 (H19.3.31) | | |
| | 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 | 月 37,500 年 市 長 が 定 め る 額 (H29.7.20) | 投 票 所 の 投 票 立 会 人 | 日 10,700 (H19.3.31) | |
| 期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人 | | | 日 9,500 (H19.3.31) | | |
| 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 | 委 員 長 | 日 10,800 | 開 票 立 会 人 | 日 8,800 (H19.3.31) | |
| | 委 員 | 日 10,000 | 選 挙 立 会 人 | 日 8,800 (H19.3.31) | |
| 社 会 教 育 委 員 | 日 7,850 | | | | |

※ ()内は報酬等の額の適用年月日

※ 長崎市附属機関に関する条例に規定する附属機関を除く

9 給与等の公表

本市においては、昭和 57 年 7 月 1 日発行の「広報ながさき」(全世帯配布)により第 1 回の公表を行って以来、毎年給与等の公表を行っている。

また、平成 17 年度からは、本市の採用状況や勤務条件等を含む人事行政の運営状況を広報ながさき 12 月号に掲載して公表を行い、併せて市ホームページ等でも公表を行っている。

10 旅 費 額

(H19. 4. 1 から適用)

| 職 名 等 | 鉄 道 賃 | 船 賃 | 車 賃 (1kmにつき) | 日 当 (1日につき) | 宿 泊 料 (1夜につき) |
|-----------------------------|--|--|-----------------|----------------|------------------|
| 市 副 市長 | 旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金 ※ 特別車両料金は、当分の間、市長及び副市長のみ | (1) 上級 (2) 等級がない場合 実 費 | 円 | 円 3,300 | 円 16,500 |
| 部 長 級 次 長 級 課 長 補 佐 級 | | (1) 3階級の場合 中 級 (2) 2階級の場合 上 級 (3) 等級がない場合 実 費 | 37 | 2,600 | 13,100 |
| 係 主 係 長 任 級 係 員 | | | | 2,200 | 10,900 |

職 員 研 修

本市では、「自ら考え、自ら発信し、自ら行動する職員の育成」を目的とし、自己啓発、職場研修、職員研修、派遣研修の4つの柱を立て、それぞれの研修内容の充実を図っている。

具体的には、自主研究グループの活動助成、資格取得に対する助成、通信教育講座受講支援、語学講座の開催等、職員の自主学習を積極的に支援し、「自己啓発」意欲の向上を図るとともに、職員の職務遂行能力の向上と組織の活性化に効果的な「職場研修」の推進に努めることとしている。

また、「職員研修」では、一般職員から管理監督職員に至る各階層での必須の研修である階層別基本研修や、職員の事務能力の向上等に力点を置いた専門実務研修・特別研修を実施している。

さらに「派遣研修」では、幅広い視野と新しい発想を持った意欲的な職員の育成とともに、各種研修機関への派遣による専門知識・技能の習得及び庁内講師の養成を図っている。

1 平成30年度職員研修計画

(1) 自己啓発

職員が市政に係る研究や能力開発等を目的として自主的に行う研修について、次のとおり助成する。

ア 自主研究グループへの助成

複数の職員が組織的・計画的・継続的に行う集団的な調査・研究を対象とする。研究活動に必要な経費の補助、講師等の紹介、参考図書等の貸し出しなどを行う。

イ 資格取得に対する助成

自己啓発の意欲を喚起するとともに、職務遂行能力の向上を図ることを目的として、職務の遂行に寄与すると認められる資格を取得した職員に対し、資格試験の検定料及び資格取得に係る講座の受講料のそれぞれ2分の1に相当する額を助成する。

(2) 職場研修

各職場が実施する職場研修及び実務セミナー派遣などに関し、経費の負担、講師の紹介、研修機材等の貸し出しなどを行う。

(3) 職員研修

ア 階層別基本研修

| | 研 修 名 | 対 象 者 | 回 数 |
|----------------------------|----------|-----------|-----|
| 一 般 職 員 研 修 | 新規採用職員研修 | 新規採用職員 | 7 |
| | 採用2年次研修 | 採用後2年目の職員 | 1 |
| | 採用3年次研修 | 採用後3年目の職員 | 1 |
| | 採用4年次研修 | 採用後4年目の職員 | 1 |
| | 採用5年次研修 | 採用後5年目の職員 | 1 |
| | 採用6年次研修 | 採用後6年目の職員 | 1 |
| | 採用7年次研修 | 採用後7年目の職員 | 1 |

| 研 修 名 | | 対 象 者 | 回 数 |
|----------------------------|-----------------|---------------------------|-----|
| 一 般 職 員 研 修 | 採 用 8 年 次 研 修 | 採 用 後 8 年 目 の 職 員 | 1 |
| | 採 用 9 年 次 研 修 | 採 用 後 9 年 目 の 職 員 | 1 |
| | 採 用 10 年 次 研 修 | 採 用 後 10 年 目 の 職 員 | 1 |
| | 新 任 主 事 技 師 研 修 | 平 成 30 年 度 主 事 技 師 昇 任 者 | 1 |
| | 現 任 主 事 技 師 研 修 | 主 事 技 師 と し て 2 年 目 の 職 員 | 1 |
| | 新 任 主 任 研 修 | 平 成 30 年 度 主 任 昇 任 者 | 1 |
| 職 員 研 修 管 理 監 督 | 新 任 係 長 研 修 | 平 成 30 年 度 係 長 昇 任 者 | 1 |
| | 現 任 係 長 研 修 | 係 長 と し て 2 年 目 の 職 員 | 1 |
| | 現 任 係 長 研 修 | 係 長 と し て 3 年 目 の 職 員 | 1 |
| | 新 任 課 長 研 修 | 平 成 30 年 度 課 長 級 昇 任 者 | 2 |

イ 専門実務研修・特別研修

職員の職務遂行能力の向上に力点を置いた専門実務研修や、様々な行政課題、時代のニーズに柔軟に対応できる人材の育成を目指した特別研修を実施する。

〔 OA (パソコン) 研修、実務研修 (契約・会計・庶務等)、異業種交流研修、自治体法務研修、女性活躍推進研修、不当要求防止対策研修、ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修等 〕

(4) 派遣研修

高度な専門的能力と幅広い見識を養成することを目的として自治大、政策研究大学院大学、市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー) 及び全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー) 等へ職員を派遣するとともに、先進都市の調査・研究のための職員派遣を実施する。

また、長崎県市町村振興協会 (長崎県市町村職員研修センター) が主催する専門研修等に職員を派遣する。

2 平成 29 年度職員研修総括表 (実績)

| 研 修 名 | | 対象者 | 回数 | 延人数 |
|---------|-----------------|-------------|----|-------|
| 自 己 啓 発 | | 全 職 員 | | 38 |
| 職 場 研 修 | 職 場 研 修 | 全 職 員 | 36 | 1,097 |
| | 実 務 セ ミ ナ ー 派 遣 | 全 職 員 | 57 | 68 |
| 職 員 研 修 | 一 般 職 員 研 修 | 一 般 職 員 | 18 | 1,431 |
| | 管 理 監 督 職 員 研 修 | 管 理 監 督 職 員 | 9 | 351 |
| | 専 門 実 務 研 修 | 全 職 員 | 12 | 1,364 |
| | 特 別 研 修 | 全 職 員 | 17 | 1,248 |
| 派 遣 研 修 | | 全 職 員 | 97 | 309 |
| 総 計 | | | | 5,906 |

市 税

1 市税の税率、納期等（平成 30 年度分）

| 区 分 | 市 | | 民 税 | | | |
|--------------------------------------|--|------------------|---|-------------|---|--|
| | 個 人（賦課期日：1月1日） | | 法 | | 人 | |
| | 均 等 割 | 所 得 割 | 均 | 等 | 割 | 法人税割 |
| 課 税 標 準 及 び 税 率 | 標準税率 3,500 円 | 標準税率 税率 一律 6% | 標準税率 | | | 制限税率 12.1/100 (平成 26 年 9 月 30 日まで に開始した事 業年度分は 14.7/100) ・法人税額を課 税標準 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの復興に関し、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間 500 円が加算（県民税の均等割も同様） 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る分を除く）及び山林所得金額を課税標準 | 資本金等の額 | 市内の 従業者数 | 税 率 (年額) | | |
| | | 50 億円超 | 50 人超 | 3,000,000 円 | | |
| | | | 50 人以下 | 410,000 円 | | |
| | | 10 億円超 | 50 人超 | 1,750,000 円 | | |
| | | 50 億円以下 | 50 人以下 | 410,000 円 | | |
| | | 1 億円超 | 50 人超 | 400,000 円 | | |
| | | 10 億円以下 | 50 人以下 | 160,000 円 | | |
| | | 1 千万円超 | 50 人超 | 150,000 円 | | |
| | | 1 億円以下 | 50 人以下 | 130,000 円 | | |
| 1 千万円以下 | 50 人超 | 120,000 円 | | | | |
| | 50 人以下 | 50,000 円 | | | | |
| | 上記以外の法人等 | — | 50,000 円 | | | |
| | 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、「 <u>資本金等の額</u> 」が「 <u>資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額</u> 」を下回る場合は、「 <u>資本金等の額</u> 」は「 <u>資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額</u> 」が均等割の税率区分の算定基礎となる。 (<u>資本金等の額</u> ＝無償増資、無償減資等を加減算した調整後の金額) | | | | | |
| 納 税 義 務 者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 月 1 日現在、市内に住所を有する個人（均等割と所得割） 1 月 1 日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割のみ） | | <ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割と法人税割） 市内に事務所又は事業所を有しないが、寮等を有する法人（均等割のみ） 市内に事務所又は事業所を有する公益法人で、収益事業を行わないもの（均等割のみ） 法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有する者（法人税割のみ） | | | |
| 期 申 限 告 | 3 月 15 日 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内 公共法人等で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日 | | | |
| 納 期 | <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 第 1 期 6 月 15 日～ 7 月 2 日まで 第 2 期 8 月 15 日～ 8 月 31 日まで 第 3 期 10 月 15 日～ 10 月 31 日まで 第 4 期 1 月 15 日～ 1 月 31 日まで 給与所得に係る特別徴収年 12 月（6 月～翌年 5 月）徴収の月の翌月の 10 日まで 公的年金等所得に係る特別徴収年 6 月（偶数月） | | <ul style="list-style-type: none"> 申告納付 | | | |
| 備 考 | <ul style="list-style-type: none"> 県民税を併課 均等割 2,000 円(ながさき森林環境税 500 円を含む) 所得割 標準税率 税率 一律 4% | | | | | |

| 区分 | 固定資産税 (賦課期日：1月1日) | | | 都市計画税 (賦課期日：1月1日) | 軽自動車税 (賦課期日：4月1日) | 市たばこ税 |
|----------|---|-------------|--------------|-----------------------------------|---|---|
| | 土地 | 家屋 | 償却資産 | | | |
| 課税標準及び税率 | ・標準税率 | | ・賦課期日における価格 | ・制限税率 ・市街化区域内の固定資産（土地、家屋）の課税標準 | ・標準税率 【別紙】のとおり | <ul style="list-style-type: none"> 一定税率 小売業者への売渡本数 1,000 本につき 5,262 円 (平成 30 年 10 月 1 日から 1,000 本につき 5,692 円) 旧 3 級品の紙巻たばこについては 1,000 本につき 4,000 円 |
| | ・基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 | | | | | |
| 納税義務者 | ・当該固定資産の所有者 | | | ・当該固定資産の所有者 | ・当該軽自動車等の所有者 | <ul style="list-style-type: none"> 製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者 |
| 申告期限 | 1月31日 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 取得申告 所有者となった日から 15 日以内 変更申告 変更が生じた日から 15 日以内 廃棄申告 所有者でなくなった日から 30 日以内 | 当該売渡月分を翌月末日 |
| 納期 | <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 第1期 5月15日～5月31日まで 第2期 7月15日～7月31日まで 第3期 12月15日～12月25日まで 第4期 2月15日～2月28日まで | | | 同 左 | 普通徴収 5月15日～5月31日まで | ・申告納付 |
| 備考 | 免税点 30万円 | 免税点 20万円 | 免税点 150万円 | | | |

| 区分 | 特別土地保有税 | 入湯税 | 事業所税 |
|----------|--|--|---|
| 課税標準及び税率 | <ul style="list-style-type: none"> 一定税率 土地の取得価額又は修正取得額 保有 1.4/100 取得 3/100 | <ul style="list-style-type: none"> 一定税率 一人一日につき 150 円 ただし、日帰り入湯客は、一人一日につき 30 円 | <ul style="list-style-type: none"> 一定税率 資産割 事業所床面積 1 m²につき 600 円 従業者割 従業者給与総額の 0.25/100 |
| 納税義務者 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者又は取得者 | <ul style="list-style-type: none"> 入湯客 ただし、鉱泉浴場経営者が特別徴収 <p>(課税免除対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢 12 歳未満の者 市内に居住する年齢 65 歳以上の者 市内に居住する身体等に障害を有する者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた者 修学旅行者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 災害の被災者のうち市長が必要と認めるもの | <ul style="list-style-type: none"> 事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う者 <p>(免税点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度末日において市内の全事業所等の合計床面積が 1,000 m²以下（資産割） 事業年度末日において市内の事業所等に勤務する従業者数 100 人以下（従業者割） |
| 申告期限 | <ul style="list-style-type: none"> 保有 5 月 31 日 取得 <ul style="list-style-type: none"> 8 月 31 日 〔7 月 1 日前 1 年以内の取得者〕 2 月末日 〔1 月 1 日前 1 年以内の取得者〕 | <ul style="list-style-type: none"> 当月徴収分を翌月 15 日 | <ul style="list-style-type: none"> 個人 その年の翌年の 3 月 15 日 法人 事業年度終了の日から 2 カ月以内 |
| 納期 | <ul style="list-style-type: none"> 申告納付 | <ul style="list-style-type: none"> 申告納入 | <ul style="list-style-type: none"> 申告納付 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度から新規課税停止 | | |

【別紙】

・標準税率

| 車種 | | | 税率 | | |
|----------|-------------------|--------|------------------|------------------|--------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | | 2,000円 | | |
| | 90cc以下 | | 2,000円 | | |
| | 125cc以下 | | 2,400円 | | |
| | 三輪以上で50cc以下(ミニカー) | | 3,700円 | | |
| 軽自動車 | 二輪 | | 3,600円 | | |
| | 三輪 | 旧税率 | 3,100円 | | |
| | | 新税率 | 3,900円 | | |
| | | 軽課税率 | 電気自動車・天然ガス自動車(※) | 1,000円 | |
| | | | 基準1(※) | 2,000円 | |
| | | | 基準2(※) | 3,000円 | |
| | 重課税率 | 4,600円 | | | |
| | 四輪以上 | 乗用 | 営業用 | 旧税率 | 5,500円 |
| | | | | 新税率 | 6,900円 |
| | | | 軽課税率 | 電気自動車・天然ガス自動車(※) | 1,800円 |
| | | | | 基準1(※) | 3,500円 |
| | | | | 基準2(※) | 5,200円 |
| | | 重課税率 | 8,200円 | | |
| | | 自家用 | 旧税率 | 7,200円 | |
| | | | 新税率 | 10,800円 | |
| | | | 軽課税率 | 電気自動車・天然ガス自動車(※) | 2,700円 |
| | | | | 基準1(※) | 5,400円 |
| | | | | 基準2(※) | 8,100円 |
| | | 重課税率 | 12,900円 | | |
| | | 貨物 | 営業用 | 旧税率 | 3,000円 |
| 新税率 | | | | 3,800円 | |
| 軽課税率 | | | | 電気自動車・天然ガス自動車(※) | 1,000円 |
| | 基準1(※) | | | 1,900円 | |
| | 基準2(※) | | | 2,900円 | |
| 重課税率 | 4,500円 | | | | |
| 自家用 | 旧税率 | | 4,000円 | | |
| | 新税率 | | 5,000円 | | |
| | 軽課税率 | | 電気自動車・天然ガス自動車(※) | 1,300円 | |
| | | | 基準1(※) | 2,500円 | |
| | | 基準2(※) | 3,800円 | | |
| 重課税率 | 6,000円 | | | | |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | | 2,400円 | | |
| | その他 | | 5,900円 | | |
| 二輪の小型自動車 | | | 6,000円 | | |

※天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両

- 基準1 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)又は平成30年排出ガス50%低減達成車
 かつ平成32年度燃費基準+30%達成車
 貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 基準2 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)又は平成30年排出ガス50%低減達成車
 かつ平成32年度燃費基準+10%達成車
 貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

・初度検査年月が平成27年3月以前の(平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた)車両は、重課税率の適用となるまで、旧税率が適用される

○軽課について

適用期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

適用内容

初度検査年月が適用期間内の(適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける)課税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、当該年度の翌年度(平成30年度)分について特例措置が適用

○重課について

適用内容

初度検査年月が平成17年3月以前の(初めて車両番号の指定を受けてから13年を超えた)三輪以上の軽自動車について新税率の概ね20%重課

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンと電気の併用軽自動車及び被けん引車を除く

2 市税税目別決算及び市民負担の状況

| 税目 | 年度 | 28年度 | | | 29年度 | | |
|---------|----|------------------|-----------|-----------|------------------|-----------|----------|
| | | 決算額 | 収入率 | 対前年度伸率 | 決算額 | 収入率 | 対前年度伸率 |
| 合計 | | 千円 54,352,374 | % 97.0 | % △1.7 | 千円 55,325,943 | % 97.3 | % 1.8 |
| 普通税 | | 48,866,600 | 96.9 | △1.8 | 49,667,466 | 97.2 | 1.6 |
| 市民税 | | 24,868,325 | 97.3 | △4.5 | 25,657,201 | 97.6 | 3.2 |
| 個人 | | 19,807,957 | 97.1 | 1.6 | 19,937,514 | 97.3 | 0.7 |
| 法人 | | 5,060,368 | 98.3 | △22.6 | 5,719,687 | 98.6 | 13.0 |
| 固定資産税 | | 20,141,769 | 96.2 | 1.1 | 20,320,154 | 96.5 | 0.9 |
| 軽自動車税 | | 842,506 | 94.7 | 18.8 | 873,987 | 94.7 | 3.7 |
| 市たばこ税 | | 3,013,185 | 100.0 | △2.8 | 2,815,074 | 100.0 | △6.6 |
| 特別土地保有税 | | 815 | 19.2 | △72.6 | 1,050 | 30.6 | 28.8 |
| 目的税 | | 5,485,774 | 97.2 | △1.2 | 5,658,477 | 97.7 | 3.1 |
| 入湯税 | | 19,346 | 100.0 | △5.8 | 28,056 | 100.0 | 45.0 |
| 事業所税 | | 1,709,719 | 99.7 | △5.2 | 1,850,647 | 99.9 | 8.2 |
| 都市計画税 | | 3,756,709 | 96.1 | 0.7 | 3,779,774 | 96.6 | 0.6 |

| | | | |
|-------|--------|----------|----------|
| 市税負担額 | 1人当たり | 126,393円 | 130,457円 |
| | 1世帯当たり | 258,398円 | 265,616円 |

3 納税義務者の推移

(単位：人)

| 税 目 | | 年 度 | | | | | |
|-----------|-------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | |
| 市 民 税 | 個 人 徴 収 | 均 等 割 の み | 11,245 | 11,295 | 10,541 | 10,358 | 10,451 |
| | | 所 得 割 の み | | | | | |
| | | 均 等 割 及 び 所 得 割 | 77,356 | 74,231 | 64,727 | 63,610 | 63,082 |
| | | 計 | 88,601 | 85,526 | 75,268 | 73,968 | 73,533 |
| | 特 別 徴 収 | 均 等 割 の み | 3,349 | 3,754 | 4,836 | 4,935 | 5,005 |
| | | 所 得 割 の み | | | | | |
| | | 均 等 割 及 び 所 得 割 | 100,633 | 103,295 | 112,949 | 116,329 | 118,384 |
| | | 計 | 103,982 | 107,049 | 117,785 | 121,264 | 123,389 |
| | 小 計 | 192,583 | 192,575 | 193,053 | 195,232 | 196,922 | |
| | 法 人 | 9,983 | 10,039 | 9,991 | 10,124 | 10,173 | |
| 固 定 資 産 税 | 土 地 及 び 家 屋 | 163,238 | 163,962 | 164,306 | 164,732 | 165,251 | |
| | 償 却 資 産 | 4,113 | 4,119 | 4,163 | 4,290 | 4,411 | |
| | 小 計 | 167,351 | 168,081 | 168,469 | 169,022 | 169,662 | |
| 軽 自 動 車 税 | | 113,642 | 114,354 | 114,223 | 113,881 | 112,918 | |
| 合 計 | | 483,559 | 485,049 | 485,736 | 488,259 | 489,675 | |
| 対 前 年 | 増 加 数 | 1,226 | 1,490 | 687 | 2,523 | 1,416 | |
| | 伸 率 (%) | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.5 | 0.3 | |

市 有 財 産

1 市有財産の概況

(30. 3. 31)

| 区 分 | | 数 量 | 評 価 額 | |
|------------------|---------------|--------------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 公 有 財 産 | 土 地 | 公 用 財 産 223,595 (m ²) | 25,395,450 (千円) | |
| | | 公 共 用 財 産 11,250,191 | 209,730,218 | |
| | | 普 通 財 産 22,184,330 | 27,916,765 | |
| | 建 物 | 公 用 財 産 85,474 | 12,732,717 | |
| | | 公 共 用 財 産 1,748,927 | 246,878,790 | |
| | | 普 通 財 産 103,237 | 5,277,862 | |
| | 無 体 財 産 権 | | 47 件 | |
| | 有 価 証 券 | 株 券 7 | 84,263 (決算年度末現在高) | |
| | 出 資 に よ る 権 利 | | 36 | 2,298,102 (決算年度末現在高) |
| 物 品 | | 4,186 | 11,544,332 (決算年度末現在高) | |
| 債 権 | | 25 | 17,015,221 (決算年度末現在高) | |
| 基 金 | | 36 | 59,808,567 (決算年度末現在高) | |
| 合 計 | | — | 618,682,287 | |

2 市 庁 舎

| 区 分 | 本 館 (議事堂を含む) | 別 館 |
|-----------|--|---|
| 工 期 | 32. 7. 12~34. 4. 1 増築 <ul style="list-style-type: none"> - S48. 8. 31~S49. 3. 25 - S54. 11. 12~S55. 3. 31 - S59. 6. 1~S59. 9. 14 - H4. 12. 24~ H5. 3. 15 - H16. 7. 28~H16. 12. 10 | S39. 10. 1~S41. 4. 1 |
| 敷 地 面 積 | 6,820.91m ² | 3,217.76m ² |
| 建 物 構 造 | 本 館 鉄筋コンクリート造 地下2階・地上5階 議事堂 鉄筋コンクリート造 地上4階 増築棟 鉄骨造地上3階 | 鉄筋コンクリート造 地下2階・地上4階 |
| 建 築 面 積 | 本 館 2,858.09m ² 議事堂 596.69m ² 増築棟 225.88m ² | 1,862.15m ² |
| 建 築 延 面 積 | 本 館 11,397.64m ² 付属家 (車庫等) 168.22m ² 議事堂 1,098.05m ² 増築棟 2,004.82m ² 671.16m ² | 付属家 (倉庫) 7,022.68m ² 36.40m ² |
| 軒 高 | 本 館 28.75m | 17.13m |
| 最 高 部 高 | 本 館 35.80m 議事堂 16.50m | 22.68m |
| 市庁舎西側広場 | 983.61m ² | |
| 建 設 費 | 526,365 千円 <ul style="list-style-type: none"> 内増築 <ul style="list-style-type: none"> - 100,315 千円 - 65,700 千円 - 23,450 千円 - 8,858 千円 本 館 338,858 千円 議事堂 70,000 千円 増築棟 117,507 千円 | 329,410 千円 |
| 主 体 | 290,418 千円 <ul style="list-style-type: none"> 内増築 <ul style="list-style-type: none"> - 71,335 千円 - 43,300 千円 - 16,500 千円 - 6,180 千円 - 69,669 千円 | 179,940 千円 |
| 附 帯 | 118,440 千円 <ul style="list-style-type: none"> 内増築 <ul style="list-style-type: none"> - 28,980 千円 - 22,400 千円 - 6,950 千円 - 2,678 千円 - 47,838 千円 | 149,470 千円 |
| 財 源 | 起 債 302,507 千円 市 債 223,858 千円 | 国 補 6,200 千円 起 債 170,000 千円 市 債 153,210 千円 (国補は、庁舎内に保健所を含めたため) |

| | | |
|-----------|---|---|
| 区 分 | 商工会館別館 | 交通会館別館 |
| 建 物 構 造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 2 階、地上 9 階建の内、4・5 階部分 1,662.26m ² | 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 7 階建の内、6 階部分 1,524.28m ² |
| 取 得 年 月 日 | S55.12.6 | S55.12.20 |
| 取 得 価 格 | 415,394 千円 | 70,000 千円 |
| 区 分 | 長崎市職員会館 | 金屋町別館 |
| 建 物 構 造 | 鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 5 階 832.46m ² | 鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 6 階 1,074.37 m ² |
| 敷 地 面 積 | 179.73m ² | 278.14 m ² |
| 取 得 年 月 日 | S61.4.8 | H19.7.9 |
| 取 得 価 格 | 61,453 千円 | 寄附 |
| 区 分 | 桜町第 2 別館 | |
| 建 物 構 造 | 鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 6 階 1,077.54m ² | |
| 敷 地 面 積 | 215.44m ² | |
| 取 得 年 月 日 | H23.4.1 | |
| 取 得 価 格 | 寄附 | |

3 財 産 区

(1) 財産区数 86 (うち管理会設置数 60)

(2) 財産区の財産概要

(30. 4. 1)

| 計 | 土 | | | | | 地 | | | 建 物 |
|--------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|-------------------------|
| | 宅 地 | 山 林 | 原 野 | 保安林 | 畑 | 雑種地 | ため池 | 墓 地 | |
| 398 筆 | 70 筆 | 10 筆 | 8 筆 | 9 筆 | 4 筆 | 10 筆 | 33 筆 | 254 筆 | 10 件 |
| 424,234.26m ² | 7,967.70m ² | 35,229.71m ² | 56,771.30m ² | 154,320.00m ² | 329.00m ² | 6,599.63m ² | 2,584.10m ² | 160,432.82m ² | 1,237.34 m ² |

4 長崎市営墓地

(30. 4. 1)

| 名 称 | 位 置 | 地 積 | 区 画 数 |
|-------------|----------------|-------------------------|-------|
| 大 浦 国 際 墓 地 | 川上町 | 3,036.00 m ² | 212 |
| 坂 本 国 際 墓 地 | 坂本 1 丁目及び目覚町 | 8,107.00 | 479 |
| 浦 上 墓 地 | 上銭座町 | 2,905.00 | 201 |
| 昭 和 墓 地 | 花丘町 | 2,279.00 | 191 |
| 家 野 墓 地 | 家野町 | 8,411.75 | 456 |
| 住 吉 墓 地 | 泉 1 丁目及び泉 2 丁目 | 5,251.10 | 369 |
| 香 焼 中 央 墓 地 | 香焼町 | 4,285.00 | 229 |
| 合 計 | | 34,274.85 | 2,137 |

公共施設マネジメントの推進

長崎市は、これまで人口の増加や経済発展にあわせて（特に 1970 年から 80 年代にかけて）、多くの公共施設を建設してきた。現在、これらの公共施設は建築後 30 年以上を経過した建物が全体の半数を超え、老朽化が進行し、これから一斉に建替えや大規模改修の時期を迎える。

一方、今後、人口減少や少子高齢化がますます進むなかで、公共施設を利用する人々の数や年齢構成が変化してきており、公共施設に求められる役割も多様化している。

このため長崎市では、「人口が減っても、暮らしやすいまち」であり続けるよう、今後とも、必要となる行政サービスを維持していくため、時代の変化に対応できる公共施設へと見直すことを目的として、「公共施設マネジメント」に取り組んでいる。身の丈に合った公共施設への転換を進めることで、持続可能な行財政運営を図るとともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化を行うことで、安全性や機能性の向上を図る。

1 公共施設マネジメントのこれまでの主な取り組み

| 年度 | 取組内容 | |
|-----|------------------------------|--|
| H26 | 長崎市公共施設の用途別適正化方針の策定 | 行政サービス分野ごとの公共施設の課題及び将来の方向性 |
| | 長崎市公共施設保全計画の策定 | 公共施設の安全性及び機能性を維持し、長寿命化を図るための保全に関する取組事項 |
| H27 | 長崎市公共施設等総合管理計画の策定 | 公共施設やインフラ施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針 |
| | 施設別長期保全計画の策定 | 個別施設毎の改修時期や概算額を示した長期（約 30 年間）の改修計画 |
| H28 | 長崎市 PPP 手法の優先的検討方針の策定 | 公共施設等の整備や運営に当たり、従来型手法（市の直営実施）に優先して、PPP 手法を検討するための方針 |
| H29 | 地区別計画策定に係る市民対話の開催（3 地区 4 箇所） | 公共施設マネジメントの実施計画となる「地区別計画」の策定に向け、マネジメントの必要性についての市民理解を深めるとともに、将来に向けた公共施設のあり方について、住民と行政がともに考える場 |

2 公共施設マネジメントの今後の取組み

(1) 「地区別計画」の策定

地区住民との対話を通じ、施設の集約化や複合化など、地区ごとに公共施設の適正配置について定める「地区別計画」を策定し、各地区の実情を考慮した施設の適正配置や効率的な管理運営を行う。地区は市民に身近な日常生活圏域を基礎として 17 地区に設定する。

(2) 市民への周知・啓発活動

市民と十分な合意形成を図るため、公共施設マネジメントに関する情報発信を積極的に行い、周知・啓発に取り組む。

契 約

建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品調達等において、入札・契約事務の競争性や透明性の向上及び効率化を図るため、電子調達システムを導入し、原則として制限付一般競争入札で執行している。

1 有資格業者数（平成30年5月1日現在）

(1) 建設工事

| 区分 | 市内 | 準市内 | 市外 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-------|
| 平成30年度 | 650 | 68 | 600 | 1,318 |
| 平成29年度 | 662 | 75 | 618 | 1,355 |
| 増減 | △12 | △7 | △18 | △37 |

(2) 建設工事に係る業務委託

| 区分 | 市内 | 準市内 | 市外 | 計 |
|--------|----|-----|-----|-----|
| 平成30年度 | 93 | 74 | 329 | 496 |
| 平成29年度 | 97 | 88 | 331 | 516 |
| 増減 | △4 | △14 | △2 | △20 |

(3) 物品調達等

| 区分 | 市内 | 準市内 | 市外 | 計 |
|--------|-------|-----|-----|-------|
| 平成30年度 | 1,162 | 271 | 908 | 2,341 |
| 平成29年度 | 1,180 | 272 | 891 | 2,343 |
| 増減 | △18 | △1 | 17 | △2 |

2 制限付一般競争入札における契約締結件数及び請負金額

| 区 分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 建設工事 | 件 数 | 674件 | 725件 | 644件 |
| | 請負金額 | 16,879,534,755円 | 19,628,514,754円 | 18,950,460,367円 |
| 建設工事に係る 業務委託 | 件 数 | 136件 | 152件 | 132件 |
| | 請負金額 | 1,282,605,050円 | 1,152,430,080円 | 986,990,522円 |
| 物品調達等 ※1 | 件 数 | 1,010件 | 903件 | 875件 |
| | 請負金額 | 6,020,292,537円 | 6,058,520,566円 | 6,440,407,443円 |

※1 物品調達等は、業務委託(建設工事に係るものを除く)・物品購入・物品借入を指すものであり、契約検査課入札分のみの実績である。

国民年金

国民年金制度は、昭和 34 年に発足以来今日まで制度の改正、内容の充実が図られ高齢化社会における老後の生活安定の大きな柱となっている。とりわけ、昭和 61 年 4 月からは、公的年金制度を長期にわたり健全で安定的に運営していくため、基礎年金の導入と給付水準の適正化、女性の年金権の確保及び障害年金の改善が図られた。平成 3 年 4 月からは、20 歳以上の学生も強制加入となり、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人全てが原則として加入する制度となった。

また、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されたことに伴い、機関委任事務から法定受託事務へと区分され、平成 14 年 4 月には収納事務が国の直接事務となった。さらに、平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足している。

1 拠出年金

(1) 加入状況

(平成 30 年 3 月末日現在)

| 種類別 | | 男女 | | 計 | 免除 | 種類別 | 人 | 免除率 % | |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|----------|----------|-------|------|
| | | 男 | 女 | | | | | | |
| 被保険者 | 第 1 号 | 強 制 | 人 | 人 | 免 除 | 法定 | 6,978 | 13.6 | |
| | | 任 意 | 26,173 | 25,097 | | 51,270 | 申請 (全額) | 8,589 | 16.8 |
| | | 小 計 | 244 | 418 | | 662 | 申請 (3/4) | 960 | 1.9 |
| | 第 3 号 | 26,417 | 25,515 | 51,932 | | 申請 (半額) | 588 | 1.1 | |
| | | 324 | 26,037 | 26,361 | | 申請 (1/4) | 304 | 0.6 | |
| 合 計 | 26,741 | 51,552 | 78,293 | 学生特例 | 6,507 | 12.7 | | | |
| | | | | | | 若年猶予 | 1,841 | 3.6 | |
| | | | | | | 合 計 | 25,767 | 50.3 | |

(2) 給付状況

(平成 30 年 3 月末日現在)

| 区分 | 種類 | | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|--------|----|-----|---------|
| | 受給権者 | | | | | | 計 |
| | 老 齢 | 通算老齢 | 障害 (基礎) | 母子・準母子 | 遺児 | 寡 婦 | |
| (老齢基礎) | | (遺族基礎) | | | | | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 旧法 | 3,290 | 2,174 | 195 | 1 | 0 | 55 | 5,715 |
| 新法 | 117,681 | — | 8,381 | 815 | | 0 | 126,877 |
| 計 | 120,971 | 2,174 | 8,576 | 816 | | 55 | 132,592 |

2 福祉年金

(平成 30 年 3 月末日現在)

| | 老齢福祉 |
|-----------|------|
| 受 給 権 者 数 | 4 人 |

3 制度の概要

| | |
|---------|-----------------------|
| 平成9年1月 | 基礎年金番号の導入 |
| 平成12年4月 | 学生納付特例制度の実施 |
| 平成14年4月 | 収納事務の国への移管 |
| | 第3号被保険者の届出の事業主経由への変更 |
| 平成17年4月 | 若年者納付猶予制度の創設 |
| | 第3号被保険者の過去の未届け期間の救済など |
| 平成18年7月 | 多段階保険料免除制度の導入 |
| 平成26年4月 | 未支給年金の請求範囲の拡大 |
| 平成28年7月 | 納付猶予制度の対象年齢拡大 |
| 平成29年8月 | 老齢年金受給資格期間の短縮 |

戸 籍 ・ 住 民

戸籍は、出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度である。

また、住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など住民に関する事務処理の基礎となる制度であり、平成 24 年 7 月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった。

いずれの制度も市民の様々なライフイベントに密接に関係しており、窓口においては、出生・婚姻・死亡・転入・転居・転出等の各種届出の受付や、戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書等各種証明書やマイナンバーカードの交付などを行っている。このように市民の利用度が高いことから、電算化により事務の能率化及び迅速化を図り、市民サービスコーナーを設置し土日祝日においても各種証明書の交付を行ってきた。平成 28 年 1 月 25 日からはマイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスを開始し、住民の利便性向上を図っている。

1 住民基本台帳及び戸籍等の状況 (平成 30 年 3 月末日現在)

| 住民基本台帳 | | | | 戸 籍 | | 印鑑登録数 (人) |
|-------------|---------|---------|---------|-------------|-------------|--------------|
| 世帯数 (世帯) | 人 口 (人) | | | 本籍数 (戸籍) | 本籍人口 (人) | |
| | 総 数 | 男 | 女 | | | |
| 208,293 | 424,094 | 196,596 | 227,498 | 217,926 | 518,081 | 272,115 |

2 外国人住民の状況 (平成 30 年 3 月末日現在) (単位：人)

| 住民基本台帳 | | | 国 籍 別 人 口 | | | | | | |
|--------|-------|-------|-----------|-------|------|-------|--------|------|-----|
| 計 | 男 | 女 | 中 国 | フィリピン | ベトナム | 韓国・朝鮮 | インドネシア | ネパール | その他 |
| 3,905 | 2,334 | 1,571 | 1,121 | 814 | 467 | 398 | 195 | 147 | 763 |

3 平成 29 年度届出処理件数 (単位：件)

| 戸籍 | | | | | | | | | 合計 |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 出 生 | 認 知 | 養子縁組 | 養子離縁 | 婚 姻 | 離 婚 | 死 亡 | 入 籍 | 分 籍 | |
| 4,776 | 71 | 291 | 81 | 4,646 | 1,032 | 6,715 | 937 | 100 | |
| 戸籍 | | | | 住民記録 | | | | | |
| 転 籍 | 訂正・更生 | その他 | 小 計 | 転 入 | 転 出 | 転 居 | その他 | 小 計 | 116,310 |
| 1,923 | 261 | 824 | 21,657 | 9,986 | 11,720 | 11,461 | 4,152 | 37,319 | |
| 戸籍附票 | | | 印鑑登録 | | | | | | |
| 記 載 | 消 除 | 小 計 | 登録申請 | 紛失・廃止 | 小 計 | | | | |
| 28,812 | 13,181 | 41,993 | 11,586 | 3,755 | 15,341 | | | | |

4 平成 29 年度証明等交付件数

(単位：件)

| 戸籍関係 | 住民票関係 | 印鑑関係 | 諸証明関係 | 合計 |
|---------|---------|---------|-------|---------|
| 174,175 | 270,586 | 117,649 | 6,431 | 568,841 |

5 マイナンバーカードの申請・交付状況

(平成 30 年 6 月末日現在)

| 申請件数 | 交付件数 |
|-----------------------|-----------------------|
| 59,592 件 (14.1%) ※ | 51,975 件 (12.3%) ※ |

(※：H30.6月末日現在長崎市人口 423,469 人に対する割合)

6 窓口事務の改善概要

| | |
|------------------|--|
| 昭和 60 年 11 月 | 住民記録漢字オンラインシステム導入 住民異動届等業務の即時処理が可能となり、住民票の発行が本庁・支所いずれの場所でも可能になった。 |
| 平成 3 年 11 月 5 日 | 外国人登録事務の電算オンライン化 |
| 平成 4 年 6 月 1 日 | 印鑑登録事務の電算オンライン化 より迅速な証明書の発行が可能となった。 |
| 平成 10 年 7 月 18 日 | 戸籍事務の電算オンライン化 届出の受付から証明の発行まで全てコンピュータで行い、市民サービスの向上と事務の効率化を図った。 |
| 平成 10 年 9 月 19 日 | 市民サービスコーナー（消費者センター内、西浦上支所内）開設 |
| 平成 15 年 4 月 1 日 | 市民サービスコーナー（三重地区市民センター内）開設 |
| 平成 18 年 1 月 4 日 | 市民サービスコーナー（村松事務所内）開設 土日祝日において、各種証明書が交付できるようにした。 |
| 平成 24 年 5 月 14 日 | 新住民記録系システム稼働 |
| 平成 25 年 1 月 7 日 | 市民課窓口の改修 窓口の拡大に伴いライフイベントに付随する手続きの拡充を図った。 |
| 平成 27 年 1 月 5 日 | 市民課窓口事務の一部を民間事業者へ委託 |
| 平成 28 年 1 月 25 日 | マイナンバーカードを利用した、証明書コンビニ交付サービス開始 |
| 平成 28 年 10 月 1 日 | 本人通知制度の導入 |
| 平成 29 年 10 月 1 日 | 行政サテライト機能再編成により、市民課及び支所・行政センターを廃止し、地域センターを設置 |

市 民 相 談

1 市民相談

市民から寄せられる市政に対する様々な苦情、要望あるいは市民生活から生じる個人的な心配ごとや紛争などについての相談に応じ、住みよい豊かな町づくりをめざして昭和 37 年 1 月から市民相談室において、市民相談業務を開設した。昭和 56 年 4 月の機構改革により市民相談室を広聴相談室に、昭和 59 年 7 月に市民相談室に改称したが、平成 3 年 8 月に市民生活課に統合され、平成 9 年 4 月に自治振興課に改称し、さらに平成 20 年 4 月に安全安心課に組織改正され、平成 30 年 4 月に自治振興課に統合された。

| 相 談 項 目 | 担 当 | 平成 29 年度相談件数 |
|-------------------|----------------------|--------------|
| 市 政 相 談 | 市相談員 | 7 件 |
| 一 般 相 談 | 市相談員 | 3,636 件 |
| 法 律 相 談 | 長崎県弁護士会 | 779 件 |
| 国 税 相 談 | 九州北部税理士会長崎支部 | 77 件 |
| 登 記 相 談 | 長崎県司法書士会、長崎県土地家屋調査士会 | 164 件 |
| 不 動 産 相 談 | 長崎県宅地建物取引業協会 | 131 件 |
| 住 宅 増 改 修 相 談 | 長崎市住宅相談連絡協議会 | 10 件 |
| マ ン シ ョ ン 管 理 相 談 | 長崎県マンション管理士会 | 14 件 |
| 合 計 | | 4,818 件 |

2 交通事故相談

交通事故被害者の救済対策の一環として、昭和 47 年 4 月に交通事故相談所を設置し、損害賠償問題等についての交通事故相談に応じている。

| 相 談 項 目 | 担 当 | 平成 29 年度相談件数 |
|-------------|---------|--------------|
| 交 通 事 故 全 般 | 専門相談員 | 55 件 |
| | 長崎県弁護士会 | 7 件 |
| 合 計 | | 62 件 |

交通安全対策

1 交通安全対策の現況

(1) 交通指導員

昭和 45 年 5 月から小学校区を単位として、交通指導員を委嘱配置し、登校時の児童及び生徒の保護誘導並びに一般通行人の交通指導にあっている。平成 30 年 4 月 1 日現在、配置対象校 69 校のうち、47 校に 82 人の交通指導員を配置しており、年額 31,100 円（平成 23 年 5 月 1 日改定）の報酬と制服や帽子、腕章等を支給している。

(2) 交通安全指導普及員

交通安全思想の普及高揚を図るため、5 名の交通安全指導普及員により、市内の幼稚園・保育所等において、園児やその保護者を対象に交通安全教室を開催している。参加・体験型学習を重視し、横断歩道の渡り方や信号機の見方などの交通安全教育を、平成 29 年度は 435 回（参加人員 21,665 人）実施した。

2 交通事故発生状況

平成 29 年中の本市内の死者数は 12 人、人口 10 万人当たり 2.9 人となっている（県警交通企画課調）

| 年 別 | 発 生 | 死 者 | 傷 者 |
|-----|---------|------|---------|
| 11 | 2,662 件 | 16 人 | 3,318 人 |
| 12 | 2,816 | 16 | 3,542 |
| 13 | 2,897 | 13 | 3,608 |
| 14 | 2,912 | 12 | 3,629 |
| 15 | 2,979 | 14 | 3,751 |
| 16 | 2,880 | 10 | 3,563 |
| 17 | 2,885 | 12 | 3,555 |
| 18 | 2,905 | 15 | 3,596 |
| 19 | 2,777 | 16 | 3,465 |
| 20 | 2,582 | 8 | 3,216 |
| 21 | 2,675 | 21 | 3,326 |
| 22 | 2,540 | 15 | 3,203 |
| 23 | 2,522 | 11 | 3,067 |
| 24 | 2,359 | 11 | 2,939 |
| 25 | 2,605 | 10 | 3,212 |
| 26 | 2,300 | 10 | 2,857 |
| 27 | 2,122 | 10 | 2,689 |
| 28 | 1,930 | 3 | 2,394 |
| 29 | 1,757 | 12 | 2,170 |

消費者センター

本市では、平成 10 年 9 月 19 日に、「メルカつきまち」の 4 階に消費者センターを設置して、消費者行政及び計量行政の推進を図り、また、市民サービスコーナーを併設している。

1 消費者行政

(1) 消費者被害の救済及び拡大・未然防止の推進

ア 消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあっせんや助言などを行い、適宜、国、県をはじめ長崎県弁護士会等庁内外の関係機関との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

相談受付件数

平成 27 年度 3,720 件 平成 28 年度 3,320 件 平成 29 年度 3,690 件

イ 不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月に消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、7 つの「不当な取引行為」を定め、厳正に対処している。

ウ 注意喚起情報の発信

潜在化している深刻な消費者被害の拡大・未然防止のために、報道機関等に注意喚起情報を発信して、広く市民への周知に努めている。

エ 消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

民生委員や福祉関係団体等から構成される消費者被害防止ネットワーク（「長崎市消費者を守るネット」。配信先…220 団体）により、早期に悪質商法等の被害発生や警戒のための情報を提供して、高齢者、障害者及び若年者を消費者被害から守る。又、長崎市メールマガジンにおいても、登録者（平成 30 年 3 月 31 日現在 939 名）に対し配信している。

オ 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査

長崎県立入検査実施計画書に基づき、家庭用品品質表示法（4 品目）、消費生活用製品安全法（13 品目）について立入検査を実施している。（検査品目数は平成 29 年度実績）

カ 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設置されたことに伴い、消費者安全法が制定され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。

(2) 消費者啓発、消費者教育などの展開

ア 各種啓発事業

消費者問題を認識し、消費者の権利に目覚めた「自立した消費者」、消費者被害にまきこまれない消費者の育成に努めている。

| 事業 | 概要・29年度実績 |
|-------------|--|
| 暮らしの講座 | 消費生活に役立つ知識や情報を学ぶ講座を実施 5回開催、313人参加 |
| 消費生活出前講座の実施 | 自治会、学校等に職員を派遣。88回延べ4,450人に実施 |
| 消費生活情報の発信 | ホームページ、リーフレット、広報ながさき「上手な暮らし塾（消費者）」、消費啓発掲示板及び情報ルームなどにより消費生活情報を発信している。 |

イ 消費者団体の活動支援など

暮らしに身近な消費者問題を調査・学習し、消費者問題の解決、地域の生活向上を目指す消費者団体の活動は有意義であることから、生活学校や主婦の会の活動を支援している。

2 計量行政

(1) 定期検査（計量器の定期検査）

商店・病院等において、取引又は証明に使用する計量器の正確保持のため、定期検査を2年に1回実施している。市域を東南部と西北部（旧7町を含む）に2分割し、交互に検査する。

(2) 立入検査

ア 特定計量器

ガソリンメーター、プロパンガスメーター、水道メーター等の特定計量器の有効期限等について不適正な状態で使用されていないか確認するため、立入検査を実施している。

イ 商品量目（内容量）

商品流通の最も盛んな中元、年末年始時期に、スーパー等において商品量目（内容量）検査を実施している。

ウ 市民からの苦情による立入検査

特定計量器及び商品量目（内容量）に対する市民からの苦情についても、必要に応じ立入検査を実施している。

(3) 計量行政の啓発・普及

ア 計量記念日（11月1日）イベントの実施

計量記念日にちなみ、（一社）長崎県計量協会との共催による長崎ペンギン水族館での啓発イベントを実施している。また、市内のスーパー及び学校等に計量記念日ポスターを掲示するとともに、市民を対象にした家庭用計量器の無料点検も実施している。

イ 夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

(4) 計量検査所

本館地階に「計量検査所」を設け、定期検査・立入検査に要する基準器、検査器具を整備し、計量器検査業務に万全を期している。

3 市民サービスコーナー

住民票の写し・戸籍等の証明書の発行及びパスポート窓口でパスポートの申請受け付け・交付（パスポート窓口は平成 21 年 7 月に開設）などを行っている。

（平成 29 年度；パスポート申請件数 10,443 件、交付件数 10,331 件）

地 域 セ ン タ ー

平成 29 年 10 月から、行政サテライト機能再編成により市民課及び支所・行政センターを廃止し、新たに「地域センター」を設置して、市民や地域に身近な手続きについて広範多岐にわたり対応している。

各地域センターでは、戸籍、住民異動、印鑑登録等の届出及びこれらの各種証明や市税関係証明をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、児童手当等の受付業務や税の収納などの窓口業務を行っているほか、地域に身近な相談窓口として困りごとの相談を受けるなど、地域が行うまちづくり活動の支援に取り組んでいる。

管内人口及び世帯数（住民基本台帳に基づく人口及び世帯数）

（平成 30 年 3 月末日現在）

| 区 分 | 管内人口（人） | 割 合（％） | 世 帯 数（戸） | 割 合（％） |
|-----------|---------|--------|----------|--------|
| 中央地域センター | 177,250 | 41.8 | 93,228 | 44.7 |
| 小ヶ倉地域センター | 8,823 | 2.1 | 3,914 | 1.9 |
| 小榊地域センター | 6,580 | 1.6 | 2,533 | 1.2 |
| 西浦上地域センター | 53,713 | 12.7 | 27,722 | 13.3 |
| 滑石地域センター | 30,950 | 7.3 | 14,626 | 7.0 |
| 福田地域センター | 9,536 | 2.2 | 4,320 | 2.1 |
| 茂木地域センター | 10,498 | 2.5 | 4,988 | 2.4 |
| 式見地域センター | 2,975 | 0.7 | 1,445 | 0.7 |
| 日見地域センター | 7,781 | 1.8 | 4,104 | 2.0 |
| 東長崎地域センター | 38,588 | 9.1 | 15,612 | 7.5 |
| 土井首地域センター | 14,852 | 3.5 | 6,801 | 3.3 |
| 深堀地域センター | 6,642 | 1.6 | 3,279 | 1.6 |
| 香焼地域センター | 3,626 | 0.8 | 1,840 | 0.9 |
| 伊王島地域センター | 688 | 0.2 | 426 | 0.2 |
| 高島地域センター | 374 | 0.1 | 259 | 0.1 |
| 野母崎地域センター | 5,226 | 1.2 | 2,742 | 1.3 |
| 三和地域センター | 10,205 | 2.4 | 4,875 | 2.3 |
| 三重地域センター | 19,947 | 4.7 | 8,113 | 3.9 |
| 外海地域センター | 3,561 | 0.8 | 1,997 | 1.0 |
| 琴海地域センター | 12,279 | 2.9 | 5,469 | 2.6 |
| 合 計 | 424,094 | 100.0 | 208,293 | 100.0 |

市民サービスコーナー

社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、平成 10 年 9 月 19 日消費者センター及び西浦上支所内に、15 年 4 月 1 日には三重地区市民センター内に、18 年 1 月 4 日には村松事務所に、「市民サービスコーナー」を設置し、土曜日・日曜日でも窓口業務を行っている。

市民サービスコーナーにおける証明書発行の種類

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明
- ・戸籍の全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）
- ・除籍の全部・個人事項証明（除籍謄本・抄本）
- ・戸籍届の受理証明
- ・戸籍の附票の写し
- ・身元証明
- ・印鑑登録証明
- ・所得・課税証明
- ・市県民税課税証明（非課税証明を含む）
- ・固定資産税評価額証明
- ・固定資産税課税額証明
- ・固定資産未所有証明
- ・固定資産税公課証明
- ・固定資産名寄帳の写し
- ・旅券に関すること（※平成 21 年 7 月より消費者センターのみの取扱い）

市民サービスコーナーでは、上記証明書の発行業務のみを行っている。従って、各種の届出及び税金の納付などの手続きはできない。（旅券に関することを除く）

| 名 称 (設置場所) | 開 館 日 ・ 開 館 時 間 | 備 考 | |
|---|--|--|--------------------------|
| 消 費 者 セ ン タ ー 市民サービスコーナー (メルカつきまち 4 階) | 月曜 : 午前 9 時～午後 5 時 火曜～金曜 : 午前 9 時～午後 7 時 土・日・祝日 : 午前 10 時～午後 6 時 パスポート窓口開館時間 月曜～金曜 : 午前 9 時～午後 5 時 (申請・交付) 土・日・祝日 : 午前 10 時～午後 6 時 (交付のみ) | | 年末年始 (12/29 ～1/3) は休館 |
| 西 浦 上 地 域 セ ン タ ー 市民サービスコーナー (チトセピア 2 階) | 土・日曜 : 午前 9 時 30 分 ～午後 6 時 (土・日曜が祝日のときも開館) | 月曜～金曜 (祝日除く) は 「西浦上地域センター」と して業務を行なっている。 | |
| 三 重 地 域 セ ン タ ー 市民サービスコーナー (三重地区市民センター 1 階) | 火曜～日曜 : 午前 8 時 45 分 (祝日含む) ～午後 5 時 30 分 | 月曜休業 (月曜が祝日のと きは開業し直後の平日が休 業) | |
| 琴 海 地 域 セ ン タ ー 市民サービスコーナー (琴海村松町 703-14) | 土・日曜 : 午前 8 時 45 分 ～午後 5 時 30 分 (土・日曜が祝日のときも開館) | 月曜～金曜 (祝日除く) は 「琴海地域センター」とし て業務を行なっている。 | |

災 害 援 護

本市においては、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに、被災世帯に対する災害援護資金の貸付け等を行うとともに、長崎市小災害見舞金支給制度等、各種の災害援護施策を行っている。

1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付制度

(1) 「長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づくもの

| 区 分 | 災 害 弔 慰 金 | 災 害 障 害 見 舞 金 | 災 害 援 護 資 金 |
|-----------------|---|--|--|
| 対 象 災 害 | 自然災害であって ・住家が5世帯以上滅失 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上である場合 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合 | 「災害弔慰金」の支給対象となる災害と同一であること | 自然災害であって ・災害救助法適用を受けた災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上である場合 |
| 支 給 及 び 貸 付 対 象 | 死亡した者の遺族に対し支給（配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序） 上記の遺族がいないとき、同居し又は生計を同じくしていた兄弟姉妹 | 災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 | 世帯主に対して貸付 |
| 支 給 額 又 は 貸 付 額 | ・死亡した者が生計維持者 500万円 ・その他 250万円 | ・主として生計を維持していた者 250万円 ・その他 125万円 | 被害の種類、程度に応じ一世帯あたり 150万円～350万円 |

※ 災害援護資金の償還方法は元利均等で年又は半年賦、償還期間は10年以内（据置期間3年、特別の場合5年）、利率は年3%（据置期間は無利子）。

(2) 「長崎市小災害見舞金等支給要綱」に基づくもの

上記の対象災害に適用されなかった災害及び火災等による災害の場合

| 見舞金等の種類 | 被害区分 | 見舞金等の額 | |
|---------|------------------|--------------|------------|
| | | 1人 | 1人増すごとに |
| 見舞金 | 住家全壊 (全焼・全流失) | 円 30,000 | 円 5,000 |
| | 住家半壊(半焼) | 20,000 | 5,000 |
| | 重傷 | 1人につき 5,000円 | |
| 弔慰金 | 死亡 | 生計維持者 | 140,000円 |
| | | その他の者 | 70,000円 |

葬 斎 場

1 施設及び規模

| | | もみじ谷葬斎場 |
|------|---|---------|
| 所在地 | 長崎市淵町 26 番 6 号 | |
| 開 場 | 大正 10 年 4 月 (長崎市営火葬場) | |
| 改 築 | 昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月 全面建替え (総事業費 4 億 2,824 万 5 千円) 昭和 56 年 4 月 「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称 平成 18 年度 施設の一部改修 | |
| 敷地面積 | 4,163.76m ² | |
| 建物概要 | 鉄筋コンクリート造平家建 (一部 2 階建) 建物面積 762.79m ² 延床面積 1318.39m ² 火葬炉(再燃炉付) 11 基(台車式) 小型炉(再燃炉付) 1 基 | |
| 火葬業務 | 直営 | |

2 火葬場使用料

| 区 分 | | もみじ谷葬斎場 | |
|-------------|----------|----------------|-----------------|
| | | 死亡者等の住所 | |
| | | ※ 市 内 | 市 外 |
| 遺 体 | 12 歳 以 上 | 1 体につき 6,000 円 | 1 体につき 30,000 円 |
| | 12 歳 未 満 | 1 体につき 4,000 円 | 1 体につき 20,000 円 |
| 死 産 児 | | 1 体につき 2,000 円 | 1 体につき 10,000 円 |
| 肢体・臓器及び埋葬遺骨 | | | |
| 産 汚 物 | | 1 個につき 2,000 円 | 1 個につき 10,000 円 |

※ 死亡者等の住所が長与町又は時津町にある場合は、市内に準じて取り扱う。

3 もみじ谷葬斎場の特色

- ・昭和 62 年度に火葬炉の改修工事を施工し、ロストル式から台車式に変更した。
- ・平成 18 年度に待合室の増築、内部の改修及び駐車場の整備を行った。
- ・平成 20 年度から 22 年度において、排ガス処理対策として電気集塵機を設置した。
- ・平成 28 年度からインターネットを利用した火葬場予約システムを運用している。
- ・火葬時間 約 1 時間 30 分
- ・待 合 室 8 室 (内 3 室を 2 つに区切って使用) (1 室 15～36 名収容)
- ・駐 車 場 ①障害者用乗用車 1 台 ②一般乗用車 94 台 ③バス・マイクロバス 6 台
- ・職 員 数 事務員 (場長・係長・嘱託) 4 名、汽かん員 7 名 計 11 名

人権・男女共同参画

昭和 20 年（1945 年）、国際連合が誕生し、男女の同権は基本的人権であるとした「国連憲章」が採択された。昭和 50 年（1975 年）に第 1 回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」、昭和 54 年（1979 年）には「女子差別撤廃条約」が採択された。さらに、平成 12 年「国連特別総会・女性 2000 年会議」では女性の人権擁護と男女平等社会の実現を目指した政策方針が採択された。

我が国においても、将来にわたり豊かで活力ある社会を築く上で男女共同参画社会の構築が不可欠であるとして、平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」が施行された。

長崎市においては、女性問題の解消及び女性の地位向上を目指し、昭和 59 年（1984 年）に婦人対策担当の窓口を設置した。その後、女性を取り巻く社会環境の変化に対応し、平成 11 年 9 月の「ながさき男女共同参画都市宣言」を始めとして、平成 13 年 3 月の「長崎市男女共同参画計画」の策定に続き、平成 14 年 10 月から「長崎市男女共同参画推進条例」を施行し、平成 17 年度には「長崎市男女共同参画計画」の見直し策定を行った。また、平成 23 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第 2 次長崎市男女共同参画計画」を平成 23 年度に策定、行動計画を前期と後期の 5 か年に分けて、平成 28 年 3 月に「第 2 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

一方、人権問題への取り組みについては、平成 6 年 12 月の「人権教育のための国連 10 年」の決議、平成 12 年 12 月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、平成 16 年 3 月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。さらに、平成 25 年 3 月には、平成 25 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。その後、平成 28 年 3 月に、後半 5 年間に向けた計画の改訂を行い、「第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（改訂版）」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進している。

今後も、すべての人々が性別や年齢、国籍などの違いにとらわれることなく、互いを対等な存在として認め合える、人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施する。

ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育てゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくれます。
- 1 一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“ながさき”をつくれます。
- 1 次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしすすめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がともに手を取りあって、地球環境を守り、恒久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“ながさき”をつくれます。

平成 11 年（1999 年）9 月 6 日

長崎市

1 人権・男女共同参画事業

(1) 第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（計画期間：平成25年度～平成32年度）

市民、事業者、市（行政）の三者が、それぞれ担う役割を認識し、取組みへの主体性を高めると同時に相互連携を深めることで、「人権が尊重され、さまざまな分野で男女が参画する社会の実現」に向けての取組みを推進する。

(2) 第2次長崎市男女共同参画計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）

長崎市男女共同参画推進条例を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けての取組みを推進する。

(3) 長崎市人権教育・啓発審議会

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、基本計画に関する事項及び人権教育及び人権啓発に関する基本的事項及び重要事項について、調査審議する。

(4) 長崎市男女共同参画審議会

男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項、苦情の処理に関する事項及び男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(5) 長崎市人権教育及び啓発推進本部

本市の人権教育及び人権啓発に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

(6) 長崎市男女共同参画推進本部

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

(7) 長崎市DV被害者支援連絡会議

関係部局が共通認識のもと緊密に連携を図り、支援状況や今後の取組み課題について適宜協議する。

(8) 相談事業

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有し、女性相談員による一般相談、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を実施する。

(9) 調査研究事業

広範多岐にわたる男女共同参画の推進に関する課題に対し、様々な角度からの調査研究を行う。

2 啓発活動

(1) 講演会等の開催

ア 人権問題講演会の開催

市民、市職員、学校関係者、企業等を対象に、様々な人権問題についての講演会を、長崎市教育委員会、長崎市PTA連合会と連携して開催している。

イ 中小規模講座の開催

市民、市職員等を対象に、市民の人権意識の高揚を図るため、様々な人権に関する中小規模の講座を年数回開催している。

(2) 「パートナーシップ推進週間」の設定

長崎市男女共同参画推進条例の施行を記念し、平成 15 年度から男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、「パートナーシップ推進週間(10 月 1 日～10 月 7 日)」を設定し、この期間には「アマランスフェスタ」を開催し、講演会などの啓発活動を行っている。

(3) 広報紙による啓発

広報ながさきに折込として、「人権問題特集号」や「男女共同参画推進特集号」をそれぞれ年に 1 度発行し、各世帯、関係団体などに配布している。

(4) 啓発資料の作成・配布

市民向けの啓発冊子やリーフレットなどの資料を作成し、講演会や研修会において配布している。

(5) その他

ア 人権キャンペーンの実施

憲法週間や人権週間にあわせて、公用車への人権標語の貼付や長崎市窓口番号案内表示システムへのメッセージ表示による啓発や、市庁舎ロビーにてパネル展示等を行っている。

イ 関係機関との連携

法務局・長崎県・教育委員会・人権擁護委員協議会等関係団体と連携した人権の花運動などの人権啓発事業の実施や各機関相互の情報交換などを行っている。

3 男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）

男女共同参画推進センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設であり、講座開催などの啓発事業、関連図書や行政資料の貸出閲覧などの情報提供事業など、多岐にわたる事業を行っている。

平成 28 年度からは新たに指定管理者制度を導入し、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、経済的かつ効率的な運営を図っている。

(1) 施設の概要（平成 30 年 4 月 1 日現在）

所在地：長崎市魚の町 5 番 1 号（市民会館 1 階）

延床面積：1,602.14m²

施設内容：会議室（1、2、3、4）、研修室（1、2）、和室、図書情報室、交流コーナー、幼児室、授乳室、事務室

来所者数：平成 29 年度実績 64,767 人

(2) 事業の概要

ア 啓発事業

男女の固定的性別役割分担意識を払拭するための講座や、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント防止等の派遣講座などを開催している。

イ 交流促進事業

女性団体・グループのネットワークの活動を支援している。

ウ 情報提供事業

図書情報室において、男女共同参画に関する図書等の閲覧、貸出を行っている。

また、情報の収集と提供をより一層充実させるためにホームページを開設している。

ス ポ ー ツ 振 興

平成 27 年 5 月に策定した「長崎市スポーツ推進計画」に基づき、長崎国体の成果を 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックへつなげ、運動やスポーツを通じてすべての長崎市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出することを目指すため、事業を実施する。

1 「する」スポーツの振興

(1) スポーツをする機会の提供

ア スポーツ大会の開催

(平成 29 年度)

| 種 目 | 内 容 | 参加人員 | 備 考 |
|-----|------------------|-------|--------------------------------|
| | | 人 | |
| | レクリエーション・スポーツ教室 | 418 | ニュースポーツの実施 |
| | 市民体育・レクリエーション祭 | 7,670 | 競技の部 36 種目 レクリエーションの部 14 種目 |
| | 長崎バイサイドマラソン&ウォーク | 5,395 | マラソン 3 コース、ウォーク 4 コース |
| | 長崎新春駅伝大会 | 1,290 | 一般の部他 3 部門 |

(2) スポーツをする場所の提供

ア 市営体育施設等の貸出

市民が身近で気軽にできる「生涯スポーツ」の推進を図るため、市営体育施設や学校体育施設の効率的な利用を促進している。

施設を気軽に利用できるよう、パソコン及び携帯電話のインターネットや電話の自動音声応答で利用施設の案内情報などを市民に提供する公共施設案内・予約システムを提供している。

利用者登録することにより、市役所に来庁することなく、施設の抽選や利用の申込みを可能としている。

【参考資料】「市営体育施設等の状況」

イ 学校体育施設の開放

学校体育施設の効果的な活用に努める。

(ア) 運動場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校 34 校の運動場を 1 校当たり年間 10 日間、日曜・祝日に開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場を土曜・日曜・祝日に開放している。

(開放時間：8:00～17:00)

- ・夜間開放…市立中学校 12 校、小学校 4 校のナイター設備のある運動場を開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場、テニスコートを開放している。

(開放時間：19:30～21:30)

(イ) 体育館・武道場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校体育館(35校)、武道場(21校)を1校あたり年間10日間、日曜・祝日に開放している。

市立小学校体育館(69校)を学校教育に支障のない日に地域住民へ開放している。

(開放時間:8:00~17:00)

- ・夜間開放…市立中学校体育館(35校)、武道場(21校)を開放している。(日曜・祝日、年末年始休暇期間を除く。開放時間:19:30~21:30)

市立小学校体育館(69校)を、毎日地域住民へ開放している。

(開放時間:開放可能時間~21:30)

(ウ) プール開放

市立小学校のプールについて、夏季休業中に半日を1回として20回を限度に、管理指導員を配置して、開放校区の児童からなる団体に開放している。

2 「みる」スポーツの振興

(1) プロスポーツ大会の誘致等

(平成29年度)

| 区 分 | 人 数 |
|---|---------|
| V・ファーレン長崎ホームゲームへの親子招待 | 1,550人 |
| 第41回長崎招待ラグビー 筑波大学V S 長崎ドリームチーム | 2,330人 |
| ラグビートップリーグ 東芝ブレイブルーパスV S コカコーラ・レッドスパークス | 1,545人 |
| プロ野球オープン戦 埼玉西武ライオンズV S 広島東洋カープ | 10,898人 |

3 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

ア 競技力向上対策の補助

- ・競技力向上対策費補助金…(公財)長崎市スポーツ協会に加盟する競技団体が実施する、競技力向上対策(国体種目)及びスポーツ普及指導に係る経費の一部を補助する。
- ・ジュニアスポーツ競技力向上対策費補助金…(公財)長崎市スポーツ協会又は同協会に加盟する競技団体が実施するジュニア層の競技力向上対策に係る経費の一部を補助する。

イ 社会体育選手派遣の補助

国際大会、全国大会、九州大会等に出場する選手等に対し、大会に出場するための経費の一部を補助する。

ウ 国際、全国大会等で活躍した監督・選手の表彰

スポーツの普及発展に寄与した市民、スポーツで優秀な成績をおさめた市民に表彰状、記念品を授与し、顕彰する。

(2) スポーツ関連組織との連携・支援

ア スポーツ推進審議会

スポーツ推進に関する重要事項を調査審議する。(委員数 15 人)

イ 公益財団法人長崎市スポーツ協会

陸上競技協会をはじめ、45 種目 47 団体に構成される組織。(平成 30 年 4 月 1 日現在)

市民スポーツの普及と競技力向上を図り、スポーツ振興に寄与している。

加盟団体登録人員 44,341 人(平成 30 年 4 月 1 日現在)

ウ 長崎市スポーツ推進委員協議会

市内中学校区を母体として 117 人(平成 30 年 4 月 1 日現在)のスポーツ推進委員(市非常勤職員)を選出し、地域住民のスポーツ活動に対し、指導・助言を行うとともに、各種研修会への参加等により資質の向上に努め、市のスポーツ事業の指導的役割を担っている。特に、ニュースポーツの普及を推進している。

エ 長崎市スポーツ少年団

公益財団法人長崎市スポーツ協会の中で育成指導され、地域に生まれた多数の「単位団」をまとめ、青少年がスポーツや文化を通じて健全な成長をし、社会的にも優れた人間形成をしていくことを目的として活動している。

加盟登録団 95 団、団員 1,676 人(平成 30 年 3 月末現在)

【参考資料】

市営体育施設等の状況

(30. 4. 1)

| 名 称 | 収容 人員 | 竣工 年月 | 規 模 | 29 年度 利用人員 | 29 年度 利用件数 |
|---------------------------|----------|----------|---|---------------|---------------|
| ※ 市 営 庭 球 場 | 1,200 | S28. 7 | 砂入り人工芝コート7面(屋根・ナイター設備) | 264,589 | 9,574 |
| 市 営 陸 上 競 技 場 | 15,000 | S28. 7 | 4 0 0 m | 32,366 | 49 |
| ※ 市 営 ソ フ ト ボ ー ル 場 | 1,000 | S37. 4 | 公 認 1 面 (ナ イ タ ー 設 備) | 17,364 | 473 |
| ※ 市 営 ラ グ ビ ー ・ サ ッ カ ー 場 | | H9. 10 | 1 面 (人 工 芝 ・ ナ イ タ ー 設 備) | 115,482 | 1,593 |
| ※ 立 山 市 民 運 動 場 | | S49. 3 | 野 球 兼 ソ フ ト 場 1 面 (ナ イ タ ー 設 備) | 10,956 | 589 |
| ※ 東 望 山 運 動 場 | | S52. 10 | ソ フ ト 1 面 (ナ イ タ ー 設 備) | 65,607 | 274 |
| ※ 東 望 山 多 目 的 広 場 | | S52. 10 | ソ フ ト 1 面 | 22,216 | 797 |
| 祝 捷 山 公 園 多 目 的 広 場 | | H16. 4 | ソ フ ト 1 面 | 10,480 | 587 |
| 市 営 弓 道 場 | | S30. 9 | 近 的 6 人 立 、 遠 的 4 人 立 | 20,792 | — |
| 市 民 ア ー チ ョ ー 場 | | S48. 10 | 1 0 的 オ ー ル ラ ウ ン ド | 3,102 | — |
| ※ 市 民 体 育 館 | 1,086 | S49. 2 | 42m×36m(バレー、バスケット、バドミントン) | 165,506 | 51,916 |
| ※ 諏 訪 体 育 館 | | H9. 3 | 柔 道 場 、 剣 道 場 、 相 撲 場 、 ボ ク シ ン グ 場 、 弓 道 場 | 49,105 | 5,817 |
| ※ 深 堀 体 育 館 | | H13. 9 | バレー、バドミントン、卓球 | 16,248 | 1,046 |
| ※ 三 重 体 育 館 | | H19. 9 | バレー、バスケット、バドミントン、卓球 | 21,352 | 1,181 |
| 市 民 総 合 プ ー ル | | H8. 9 | 屋 内 プ ー ル (5 0 m 8 コ ー ス 、 2 5 m 7 コ ー ス 、 幼 児 ・ 児 童 用 プ ー ル) 屋 外 プ ー ル (流 水 プ ー ル 、 幼 児 ・ 児 童 用 プ ー ル 、 着 水 プ ー ル 、 ス ラ イ ダ ー 2 基) | 175,222 | — |
| 市 民 神 の 島 プ ー ル | | H29. 10 | 屋 内 温 水 2 5 m 7 コ ー ス 浴 室 、 休 憩 室 、 和 室 | 20,075 | — |

| 名 称 | 収容 人員 | 竣工 年月 | 規 模 | 29 年度 利用人員 | 29 年度 利用件数 |
|--------------------|----------|----------|--|---------------|---------------|
| 市民小ヶ倉プール | | S43. 8 | 25m 7 コース、幼児用プール | 3,929 | — |
| ※市民網場プール | | H10. 5 | 25m 9 コース、幼児用プール | 4,784 | — |
| ※南部地区公園多目的広場 | | S62. 3 | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー | 26,587 | 405 |
| ※南部地区公園ソフトボール場 | | S62. 3 | ソ フ ト 1 面 | 14,603 | 204 |
| ※おりおん座公園多目的広場 | | S62. 3 | ソ フ ト 1 面 | 8,521 | 265 |
| ※小江原台近隣公園多目的広場 | | H3. 4 | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー | 20,334 | 1,066 |
| ※小江原台近隣公園庭球場 | | H3. 4 | 砂入り人工芝 2 面 | 19,556 | 2,310 |
| ※さくらの里大芝生広場 | | H2. 8 | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー | 29,416 | 91 |
| ※さくらの里庭球場 | | H2. 8 | ハードコート 3 面 | 8,737 | 1,025 |
| ※学校昼間運動場 | | | 中学校 34 校、高校 1 校 | 5,385 | 71 |
| ※学校昼間体育館 | | | 小学校 69 校、中学校 35 校 | 64,952 | 3,071 |
| ※学校夜間運動場 | | | 小学校 4 校、中学校 12 校、高校 1 校 | 37,940 | 1,451 |
| ※学校夜間体育館 | | | 小学校 69 校、中学校 35 校 | 316,109 | 18,584 |
| ※武 校 道 場 | | | 中 学 校 2 1 校 | 46,837 | 2,748 |
| ※学 校 プ ー ル | | | 小 学 校 4 4 校 | 18,392 | — |
| 長崎東公園コミュニティ体育館 | | H2. 8 | 卓球(最大5台)、バドミントン(最大8面) バスケット、バレー(最大2面)、トレーニング室 | 110,134 | 5,843 |
| ※長崎東公園コミュニティプール | | H6. 7 | 25m7コース、子供用プール、着水プール、スライダー2基 | 34,116 | — |
| ※長崎東公園運動場 | | H2. 8 | ソフト 1 面(ナイター設備) | 4,980 | 430 |
| ※長崎東公園多目的広場 | | H2. 8 | 野球、ソフト、ゲートボール | 13,935 | 239 |
| ※長崎東公園庭球場 | | H4. 5 | 砂入り人工芝コート 5 面(ナイター設備) | 28,253 | 6,885 |
| ※田中町公園ソフトボール場 | | H14. 4 | ソフト 1 面(ナイター設備) | 6,644 | 285 |
| 京泊公園多目的広場 | | | ソフト 2 面、ゲートボール 2 面 | 16,427 | 464 |
| 総合運動公園かきどまり陸上競技場 | 16,000 | H10. 6 | 第1種公認、トラック(全天候)400×9レーン、 フィールド(天然芝) | 61,606 | 2,610 |
| 総合運動公園かきどまり補助競技場 | 2,000 | H10. 6 | 第3種公認、トラック(全天候)400×8レーン、 フィールド(天然芝) | 51,387 | 3,549 |
| ※総合運動公園かきどまり投てき練習場 | | H10. 6 | 円盤、ハンマー、槍、砲丸 | 3,043 | 776 |
| ※総合運動公園かきどまり野球場 | 8,000 | H10. 4 | 両翼 100m、センター 122m | 26,629 | 808 |
| ※総合運動公園かきどまり庭球場 | | H8. 9 | 砂入り人工芝コート 19 面(ナイター設備) | 101,703 | 8,034 |
| ※えがわ運動公園多目的広場 | | H16. 4 | ソフト 2 面、ラグビー、サッカー | 44,120 | 1,029 |
| ※えがわ運動公園庭球場 | | H16. 4 | 砂入り人工芝コート 2 面 | 12,645 | 1,528 |
| ※高島体育館 | | S44. 4 | バレー・バドミントン | 2,234 | 165 |
| 高島ふれあい多目的運動公園運動場 | | H15. 4 | ソフトボール・サッカー・ラグビー | 800 | 7 |
| ※高島ふれあい多目的運動公園庭球場 | | H15. 4 | 砂入り人工芝コート 4 面 | 79 | 6 |
| ※野母崎体育館 | | H6. 12 | バスケット・バレー・バドミントン、卓球 | 16,423 | 382 |
| 野母崎総合運動公園運動場 | | S52. 11 | 陸上200mトラック・野球・ソフト(ナイター設備) | 975 | 51 |
| ※野母崎総合運動公園プール | | S52. 11 | 50m×8コース・幼児用プール | 3,025 | — |
| 野母崎総合運動公園庭球場 | | S52. 11 | 砂入り人工芝コート 2 面(ナイター設備) | 1,676 | 273 |
| ※高浜運動公園運動場 | | S58. 4 | ソフトボール 2 面 | 2,780 | 209 |
| ※三和体育館 | | S58. 3 | バスケット、バレー、バドミントン、卓球 | 56,977 | 3,341 |
| ※元宮公園運動場 | | S63. 3 | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー(ナイター設備) | 30,987 | 869 |
| ※元宮公園庭球場 | | S63. 3 | 砂入り人工芝コート 4 面(ナイター設備) | 33,270 | 2,705 |
| ※岳路運動公園 | | S60. 3 | 野球、ソフトボール(ナイター設備) | 6,146 | 157 |
| ※香焼総合公園運動場 | | S52. 4 | 陸上競技・サッカー・軟式野球・ソフト | 15,001 | 659 |
| ※香焼総合公園庭球場 | | S52. 4 | 砂入り人工芝コート 3 面 | 9,213 | 838 |
| ※外海総合公園運動場 | | H1. 4 | 野球、ソフトボール、サッカー(ナイター設備) | 2,361 | 73 |
| ※外海運動公園運動場 | | S58. 3 | ソフトボール(ナイター設備) | 240 | 2 |
| ※琴海南部体育館 | | H7. 3 | バスケット、バレー、バドミントン、卓球、フットサル、ハンドボール | 49,711 | 1,993 |
| ※琴海北部運動公園運動場 | | S53. 3 | 野球、ソフトボール(ナイター設備) | 20,732 | 384 |
| ※琴海中部運動公園運動場 | | S57. 3 | 野球、ソフトボール(ナイター設備) | 16,364 | 702 |
| ※琴海南部運動公園運動場 | | S54. 1 | ソフトボール・サッカー(ナイター設備) | 49,320 | 731 |
| ※琴海中部運動公園庭球場 | | H1. 8 | ハードコート 2 面 | 171 | 38 |

※は公共施設案内・予約システム対象施設(ただし、学校夜間体育館については、小学校は対象外)。

※高島体育館はH30.3.31で廃止

市民センター

市民センターは、地域コミュニティの形成や地域間交流を活性化させ、明るく住みよいまちづくりを推進するための市民交流施設で、コミュニティ活動の場を提供し、地域連帯及び交流意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、多目的ホール、調理室、図書室、体育館等がある。

設置状況

(30.4.1)

| 名 称 | 住 所 | 開設年月 | 構 造 | 延 面 積 | 29 年 度 利 用 者 |
|------------|-----------------|--------|---------------------------------------|----------------------------|-----------------|
| 三重地区市民センター | 畝刈町 28 番地 7 | 平15.4 | 鉄骨造 2 階建 | m ² 1,674.79 | 人 47,587 |
| 琴海さざなみ会館 | 琴海形上町 1849 番地 4 | 平12.6 | 鉄骨造平屋建 | 580.00 | 8,804 |
| 琴海南部しらさぎ会館 | 西海町 1560 番地 9 | 平17.12 | 鉄骨造 2 階建 (本館・別館) | 1,412.00 | 13,312 |
| 南部市民センター | 末石町 162 番地 | 平19.4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 1,520.36 | 36,994 |
| 古賀地区市民センター | 古賀町 948 番地 1 | 平19.11 | 鉄骨造 2 階建 (第 1・2 棟)、 鉄骨造 1 階建 (体育館) | 1,720.51 | 32,344 |

ふれあいセンター

ふれあいセンターは、地域住民が自主的に学び活動することの中から、温かい人間関係をつくり、明るく住みよいまちづくりのための公民館類似施設で、地域住民の教養の向上、文化の振興及び福祉の増進を図り、多世代交流、地域連帯意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、調理室、図書室等がある。

設置状況

(30.4.1)

| 名 称 | 住 所 | 開設年月 | 構 造 | 延 面 積 | 29 年 度 利 用 者 |
|-------------------------|---------------------|---------|----------------------------|--------------------------|-----------------|
| 小 島 地 区 ふれあいセンター | 愛宕 3 丁目 10 番 2 号 | 昭62. 10 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 | m ² 865.70 | 人 22,531 |
| 緑 が 丘 地 区 ふれあいセンター | 白鳥町 3 番 9 号 | 平元. 4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 556.30 | 25,578 |
| 戸 町 地 区 ふれあいセンター | 戸町 2 丁目 4 番 39 号 | 平 2. 4 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 | 582.11 | 20,200 |
| 滑 石 地 区 ふれあいセンター | 滑石 5 丁目 5 番 77 号 | 平 3. 4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 2004.05 | 67,481 |
| 仁田・佐古地区 ふれあいセンター | 稲田町 12 番 14 号 | 平 5. 4 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 | 563.88 | 12,270 |
| 三 川 地 区 ふれあいセンター | 三川町 1221 番地 70 | 平 6. 4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 693.05 | 15,548 |
| 淵 地 区 ふれあいセンター | 富士見町 6 番 6 号 | 平 8. 4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 449.35 | 22,543 |
| 横 尾 地 区 ふれあいセンター | 横尾 2 丁目 15 番 10 号 | 平 9. 1 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 539.37 | 19,192 |
| ダ イ ヤ ラ ン ド ふれあいセンター | ダイヤモンド 4 丁目 1 番 1 号 | 平11. 4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 650.88 | 41,508 |
| 小 江 原 地 区 ふれあいセンター | 小江原 3 丁目 20 番 10 号 | 平12. 4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 561.73 | 26,297 |
| 桜 馬 場 地 区 ふれあいセンター | 桜馬場 1 丁目 1 番 5 号 | 平14. 4 | 鉄骨造 3 階建 | 880.48 | 33,209 |
| 山 里 地 区 ふれあいセンター | 高尾町 4 番 10 号 | 平15. 4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 660.92 | 38,501 |
| 西 北 ・ 岩 屋 ふれあいセンター | 西北町 13 番 13 号 | 平15. 4 | 鉄骨造 3 階建のうち 2 階・3 階部分 | 663.92 | 22,554 |
| 橘 地 区 ふれあいセンター | かき道 2 丁目 45 番 20 号 | 平16. 4 | 鉄骨造 2 階建 | 689.94 | 32,493 |
| 江 平 地 区 ふれあいセンター | 岩川町 7 番 1 号 | 平20. 4 | 鉄骨造 3 階建のうち 2 階・3 階部分 | 1009.95 | 31,524 |
| 上 長 崎 地 区 ふれあいセンター | 片淵 1 丁目 13 番 13 号 | 平25. 4 | 鉄骨造 2 階建 | 775.40 | 43,709 |
| 式 見 地 区 ふれあいセンター | 式見町 357 番地 | 平29. 4 | 鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 2 階部分 | 653.77 | 8,813 |
| 木 鉢 地 区 ふれあいセンター | 木鉢町 2 丁目 228 番地 6 | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 427.92 | 5,172 |

| | | | | | |
|-------------------|-------------------|---------|----------------------------|--------|--------|
| 土井首地区 ふれあいセンター | 柳田町 45 番地 3 | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造 2階建のうち2階部分 | 711.41 | 10,873 |
| 晴海台地区 ふれあいセンター | 晴海台町 41 番地 2 | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 774.50 | 8,496 |
| 小ヶ倉地区 ふれあいセンター | 小ヶ倉町 2 丁目 21 番地 2 | 平30. 4 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 574.79 | — |
| 深堀地区 ふれあいセンター | 深堀町 5 丁目 182 番地 | 平30. 4 | 鉄筋コンクリート造 3階建のうち2階・3階部分 | 638.31 | — |

消防行政の現況

複雑多様化する災害に対応するために、消防組織の適正化を図るとともに消防施設、機械、消防水利の充実に努めている。

救急活動においては、高齢化社会に対応した救急体制、また救助活動においては地震、風水害などの自然災害及び危険物事故、有毒ガスなどの特殊災害に対応した体制の充実に努めている。

さらに、事業所などにおける防火管理体制の強化、消防用設備等の設置、維持管理の指導の徹底ならびに市民防火組織の育成を図り、予防行政の充実に努めている。

1 消防体制

(1) 各消防署の管轄区域



(2) 消防機械の保有配置状況（受託町を含む。）

(30. 4. 1)

| 種別 | 車両 | 消防車両(緊急車) | | | | | | | | | | | その他の車両 | | | | 小型動力ポンプ |
|---------|-----|---------------|-------------|------------|-----------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|----------------------------|-------------|----------------------------|-----------------------|-------------|-------------|---------|
| | | ポンプ車 C D ー | 水槽付 ポンプ車 | はしご 自動車 | 化学 消防車 | 救 助 工 作 車 | 指 揮 車 | 調 査 車 | 積 載 車 | 救 急 自 動 車 | 高 規 格 救 急 車 | 消 防 艇 | 査 察 ・ 広 報 車 | 人 員 輸 送 車 | 貨 物 車 | そ の 他 | |
| 合計 | 228 | 58 | 4 | 4 | 1 | 4 | 8 | 2 | 112 | 1 | 17 | 1 | 6 | 1 | 3 | 6 | 115 |
| 消防局 | 13 | | | | | | 1 | 2 | | | | | 3 | 1 | 3 | 3 | |
| 中央署 | 本署 | 10 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | | | 2 | | 1 | | | 1 | |
| | 出張所 | 10 | 6 | 1 | | | | | | | 3 | | | | | | |
| 北署 | 本署 | 10 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | | 2 | | 1 | | | 1 | |
| | 出張所 | 11 | 7 | | | | | | | | 4 | | | | | | |
| | 派出所 | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 南署 | 本署 | 9 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | | 1 | 1 | | | 1 | |
| | 出張所 | 8 | 4 | | | | | | | 1 | 3 | | | | | | |
| 予備(常備) | 9 | 3 | 1 | | | 1 | 1 | | | | 3 | | | | | | |
| 消防団 | 146 | 34 | | | | | | | 112 | | | | | | | | 112 |
| 予備(非常備) | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |

(3) 消防水利状況（受託町を除く。）

(30. 4. 1)

| 総計 | 公設 消火栓 | 私設 消火栓 | 公設 防火水槽 | 私設 防火水槽 | その他 |
|-------|-----------|-----------|------------|------------|-----|
| 5,809 | 3,884 | 256 | 1,303 | 196 | 170 |

○平成29年度中の整備状況

| 水利種別 | 新設 | 撤去 |
|------|--------|----|
| 消火栓 | 6 (0) | 0 |
| 防火水槽 | 10 (7) | 2 |
| 合計 | 16 (7) | 2 |

※ () 内書きは、開発行為により設置した消防水利を示す。

(4) 消防相互応援協定等

| 名 称 | 締結年月日 | 協 定 市 町 村 | 応 援 内 容 |
|-----------------------------|-------------------------|--|-----------------------------------|
| 長崎市と長崎海上保安部の船舶火災の消火に関する業務協定 | (昭25.6.5) 昭46.1.11改正 | 長崎海上保安部 | 火災（協定区域内に火災が発生又は発生のおそれのある場合の消防活動） |
| 長崎県広域消防相互応援協定 | 昭51.4.1 | 佐世保市、県央地域広域市町村圏組合、島原地域広域市町村圏組合、平戸市、松浦市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市 | 火災、救急救助 その他の災害 |
| 消防団の消防相互応援協定 | 昭51.11.15 | 長与町、時津町 | 火災、その他の災害 |

2 予防行政

(1) 消防用設備等の設置と維持管理

消防法でその建築物に設置を義務づけられる消防用設備等は、火災から人命を守るための設備であることから、法に適合した設置と維持管理が重要である。こうしたことから、建築物を建築する段階で、事前に適正な消防用設備等の設置を審査し（消防同意）、竣工時には、消防用設備等の設置検査を実施し（完成検査）、また建築後は、当該建築物に立入検査（予防査察）を行い、消防用設備等の適正な維持管理を指導している。

消防同意処理状況

(平成 29 年度中)

| | 合 計 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 修繕・模様替 | 用途変更 | 移 転 |
|-----|-----|-----|-----|-----|--------|------|-----|
| 件 数 | 643 | 547 | 79 | | 2 | 14 | 1 |
| 棟 数 | 761 | 610 | 133 | | 2 | 15 | 1 |

(2) 住宅防火対策の推進

平成 29 年中に発生した火災 104 件のうち、建物火災は 67 件となっており、そのうち約 7 割が住宅火災となっている。また、過去 5 年間に於いて、住宅火災による死者の発生率は高く、特に高齢者の死者数は住宅火災による死者の約 7 割を占めている。

消防局では、住宅火災による死者数の減少と住民の防火意識と共助の精神の高揚を図るため「長崎市消防局住宅防火対策基本計画」に基づき、斜面地の高齢者家庭を中心とした防火訪問や各種防火指導を通して、火災予防についての助言や住宅用防災機器等の普及促進を図り、地域に根ざした住宅防火対策を推進している。

(3) 各事業所等における防火管理の徹底

消防法令で定める一定規模以上の事業所には、防火管理者を選任することが義務付けられているが、防火管理者は一定の資格が必要である。消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の適正な維持管理等の役割を担う防火管理者の育成は、事業所にとっても重要な課題である。消防としては、より多くの防火管理者を育成し、関係機関と協力し、その拡大に努めている。

過去3カ年間の講習実施状況

| 年 度 | 実 施 回 数 | 修 了 者 |
|----------|---------|-------|
| 平 成 27 年 | 4 回 | 593 人 |
| 平 成 28 年 | 4 回 | 617 人 |
| 平 成 29 年 | 4 回 | 598 人 |

※防火管理者資格取得講習は、平成19年度から（一財）日本防火・防災協会が実施している。

(4) 危険物の規制

危険物製造所等は、災害の規模態様から他に与える影響が大きいため、一般建築物に比べさらに厳しく規制されている。規制の内容としては、危険物製造所等に係る許可と保安管理に係る監視である。

危険物施設現況

(30. 4. 1)

| 区 分 | 製 造 所 | 貯 蔵 所 | | | | | | | 取 扱 所 | | | | |
|-----|-------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|
| | | 屋 内 貯 蔵 所 | 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 | 屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所 | 地 下 タ ン ク 貯 蔵 所 | 簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所 | 移 動 タ ン ク 貯 蔵 所 | 屋 外 貯 蔵 所 | 給 油 取 扱 所 | 第 1 種 販 売 取 扱 所 | 第 2 種 販 売 取 扱 所 | 一 般 取 扱 所 | 移 送 取 扱 所 |
| 施設数 | 1 | 87 | 109 | 41 | 134 | 2 | 163 | 34 | 162 | 5 | 7 | 97 | 1 |
| 小 計 | 1 | 570 | | | | | | | 272 | | | | |
| 合 計 | | 843 | | | | | | | | | | | |

(5) 火薬類の規制

火薬類は、その危険性に鑑み、製造、販売、貯蔵、消費をすべて許可制として規制を行い、また、火薬類を消費する者への譲受・譲渡についても許可制として、保安に関する規制も含めて法律の上で徹底した管理が行われている。

許可等施設数

(30. 4. 1)

| 件 | 名 | 件 | 数 |
|-----------|--------------|---|----|
| 火薬類販売許可施設 | 競技用紙雷管のみの販売 | | 3 |
| | その他 | | 5 |
| 火薬庫等施設 | 火薬庫 | | 4 |
| | 市長が指示する安全な場所 | | 27 |

(6) 市民の防火・防災組織

複雑・多様化する社会環境の中で、火災等の災害から市民生活を守り、安全で快適な社会環境を確保するためには、消防業務に対する市民の理解と協力が必要である。

特に本市は、「坂の長崎石だたみ」と歌われるように、平地が少なく周囲を山で囲まれ、市街地の大部分は山腹まで階段状に展開しており、こうした地形的特殊性は、それだけ災害危険も大きく、したがって、市民の防火意識の向上と、あわせて初期消火等の消防協力は必要不可欠である。

本市においては次のような防火・防災組織が結成され、それぞれ積極的に火災予防等の推進に努めているが、その活動は顕著で、火災の未然防止や被害の軽減に多大の効果を挙げている。

市民防火組織

(30. 4. 1)

| 種 | 別 | 組 | 織 | 数 | 構 | 成 | 員 | 数 |
|---|---|---|---|-----|---|---|---|----------|
| 婦 | 人 | 防 | 火 | ク | ラ | ブ | | |
| | | | | 318 | | | | 35,814 人 |
| 少 | 年 | 消 | 防 | ク | ラ | ブ | | |
| | | | | 39 | | | | 958 人 |
| 幼 | 年 | 消 | 防 | ク | ラ | ブ | | |
| | | | | 93 | | | | 9,315 人 |
| 自 | 衛 | 消 | 防 | 隊 | | | | |
| | | (| 連 | 絡 | 協 | 議 | 会 | 入 |
| | | | | 204 | | | | — |
| 危 | 険 | 物 | 安 | 全 | 協 | 会 | | |
| | | | | 105 | | | | — |

3 消防職・団員の活動状況と処遇

(1) 各種災害の出動状況（消防団は受託町を除く。）

(平成 29 年中)

| 災害種別 | 発生件数 | 機関別 | 出動件数 (件) | 出動台数 (台) | 出動人員 (人) |
|--------|-------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 火災 | 104 | 局・署 | 104 | 544 | 1,802 |
| | | 団 | 43 | 88 | 1,017 |
| | | 小計 | 147 | 632 | 2,819 |
| 救助出動 | 193 | 局・署 | 193 | 850 | 2,743 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 193 | 850 | 2,743 |
| 非火災報 | 230 | 局・署 | 230 | 240 | 874 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 230 | 240 | 874 |
| 誤報火災 | 2 | 局・署 | 2 | 8 | 29 |
| | | 団 | 1 | 1 | 19 |
| | | 小計 | 3 | 9 | 48 |
| 虚報火災 | 0 | 局・署 | 0 | 0 | 0 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 0 | 0 | 0 |
| 電気事故 | 22 | 局・署 | 22 | 36 | 114 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 22 | 36 | 114 |
| ガス漏れ事故 | 11 | 局・署 | 11 | 23 | 80 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 11 | 23 | 80 |
| 油流出事故 | 21 | 局・署 | 21 | 24 | 83 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 21 | 24 | 83 |
| AED救急 | 316 | 局・署 | 316 | 330 | 1,107 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 316 | 330 | 1,107 |
| 救急支援 | 1,477 | 局・署 | 1,477 | 1,525 | 5,488 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 1,477 | 1,525 | 5,488 |
| へり支援 | 152 | 局・署 | 152 | 161 | 501 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 152 | 161 | 501 |
| その他の事故 | 113 | 局・署 | 113 | 186 | 659 |
| | | 団 | 3 | 8 | 76 |
| | | 小計 | 116 | 194 | 735 |
| 自然災害 | 10 | 局・署 | 10 | 10 | 44 |
| | | 団 | 1 | 0 | 2 |
| | | 小計 | 11 | 10 | 46 |
| 局管轄外火災 | 0 | 局・署 | 0 | 0 | 0 |
| | | 団 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 2,651 | 局・署 | 2,651 | 3,937 | 13,524 |
| | | 団 | 48 | 97 | 1,114 |
| | | 小計 | 2,699 | 4,034 | 14,638 |

※ AED救急とは、心肺停止又は心肺停止の恐れがある救急事案で、救急隊より早く現場着できるAEDを積載した消防隊による出動

(2) 消防職員の各種手当

(30. 4. 1)

| 手当名 | 支給基準 | 金額 | 摘 要 |
|----------|--------------------|---------------------------------------|---|
| 夜間特殊業務手当 | 深夜勤務 1 回につき | 円 全部 1,100 2H以上 730 2H未満 410 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき |
| 荒天時作業手当 | 巡回監視 | 日額 710 | 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止された道路、湾岸施設等での作業に限る |
| | 応急作業又は応急作業のための災害調査 | 日額 1,080 | |
| | 災害警備、遭難救助 | 日額 840 | 消防局の職員に限る |

(3) 消防団階級別人員・年報酬・出動手当

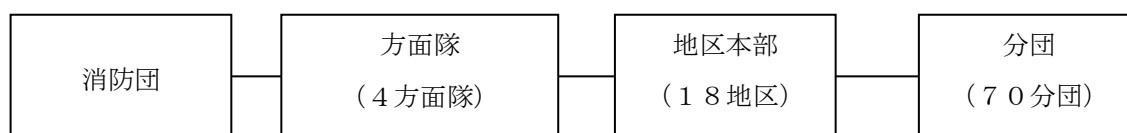
(30. 4. 1)

| 区 分 | 合 計 | 団 長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 部 長 | 副部長 | 班 長 | 団 員 | |
|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 人員 | 定員(人) | 2,944 | 1 | 18 | 89 | 89 | 241 | 218 | 606 | 1,682 |
| | 現員(人) | 2,737 | 1 | 18 | 89 | 88 | 234 | 203 | 520 | 1,584 |
| 年 報 酬 (円) | | 82,500 | 69,000 | 50,500 | 45,500 | 38,000 | 37,500 | 37,000 | 36,500 | |

(30. 4. 1)

| | | | |
|---------|---|------------|----------|
| 出 動 手 当 | 水・火災又はこれらに類する災害の警戒防ぎよ等に に従事したとき（出動 1 回につき） | 4 時間以内のとき | 5,700 円 |
| | | 4 時間を超えるとき | 11,400 円 |
| | 儀式、訓練その他の消防業務に従事したとき | 出動 1 回につき | 5,700 円 |

※ 消防団の組織



火 災

長崎市の消防体制は、昭和 23 年 3 月に自治体消防の第 1 歩を踏み出して以来、幾多の組織改編がなされ、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 3 消防署、17 出張所、2 派出所を配置し、警防活動を実施している。

近年、火災等の災害は複雑多様化、大規模化していることから、本市では火災等による被害の軽減及び負傷者等の救出・救護のための消防隊の出動を迅速かつ的確に行うため、建物火災や林野火災、車両火災といった火災種別ごとに出動区域の指定や出動小隊の編成などを定めた出動計画を策定するとともに、適時、見直しを行っている。

さらに、火災危険予想区域、特殊建築物、大規模危険物施設等の「通常警防計画」と、火災警報その他異常気象、道路通行不能及び断水等により人命危険又は延焼拡大が予想される「特殊警防計画」をそれぞれ作成することで、特定の消防対象物又は区域で火災その他の災害が発生した場合に、消防隊の適正な運用を図り、指揮体制、防ぎよ方法など、消防活動全体にわたる効果的かつ円滑な警防活動の実施に努めている。

1 火災発生状況

(1) 火災発生件数と損害額

平成 29 年中の火災発生件数は 104 件で、前年の 131 件に比べ 27 件減少している。

出火頻度は、3.5 日（前年 2.8 日）に 1 件の発生であり、出火率（人口 1 万人あたりの出火件数）は 2.07（前年 2.59）となり、前年より 0.52 減少したことになる。

全火災の損害額は、2 億 2,622 万 2 千円で、前年の 1 億 8360 万 1 千円に比べ 4,262 万円 1 千円増加している。

(2) 火災種別ごとの発生件数と損害額

火災種別ごとの発生件数の第 1 位は建物火災の 67 件（全体の 64.4%）、第 2 位が車両火災の 4 件（全体の 3.8%）、第 3 位が林野火災の 2 件（全体の 1.9%）の順となっている。

火災種別ごとの発生件数及び損害額は下表のとおりとなっている。

平成 29 年中の火災発生件数・損害額

| 火災種別 | 建 物 | 車 両 | 林 野 | 船 舶 | 航空機 | その他 | 合 計 |
|----------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 件 数(件) | 67 | 4 | 2 | 0 | 0 | 31 | 104 |
| 損害額(千円) | 224,353 | 990 | 0 | 0 | 0 | 879 | 226,222 |

(3) 火災の原因

火災の原因の 1 位は「たき火、放火（疑い含む）、電気器具・配線」の 14 件で、以下下表のとおりとなっている。

平成 29 年中の原因別火災発生件数（上位 5 位まで）

| | 1 位 ・たき火 | 1 位 ・放火 (疑い含む) | 1 位 ・電気器具、配線 | 4 位 ・たばこ | 5 位 ・こんろ (食油発火含む) |
|-------|-------------|----------------------|-----------------|-------------|-------------------------|
| 件数(件) | 14 | 14 | 14 | 12 | 11 |

(4) 火災発生の多い（少ない）月、曜日、時間帯

| | | | |
|--------|-----------------|--------|--------------|
| 発生の多い月 | 12 月（17 件） | 少ない月 | 10 月（3 件） |
| 多い曜日 | 月曜日（20 件） | 少ない曜日 | 火曜日（10 件） |
| 多い時間帯 | 16 時～18 時（17 件） | 少ない時間帯 | 0 時～2 時（2 件） |

救 急

本市における救急業務は、昭和 24 年 6 月に消防サービス業務として開始したが、昭和 38 年に法制化され、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 15 台の救急自動車を配置し、救急隊員 121 人で実施している。

救急業務には、医学的な専門知識と高度な応急処置技術が求められているが、医療機関と連携したメディカルコントロール啓発体制を充実させるため、救急業務高度化の推進、救急隊員に対する教育体制の充実、及び応急手当の普及促進を重点に事業を推進している。

本市では、傷病者を迅速に医療機関へ収容するため、救急告示病院等からなる病院群輪番体制の導入及び救急協力病院等により、救急医療体制の確保が図られているが、夜間における市民からの一次救急傷病者に対応するため、市医師会館内に『長崎市夜間急患センター』が開設されている。

さらに、県においては各医療機関の情報収集を図るため、県下全域の救急医療機関と消防本部をインターネットで結んだ「長崎県救急医療情報システム」を整備し、全県的な救急医療体制の充実を図っている。

また、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定し、円滑な救急業務に努めている。

1 救急業務高度化の推進

救急隊員の行う応急処置の範囲の拡大に伴い、高規格救急車及び高度救命処置用資機材を配備している。

平成 29 年中の特定行為等件数及び全心肺停止傷病者のうち 1 ヶ月後の生存者数

| 対象者数 | 特定行為等件数 | 除細動 | 気道確保 | 輸液 | アドレナリン 投与 | 血糖測定 | ブドウ糖 投与 | 全心肺停止傷病者のうち 1 ヶ月後の生存者数 |
|-------|---------|------|-------|-------|--------------|-------|------------|------------------------|
| 484 人 | 665 件 | 47 件 | 106 件 | 180 件 | 71 件 | 233 件 | 28 件 | 39 人 |

2 救急隊員に対する教育体制の充実

救急隊員に求められる知識・技術が飛躍的に高度化・専門化していることから、毎年、国家資格である救急救命士の養成を行い、高度な応急処置ができる救急隊員を養成し、あわせて救急救命士の質の確保を図るため病院実習による再教育等を計画的に実施している。

さらに、専門の医師を講師として、救急隊員の救急知識・技術の向上を目的とした研修会を定期的開催し、OJTによる若手職員への教育にも力を注ぎ救急教育体制の充実を図っている。

3 応急手当普及啓発体制の充実

救急車到着までの家族等による応急手当の重要性については、従来から十分認識しており、様々な機会をとらえて積極的に普及啓発活動に取り組んでいる。なお、平成 20 年度は市職員約 2,300 人を対象に応急手当講習（0 予算事業）を行い、平成 24 年度からは新規採用職員全員を対象とした。

さらに、平成 25 年度から市内の中学 1 年生を対象として、心肺蘇生法の実技等を学ぶ「スクール救命サポーター育成事業」を行っている。

平成 29 年中の応急手当講習会の実施回数及び受講者数

| 上級救命講習 | | 普通救命講習 | | 一般救命講習 | |
|--------|------|--------|--------|--------|---------|
| 実施回数 | 受講者 | 実施回数 | 受講者 | 実施回数 | 受講者 |
| 6回 | 129人 | 208回 | 3,688人 | 395回 | 14,176人 |

4 救急出場件数と事故種別件数

(1) 出場件数と搬送人員

平成 29 年中の救急出場件数は 25,741 件、搬送人員 23,210 人で、前年に比べ出場件数は 940 件、搬送人員では 888 人が増加している。

これを人口割でみると、全住民（1 市 2 町 502,469 人）の 19.5 人に 1 人が救急車を要請し、21.6 人に 1 人が搬送され、1 日平均 70.5 件出場、63.6 人を搬送したことになる。

(2) 事故種別ごとの出場件数

事故種別ごとの出場件数の第 1 位は急病の 15,829 件（全出場件数の 61.5%）、第 2 位が一般負傷の 4,229 件（同 16.4%）、第 3 位が交通事故の 1,314 件（同 5.1%）、第 4 位が自損行為の 186 件（同 0.7%）、第 5 位が労働災害事故の 135 件（同 0.5%）となっている。

平成 29 年中の救急出場件数・搬送人員

| 事故種別 | 急病 | 一般負傷 | 交通事故 | 自損行為 | 労働災害 | 運動競技 | 加害 | 火災 | 水難事故 | 自然災害 | その他 | 合計 |
|------|--------|-------|-------|------|------|------|----|----|------|------|-------|--------|
| 出場件数 | 15,829 | 4,229 | 1,314 | 186 | 135 | 117 | 83 | 39 | 15 | 0 | 3,794 | 25,741 |
| 搬送人員 | 14,071 | 3,942 | 1,175 | 116 | 136 | 112 | 60 | 16 | 8 | 0 | 3,574 | 23,210 |

出場件数 最も多い月 1 月（2,396 件） 少ない月 9 月（1,961 件）

搬送人員 最も多い月 1 月（2,174 人） 少ない月 4 月（1,781 人）

平成 29 年中の年齢区分別搬送人員

| 事故種別 | 急病 | 一般負傷 | 交通事故 | 労働災害 | 自損行為 | 運動競技 | 加害 | 火災 | 水難事故 | 自然災害 | その他 | 合計 |
|------|--------|-------|-------|------|------|------|----|----|------|------|-------|--------|
| 高齢者 | 9,275 | 3,004 | 300 | 26 | 18 | 6 | 13 | 10 | 2 | 0 | 2,436 | 15,090 |
| 成人 | 4,059 | 704 | 794 | 110 | 95 | 40 | 41 | 6 | 6 | 0 | 950 | 6,805 |
| 少年 | 308 | 70 | 62 | 0 | 3 | 66 | 6 | 0 | 0 | 0 | 47 | 562 |
| 乳幼児 | 422 | 162 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 | 662 |
| 新生児 | 7 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 81 | 91 |
| 合計 | 14,071 | 3,942 | 1,175 | 136 | 116 | 112 | 60 | 16 | 8 | 0 | 3,574 | 23,210 |

救 助

都市化の進展や産業構造の変化等により、災害は大規模・複雑多様化しており、これら災害による救助事象に対応するための救助体制の充実・整備が必要なところである。

こうしたことから、救助に係る高度な専門教育を受けた隊員と、高度かつ専門的な機能を有した資機材及びこれらの資機材を搭載した車両からなる、高度救助隊、特別救助隊を組織し救助体制の充実を図っている。

高度救助隊については中核市（人口 30 万人以上の都市）消防本部へ配備することが義務化されたことから、中央消防署に 1 隊配置し、高度救助用資機材等を整備している。

1 救助資機材の整備

昭和 55 年に救助工作車を配置してから、省令の定めるところにより、油圧スプレッダーや画像探索機等の救助用資機材を整備してきた。その後平成 17 年に発生したJR福知山線の列車事故等を契機として、都市型救助事故に対応する高度救助隊を配置し、高度救助資機材の充実に努めている。

2 有毒物質等による特殊災害への対応

地下鉄サリン事件や米国同時多発テロ事件を契機に、化学防護服や生物剤検知装置等の特殊災害対策用資機材を配備した「特殊災害救助隊」を北消防署に編成し、生物剤や有毒物質等による特殊災害事故に対応している。

3 地震等大規模災害への広域的な対応

阪神淡路大震災を契機に地震等の大規模災害が発生した場合に広域的な広域的な救援体制を迅速に構築するための緊急消防援助隊が全国の消防本部により編成された。本市は長崎県の代表消防機関として、県統合機動部隊指揮隊、県大隊指揮隊、救助小隊、救急小隊等の合計 23 隊 94 人を緊急消防援助隊へ登録し、大規模災害に対応した体制の充実に努めている。

また、海外で発生した大規模災害に対応する、国際消防救助隊に 6 名の隊員を登録している。

4 救助出動件数及び救出人員

平成 29 年中の救助出動件数は 193 件、救助人員は 144 人で、昨年に比べ救助出動件数は 11 件、救助人員では 13 人増加している。

事故種別ごとの出動件数の第 1 位は建物等による事故の 72 件（全体の 37.3%）、第 2 位が交通事故の 44 件（同 22.8%）、第 3 位が水難事故の 19 件（同 9.8%）となっている。

平成 29 年中の救助出動件数・活動件数・救助人員

| 事故種別 | 建物等による | 交通事故 | 水難事故 | 火災 | 機械による事 | 自然災害 | ガス及び酸欠 | 破 裂 破 事 故 | その 他 の 事 故 | 合 計 |
|------|--------|------|------|----|--------|------|--------|-----------|------------|-----|
| 出動件数 | 72 | 44 | 19 | 9 | 7 | 0 | 0 | 0 | 42 | 193 |
| 活動件数 | 57 | 30 | 16 | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 36 | 152 |
| 救助人員 | 53 | 32 | 14 | 7 | 4 | 0 | 0 | 0 | 34 | 144 |

救助出動 多い月 8 月（25 件） 少ない月 5 月（9 件）